

平成 28 年度 包括外部監査報告書

「町田市の子ども・子育て支援事業に関する
財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 辰巳 英城

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ).....	1
3. 外部監査の対象部署.....	1
4. 外部監査の対象期間.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 外部監査の基本的な視点.....	2
7. 実施する主な監査手続.....	2
8. 外部監査の補助者.....	2
9. 利害関係.....	2
第2 選定した特定の事件等の概要	3
1. 教育・保育、子ども・子育てに関する国の制度と市の現状の概要.....	3
2. 教育・保育、子ども・子育てに関する市の組織.....	10
3. 教育・保育、子ども・子育てに関する市の歳出.....	15
第3 外部監査の総括	16
1. 保育事業に関する財務事務等の総括.....	16
2. 監査の「結果」及び監査の「意見」の数.....	16
第4 監査の結果及び意見	17
I. 子ども総務課.....	17
1. ひとり親家庭等医療費助成事業.....	17
2. 児童扶養手当支給事業.....	19
3. 私立幼稚園等園児保護者補助事業・幼稚園就園奨励事業.....	21
4. 特定認可外保育施設利用者補助事業.....	22
5. 大気汚染医療費助成.....	23
6. 育成医療費助成.....	24
II. 保育・幼稚園課.....	25
1. 保育・幼稚園課の概要.....	25
2. 民間等保育所運営事業.....	31
3. 民間等保育所運営費加算補助事業.....	32
4. 民間保育所施設整備借入金償還対策補助金.....	33
5. 幼稚園・認定こども園施設型給付事業.....	34
6. 認証保育所事業.....	35
7. 町田市保育力強化事業補助金.....	38
8. 町田市保育士等キャリアアップ補助金等.....	39
9. 町田市幼稚園等障がい児通園促進事業.....	41
10. 保育サービス推進事業.....	42
11. 町田市私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金.....	42
12. 私立幼稚園等嘱託医執務費.....	47
13. 町田市子ども・子育て利用者支援事業(保育コンシェルジュ).....	48
14. 認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・幼稚園の利用者負担額等(保育料)の決定.....	49

15. 認可保育所の利用者負担額(保育料)の徴収.....	55
Ⅲ. 子育て推進課.....	62
1. 待機児童解消関連.....	62
2. 民間保育所整備支援事業.....	72
3. ファミリー・サポート・センター事業.....	75
4. マイ保育園事業.....	77
5. 病児保育・病後児保育事業.....	81
6. 市立保育園.....	85
7. 年末保育.....	90
Ⅳ. 子ども家庭支援センター.....	92
1. 虐待対応関連.....	92
2. ひとり親家庭自立支援事業.....	98
3. 子ども在宅サービス支援事業.....	100
Ⅴ. すみれ教室.....	103
1. すみれ教室.....	103
Ⅵ. 保健所保健予防課.....	114
1. 医療費助成.....	114
2. 予防接種.....	116
3. 母子一般健診・母子歯科健診.....	118
4. 母子保健質問.....	121

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書で用いている主な用語

用語	内容
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続く。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用はできない。 歳出においては、款・項・目は目的別(土木費・民生費など)に分類され、節は性質別(委託料・扶助費など)に区分される。
町田市決算書	町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書
年次	暦年(1月1日から12月31日まで)
年度	会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)

・監査の「結果」と監査の「意見」

本報告書では、監査の結論を「結果」と「意見」に分けて記載する。

監査の「結果」は、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である。

監査の「意見」は、監査の「結果」以外で、改善・検討を求める事項である。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

平成 28 年 3 月に総務省が公表した人口推計によると、平成 27 年 10 月 1 日現在、日本の総人口は 1 億 2711 万人で、前年同月に比べ 13 万 9 千人減少した。平成 17 年に戦後初めて総人口が前年を下回った後、増減を繰り返し、平成 23 年以降、毎年減少している。町田市の総人口は平成 28 年 4 月 1 日現在 42 万 7 千人で増加傾向にあるが、15 歳未満の子どもの数は 5 万 6 千人で、平成 23 年以降は減少傾向にある。

少子化の影響として、生産年齢人口の減少、労働力供給の減少、社会保障分野への影響などが考えられる。平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連法が成立し、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から全国の市町村で始まっている。地方公共団体においても、少子化対策等として、保育サービスの充実や支援、待機児童の解消に向けた取り組みが行われているところである。

このような現状において、町田市では、平成 23 年 12 月に発行した「町田市基本計画まちだ未来づくりプラン」の基本目標のひとつとして、「将来を担う人が育つまちをつくる」ことを掲げ、具体的な施策に取り組むとともに、平成 27 年 3 月には「町田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、国の子ども・子育て支援新制度にも対応しているところである。

このような現状を踏まえ、町田市の行う子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取り組みが行われているかを検討する必要があると認められるため、町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行を平成 28 年度包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象部署

子ども生活部(子ども総務課、保育・幼稚園課、子育て推進課、子ども家庭支援センター、すみれ教室)、保健所(保健予防課)

4. 外部監査の対象期間

平成 27 年度の執行分

必要に応じて平成 26 年度以前または平成 28 年度の執行分を含む。

5. 外部監査の実施期間

平成28年5月30日から平成29年3月31日まで

6. 外部監査の基本的な視点

① 町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の法規性に問題はないか

町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、町田市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

② 町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取り組みが行われているか。

7. 実施する主な監査手続

- 担当部署等へのヒアリングを実施する。
- 関連書類を閲覧し、関連規則等への準拠性を確認する。
- 監査対象とした事業の調査・分析等を行う
- 必要と認めた施設等の現場視察を行う。

8. 外部監査の補助者

作本 遠	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
清水 貴之	公認会計士	山崎 愛子	公認会計士
谷川 淳	公認会計士		

9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件等の概要

1. 教育・保育、子ども・子育てに関する国の制度と市の現状の概要

(1) 教育・保育、子ども・子育て支援に関する国の制度

① 国の制度の変遷

平成 2 年に、それまでの過去最低であった「ひのえうま」という特殊要因による昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回る 1.57 を記録したことを契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

国は次表のように法や制度を施行していくものの、予想以上の少子化の進行に加えて、社会の家族と働き方、育て方の変化から、待機児童への対応も求められるところとなっている。

表 1 国の制度の変遷の概要(内閣府ホームページより抜粋)

- ・平成 2 年に、それまでの過去最低であった「ひのえうま」という特殊要因による昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回る 1.57 を記録したことを契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。
- ・平成 6 年 12 月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定された。
- ・平成 11 年 12 月、「少子化対策推進基本方針」(少子化対策推進関係閣僚会議決定)と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定された。
- ・平成 15 年 7 月、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。また同年 7 月、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」が制定され、同年 9 月から施行された。
- ・平成 16 年 6 月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。
- ・平成 16 年 12 月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を少子化社会対策会議において決定した。
- ・平成 17 年、我が国は明治 32 年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。
- ・平成 19 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)が取りまとめられた。
- ・平成 20 年 2 月に、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。
- ・平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子

育て関連3法が成立した。

- ・平成25年4月に、都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとした。
- ・平成27年4月から、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が開始された。

② 現時点の国の制度

現時点では、平成27年4月から、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されている。

表2 子ども・子育て支援新制度の概要(内閣府ホームページより抜粋)

<p>1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設</p> <p>地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。</p>
<p>2.認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)</p> <p>幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。</p> <p>認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。</p>
<p>3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援</p> <p>利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。</p>
<p>4.基礎自治体(市町村)が実施主体</p> <p>市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。</p> <p>国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。</p>
<p>5.社会全体による費用負担</p> <p>消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。(幼児教育、教育・保育、子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要です)</p>
<p>6.政府の推進体制</p> <p>制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)しました。</p>
<p>7.子ども・子育て会議の設置</p> <p>有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。</p> <p>市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務とします。</p>

(2) 町田市の概況・人口

① 町田市の概況

町田市は、関東地方の南端、東京都多摩地方の南西部に位置している。ほぼ全域が多摩丘陵に含まれ、市域の平面積は丘陵の西南線に沿う狭長な形態になっている。北は東京都八王子市と東京都多摩市、東は神奈川県横浜市と神奈川県川崎市、西は神奈川県相模原市と神奈川県大和市に接している。

東京都は、大きく「島部」、「郡部」、「区部」、「市部」に分けられる。

島部は大島、三宅島など、郡部は日の出町、檜原村など島部を除く都内の町村、区部は23区、市部は八王子市や多摩市など26市からなり、町田市は市部に属している。



図1 町田市の位置・地図(町田市ホームページより)

② 町田市の人口、平均年齢、人口推移

町田市の平成28年1月1日時点の人口、平均年齢、及び人口推移を次表以降に示す。市の人口は毎年増加しているが、近年の増加率は低い傾向にある。

表3 町田市の人口

項目		総数	男	女
人口総数	人口	426,937人	209,797人	217,140人
	対前年増減	+289人	-35人	+324人
平均年齢	人口	45.53歳	44.15歳	46.85歳
	対前年増減	+0.36歳	+0.30歳	+0.41歳

表4 町田市の人口推移

(毎年1月1日現在 単位:人)

年次	人口総数	人口増加数	人口増減率	年次	人口総数	人口増加数	人口増減率
昭和64年	339,648	4,099	1.22%	平成15年	389,921	7,715	2.02%
平成2年	343,787	4,139	1.22%	平成16年	397,620	7,699	1.97%
平成3年	347,434	3,647	1.06%	平成17年	402,075	4,455	1.12%
平成4年	350,670	3,236	0.93%	平成18年	404,541	2,466	0.61%
平成5年	353,745	3,075	0.88%	平成19年	408,238	3,697	0.91%
平成6年	356,829	3,084	0.87%	平成20年	411,721	3,483	0.85%
平成7年	357,303	474	0.13%	平成21年	414,406	2,685	0.65%

第2 選定した特定の事件等の概要

平成 8 年	357,871	568	0.16%	平成 22 年	417,358	2,952	0.71%
平成 9 年	359,096	1,225	0.34%	平成 23 年	419,525	2,167	0.52%
平成 10 年	361,682	2,586	0.72%	平成 24 年	420,304	779	0.19%
平成 11 年	364,365	2,683	0.74%	平成 25 年	425,762	5,458	1.30%
平成 12 年	369,587	5,222	1.43%	平成 26 年	426,222	460	0.11%
平成 13 年	375,905	6,318	1.71%	平成 27 年	426,648	426	0.10%
平成 14 年	382,206	6,301	1.68%	平成 28 年	426,937	289	0.07%
				昭和 64 年と平成 28 年の比較		87,289	25.70%

(町田市統計書第 49 号 2015 年度(平成 27 年度)版より)

※1 数値は住民基本台帳人口による。

※2 平成 25 年以降は外国人人口を含む(平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳に外国人が記載されるようになったため)。

※3 人口増減率は監査人が次の算式で試算している。

$$\text{人口増減率(\%)} = (\text{当該時点の人口} - \text{前時点の人口}) \div \text{前時点の人口} \times 100$$

③ 町田市の年齢別人口

町田市の人口を年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)、老年人口(65 歳～)に三区分した年齢三区分人口について、平成 28 年 1 月 1 日時点と昭和 64 年 1 月 1 日時点を比較すると次表のとおりとなる。あわせて、平成 18 年 1 月 1 日からの推移を次図に示す。老年人口の伸び率が大きいいため、構成割合をみると、年少人口、生産年齢人口の構成割合が大きく減少している。年少人口は実数でも減少している。

表 5 町田市の年齢別人口と構成割合

項目		年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳～)
平成 28 年 1 月 1 日時点	人口	56,459 人	262,016 人	108,461 人
	構成割合	13.22%	61.37%	25.40%
昭和 64 年 1 月 1 日時点	人口	63,567 人	250,631 人	25,450 人
	構成割合	18.72%	73.79%	7.49%

※ 平成 28 年 1 月 1 日時点の年齢三区分人口は『2016 年 1 月 町田市の人口』より、昭和 64 年 1 月 1 日時点の年齢三区分人口は、『町田市統計書第 49 号 2015 年度(平成 27 年度)版』より。



図2 市の年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比(平成18年1月1日以降)

※住民基本台帳法の改正に伴い平成25年から外国人が含まれた人口

④ 市の人口予測

町田市人口は一貫して増加しており、平成30年まで微増すると予測されているが、15歳未満の年少人口はすでに平成23年から減少を始めており、平成35年には5万人を下回ると見込まれている。

表6 市の人口予測 (各年4月1日時点)

(単位:人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町田市人口	423,320	424,951	425,299	426,205	426,209	429,527	430,910	432,282
年少人口	58,898	59,039	58,737	58,561	57,828	57,391	56,597	55,623

(単位:
人)

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
町田市人口	432,339	431,647	430,621	429,333	427,802	426,036	424,036	421,820
年少人口	54,678	53,620	52,682	51,561	50,431	49,218	48,087	46,860

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)より作成

第2 選定した特定の事件等の概要

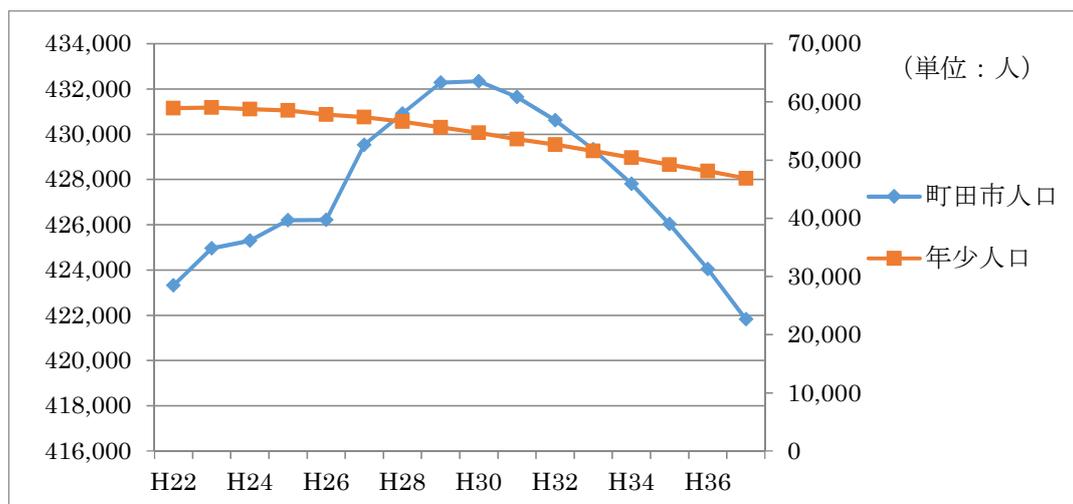


図3 町田市の人口推計等の見込み

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)より作成

⑤ 町田市における就業者数、女性就業者数の推移

社会における女性の就業者数は増加を続けており、町田市における女性の就業者数も増加傾向にあり、児童を預けたいとする需要が増加傾向にあるものと思われる。

このような、少子化による年少人口の減少と、女性就業者数の増加等が相互に影響し、結果として、現状においては保育需要の増加として表れている。

表 7 町田市における就業者数、女性就業者数の推移

(単位:人)

区分	H2	H7	H12	H17	H22
就業者合計	284,843	308,097	327,197	350,277	366,726
うち女性	143,108	154,789	165,240	178,457	187,999
比率	50.2%	50.2%	50.5%	50.9%	51.3%

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年 3 月)より作成

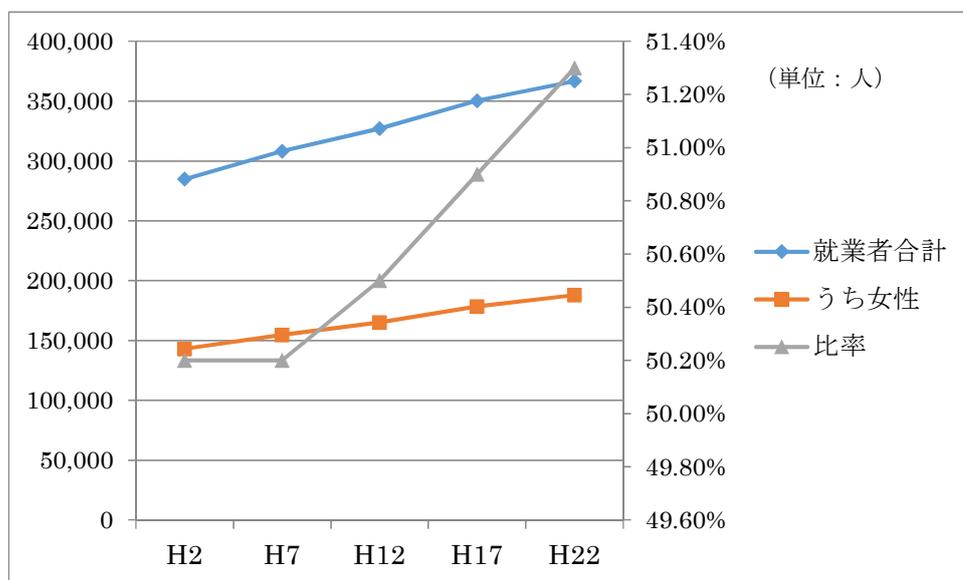


図 4 町田市における就業者数、女性就業者数の推移

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年 3 月)より作成

2. 教育・保育、子ども・子育てに関する市の組織

(1) 教育・保育、子ども・子育てに関する市の主な組織

前述したとおり、教育・保育、子ども・子育て支援に関する国の制度は幾度かの変更、新設を経て、平成 27 年度から、子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が開始されている。

この制度開始に合わせて市の組織も平成 27 年 4 月に変更が行われ、現行の組織体制に移行した。

教育・保育、子ども・子育てを担当している市の主な部署として、次表に記載する市の部署がある。

これら以外にも、子ども生活部には「児童青少年課」、「大地沢青少年センター」があるが、それぞれ、対象年齢が主として小学生であること、対象年齢に制限がないことから除外している。また、保健所には次表以外にも、「保健総務課」、「健康推進課」、「生活衛生課」があるが、それぞれ、企画・統計・調査を主に担当していること、対象年齢に制限がないこと、主に動物等管理や衛生に関する事項を担当していることから、除外している。

表 8 教育・保育、子ども・子育てを担当している市の主な部署

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども生活部 <ul style="list-style-type: none"> 子ども総務課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター すみれ教室 ・保健所 <ul style="list-style-type: none"> 保健予防課

① 子ども総務課(子ども生活部)の概要

子ども総務課は、主として企画、総務、手当・補助・助成金の交付を行う部署である。

表 9 子ども総務課の役割と所属する係(市のホームページより作成)

<p>< 子ども総務課の役割 ></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済的、精神的な不安がなく安心して出産、子育てができる環境、状況を創ります。 ② 就業支援、生活保護、ひとり親相談などを行う関係機関と連携して、ひとり親家庭を支えます。 ③ 市民の子育て支援のために、子育ての基本計画に関わる事業を積極的に推進し、その状況を十分に把握していきます。 ④ 手当などの適切な給付を実施するとともに返還金の納付促進を図ります。 ⑤ 部の総務担当課としての機能を充実させます。 ⑥ 庁内各課に正確、迅速に情報を提供します。

<所属する係>

企画総務係

- ① 子ども行政の総合調整
- ② 子どもに関する事業的な計画の策定及び調整に関すること
- ③ 青少年問題協議会に関すること
- ④ 町田経理専門学校の証明書発行に関すること

手当・医療費助成係

- ① 手当・医療費助成に関すること(児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、大気汚染医療費助成、小児慢性医療費助成、育成医療費助成)
- ② 私立幼稚園補助金に関すること(私立幼稚園等園児保護者補助金、幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園入園促進補助金)
- ③ 認可外保育施設等入所児童保護者補助に関すること

② 保育・幼稚園課(子ども生活部)の概要

保育・幼稚園課は、主として民営保育施設の運営支援、保育料の決定と徴収を行う部署である。

表 10 保育・幼稚園課の役割と所属する係(市のホームページより作成)

<保育・幼稚園課の役割>

安心して子育てができる環境を作るため、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者(保育ママ)、幼稚園などお子さんを預かる施設に対する運営支援、利用者に対する施設案内や支給認定、入所などに関する業務を行います。

<所属する係>

支援係

- ① 認可保育所・認定こども園(保育部分)・家庭的保育者(保育ママ)への入所に関すること
- ② 教育・保育給付支給認定に関すること
- ③ 認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・幼稚園などの利用者支援事業(保育コンシェルジュ)に関すること
- ④ 認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・幼稚園の利用者負担額等(保育料)の決定に関すること
- ⑤ 認可保育所の利用者負担額等(保育料)の徴収に関すること

管理係

- ① 認可保育所・幼稚園・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・認証保育所の運営支援に関すること

③ 子育て推進課(子ども生活部)の概要

子育て推進課は、主として、市立保育園の運営の他、認可保育園・幼稚園・認定こども園・家庭的保育等の認可に関すること、特定教育・保育施設の整備に関すること、マイ保育園事業等の事業実施、地域子育て相談センターの運営を行う部署である。

表 11 子育て推進課の役割と所属する係(市のホームページより作成)

<p><子育て推進課の役割></p> <p>安心して子育てができる環境を作るため、保育園や保育ママなどお子さんを預かる施設の整備、地域における子育て相談の充実に関する業務を行います。</p> <p><所属する係></p> <p>事業係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マイ保育園事業(子育てひろば事業)に関すること ② 病児・病後児保育事業に関すること ③ ファミリー・サポート・センター事業に関すること ④ 市立保育園の運営に関すること ⑤ 地域子育て相談センターの運営に関すること <p>整備係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定教育・保育施設の整備に関すること ② 地域型保育事業の整備に関すること ③ 認可保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育等の認可に関すること <p>市立保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市立保育園の保育に関すること ② 一時保育、年末保育に関すること ③ 地域への保育の情報提供を行うこと <p>地域子育て相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における子育て相談に関すること ② 子育て支援における地域間や専門機関との連携に関すること ③ マイ保育園事業の推進及び調整に関すること

④ 子ども家庭支援センター(子ども生活部)の概要

子ども家庭支援センターは、主として、子どもと家庭の問題に関する虐待対応等事務と、自立支援を行う部署である。

表 12 子ども家庭支援センターの役割(市のホームページより作成)

<p><子ども家庭支援センターの役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口です。0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談にのっています。 ② その他、ひとり親家庭が自立した生活を送るため、生活全般や就労等に関する相談やサービスの提供を行います。
--

⑤ すみれ教室(子ども生活部)の概要

すみれ教室は、主として、発達に関する相談及び障がい児の療育を行う部署である。

表 13 すみれ教室の役割(市のホームページより作成)

<p><すみれ教室の役割></p> <p>専門的な助言や療育を行い、家族や関係機関を支え、安心して子育てができる地域環境を支援します。</p>

⑥ 保健予防課(保健所)の概要

保健予防課は、主として、予防接種、母子保健に関することを行う部署である。

表 14 保健予防課に所属する係(市のホームページより作成)

<p><所属する係></p> <p>保健予防係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種に関する業務 ② 予防接種に関する健康相談 ③ 医療費の助成(結核、感染症等)に関する手続き ④ 成人歯科健診(歯科口腔健康診査)に関する業務 ⑤ 健康づくり推進員に関する企画及び調整 <p>母子保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳(母子手帳)の交付 ② 妊婦健康診査受診票の交付 ③ 里帰り出産等における妊婦健康診査受診費用助成の手続き ④ 医療費の助成(養育医療等)に関する手続き ⑤ 乳幼児の健康診査に関する業務 <p>保健予防課には、この他に 7 つの係があり、健康福祉会館管理業務、歯科に関する業務、栄養相談、精神保健等に関することが行われている。</p>

(2)教育・保育、子ども・子育てに関する市の組織の関係

上述のとおり、教育・保育、子ども・子育てに関して市の組織はいくつかに分かれてそれぞれの役割を果たしているが、主な事項に関する各組織との関係を次表に示す。

表 15 教育・保育、子ども・子育てに関する市の組織の関係 (○:担当)

区分	業務内容	子育て 推進課	保育・ 幼稚園課	(施設 運営者)	
市立保育所	施設維持管理等	○		—	
	労務管理等	○			
	入所児決定		○		
	利用料金決定徴収管理	(①)	○		
民 営 保 育 施 設	認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ(注1))・認証保育所(東京都)・新制度に移行した認可幼稚園(注2、注3)	施設の維持管理	(②)		○
		施設認可関連・施設検査③	○		
		運営支援、検査③		○	
		入所児決定		○	(④)
		利用料金決定		○	
		利用料金徴収管理		(⑤)	(⑥)
	新制度に移行しなかった幼稚園、上記以外の保育施設	施設の維持管理			○
		施設認可関連・施設検査③	○		
		運営検査③		○	
		入所児決定			○
	利用料金決定徴収管理			○	

※(①)～(⑤)

- ①利用料金のうち、特別保育(一時保育・延長保育・年末保育)については、追加的料金のため、プリペイド方式の電子マネー等で利用の都度徴収するが、これだけは子育て推進課が管理している。
- ②定員増を伴う改修等については補助を行う場合がある。日常補修は法人運営費から支出される。
- ③検査については東京都の検査の際に、子育て推進課、保育・幼稚園課各1名ずつ同行。
- ④幼稚園の方で決定するケースもある。
- ⑤保育所分の利用料金の決定と徴収は市が行う。
- ⑥幼稚園・認定こども園・家庭的保育者は各施設で徴収している。利用料金の決定は市が行う。

※(注1)～(注3)

(注 1)市町村が実施する地域型保育事業に係る公定価格については、内閣総理大臣が定める公定価格によることになるため、市町村が定める必要は無い。(これには4類型あるが、町田で現在行われているのは、上記「家庭的保育者」のみ。)

(注 2)新制度に移行した幼稚園は、平成 27 年 4 月 1 日現在、全国では 23.2%であった。町田市では 32.4%が移行している。

(注 3)新制度に移行した保育所については、利用料金の決定と徴収管理は、市が行うこととなる。いったん市の歳入になり、新制度「施設型給付」と呼ばれる方法で、他の補助金等と合わせて保育施設に支出される。

3. 教育・保育、子ども・子育てに関する市の歳出

教育・保育、子ども・子育てに関する市の歳出の推移

次表は、町田市が作成している「平成 27 年度町田市一般会計特別会計歳入歳出決算事項別明細書」(以下「平成 27 年度町田市決算書」という。)より、平成 27 年度の一般会計歳出額を項・目別に示したものである。あわせて、平成 26 年度分、平成 25 年度分についても示し、推移形式にしている。

前述したとおり、子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて市の組織も平成 27 年 4 月に変更が行われ、現行の組織体制に移行したこと等から、すみれ教室を除き、単純な推移比較は困難な状況にあるが、児童福祉費という項の単位で推移をみれば、平成 25 年度 25,147 百万円、平成 26 年度 27,519 百万円、平成 27 年度 29,400 百万円と増加していることがわかる。

なお、平成 27 年度の組織変更は大幅に行われているため、前年と同一の費目であっても、必ずしも同一の事業が引き継がれているとは限らない。また、保健推進費と保健予防費も同様である。さらに、今回監査対象外とした児童青少年費については、項である児童福祉費を比較表示する便宜上、表示したものである。

表 16 教育・保育、子ども・子育てに関する市の歳出の推移(項・目別)

(単位:百万円)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	項目	金額	項目	金額	項目	金額
社会福祉費	すみれ教室	379	すみれ教室	344	すみれ教室	334
児童福祉費	(児童福祉費 計)	25,147	(児童福祉費 計)	27,519	(児童福祉費 計)	29,400
	児童福祉総務費	11,303	児童福祉総務費	12,484	児童福祉総務費	11,860
	子育て支援費	10,563	子育て支援費	13,010	保育・幼稚園費	12,777
	保育園費	1,480	学童保育費	1,351	子育て推進費	2,369
	学童保育費	1,140	子どもセンター費	553	児童青少年費	2,186
	子どもセンター費	552	青少年対策費	119	子ども家庭支援センター費	205
	青少年対策費	108				
保健衛生費	保健推進費	2,178	保健推進費	2,361	保健予防費	1,810

(出典:町田市歳入歳出決算書より作成)

第3 外部監査の総括

1. 保育事業に関する財務事務等の総括

今後一層少子化が見込まれる状況の中、子ども関連の支出は町田市の将来を担う人を育てるための投資であり、重要な支出といえる。

このため、効率的・効果的な支出が重要となるが、今年度の監査を行った結果、一度立ち止まって振り返ってみる必要があるように思われる。

本年度の監査対象である子ども関連の支出に限らないが、年間の予算が割り当てられている補助金や医療費助成金や児童扶養手当等(以下、補助金等)は、申請者から提出された申請書類をもとに審査を行い、町田市の財源を有効かつ効率的に割り振らなければならないが、そのための厳格・適正な審査が十分に実施されているとは言い切れない実情がみられた。

例えば、申請内容(数値等)を検証していなかったり、申請資料に空欄の項目があったり、メモが付されていて正式な承認手続きとは言い難いものなど、きちんと審査していたのか疑念が生じるものなどが見受けられた。中には補助金等の要件を満たしているか疑わしいと判断されかねない支出も存在する状況であった。

このような状況の原因は以下の5点にあるのではないかと考える。

①市の担当者は前例に従った処理を行っており、書類に形式的な不備があったとしても今まで問題が起きていないことから特に問題視していないこと。

②申請資料の記載内容そのものの真実性について疑念を抱かないこと。

③町田市の中で保育・幼稚園課はとりわけ残業が多い部門であり、各担当者が日常業務に追われ、腰を据えて十分に審査する時間を確保できていないこと。

④予算が割り当てられている補助金等について、予算の達成に意識が向いていること。

⑤申請者に遠慮して申請書類の再提出を依頼しないことがあること。

審査に際して、まずは補助金等の趣旨目的を十分に踏まえる必要がある。そして、申請者がどのような者で何を目的とし、どのような意図があるのかを申請者の立場に立って考えてみる必要があるのではないだろうか。

これにより申請者が補助金等を必要とする実情を理解できたのであれば、単に要件を満たしているか否かという表面上の審査ではなく、補助金等の趣旨目的に沿った、申請者の経済的な実態に即した実りのある審査ができるようになると思う。

最終的には、リスクを評価し、リスクに応じた審査が十分に可能となるような、一層の審査体制の充実を目指していただきたい。ひいては本報告書に掲載している結果や意見の項目は、審査に関わる者が審査の時点で、自ら考え、自ら気づき、自ら判断し、自ら事前に問題点が発生しないように実施することが理想的であると思う。

2. 監査の「結果」及び監査の「意見」の数

本報告書における監査の「結果」の数は20、監査の「意見」の数は60となった。

第4 監査の結果及び意見

I. 子ども総務課

1. ひとり親家庭等医療費助成事業

(1) 概要

① 事業概要

ひとり親家庭等の児童およびその保護者または養育者に対して、医療費の助成を行う事業である。

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、もって一人親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

平成 27 年度の決算額は 165,248 千円である。

表 17 ひとり親家庭等医療費助成制度の概要

根拠条例等	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則
対象となるひとり親家庭等	①次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が規則で定める程度の障がいのある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・その他、上記に準ずる状態にある児童で規則に定めるもの ②次のいずれかに該当する児童を養育する者 ・父母が死亡した児童 ・父又は母が監護しない、①の児童
対象とならない場合	・前年中の所得が限度額を超える場合 ・生活保護を受けている場合 ・公的な医療保険に加入していない場合 ・他の医療助成を受けている場合 ・児童が一定の施設に入所している場合
助成の内容	保険診療の自己負担分から一部負担金を差し引いた額
助成の方法	・都内の保険医療機関 保険証とひとり親家庭等医療費助成制度医療証(マル親医療証)を提示して受診する ・都外の保険医療機関等 医療保険の自己負担分を窓口で支払い、その領収書をもって後日町田市に支給申請する

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証(マル親医療証)の交付を受けるには、ひとり親家庭等医療費助成制度申請書に必要書類を添付して子ども総務課に申請する。当該医療証の有効期限は申請日からその年の 12 月 31 日までであり、更新するには市から毎年 10 月に送付されるひとり親家庭等医療費助成制度現況届に必要な事項を記入し、添付書類とともに子ども総務課に提出する。

(2) 監査の結果及び意見

① 現況届の添付書類について【結果】

平成 27 年 11 月受付分のひとり親家庭等医療費助成制度現況届を確認したところ、次のとおり、不備が発見された。

1) 必要書類の記載事項を欠くもの

児童が施設に入所している場合、申請者が当該児童を監護していることを証するため、「監護事実についての申立・調査書」を現況届に添付しなければならない。これは、申請者(申立人)が当該児童を監護していることについて、民生(児童)委員・介護人(入所施設の学校長・寮長等)が調査の結果、申立のとおりであることを認める書類である。

平成 27 年 11 月受付分で現況届に「監護事実についての申立・調査書」が添付されている 2 件のうち、1 件について、「監護している児童の氏名、生年月日、続柄、児童の住所、別居している理由」「児童を介護している人の氏名、年齢、申立人との続柄」が空欄になっていた。

このように空欄のままでは監護事実の調査が十分に行われていないと懸念されるが、このような案件が見受けられた。

いったんこのような添付書類で可としてしまうと、現況届の提出者の求めによっては次回以降も同様とせざるを得なくなり、適正な運用がますます行いにくくなることも懸念される。

必要書類に完全な記載を要請するのが原則であるが、本件のように申請に当たり特段の支障がないこと等の事情から特例的に未記載でも可と判断したのであれば、次回以降の事務の円滑を図るためにも、その意思決定過程を、いつ誰がどのように判断し承認したか明確な証跡として残すべきである。

2. 児童扶養手当支給事業

(1) 概要

① 事業概要

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、手当を支給する事業である。

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

平成27年度の決算額は1,424,175千円である。

表 18 児童扶養手当支給制度の概要

根拠条例等	町田市児童扶養手当事務取扱規則
対象となるひとり親家庭等	①次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・その他、上記に準ずる状態にある児童で政令に定めるもの ②次のいずれかに該当する児童を養育する者 ・父母が死亡した児童 ・父又は母が監護しない、①の児童
対象とならない場合	・前年中の所得が限度額を超える場合 ・父と母の間に頻繁な交流かつ生活費の補助がある場合 ・申請者である父又は母と同じ住所に、婚姻可能な单身異性がいる場合 ・児童が一定の施設に入所している場合
支給の内容(27年度)	9,910～42,000円/月 第2子加算 5,000円/月、第3子以降加算 3,000円/月
支給の方法	請求の翌月分から年3回、受給者の口座に振込み

児童扶養手当の支給を受けるには、児童扶養手当認定請求書に必要書類を添付して子ども総務課に申請する。更新手続として、市から毎年8月に送付される現況届に必要事項を記入し、添付書類とともに子ども総務課に提出する。

子ども総務課では、児童扶養手当認定請求書に記入された事項を市の保健福祉総合システムに入力し、サービス向上と業務の効率化に役立っている。認定請求書には、事務処理の証跡を示すものとして新規入力、保留確認、追加入力、最終確認の各欄が設けられており、実施者のサインが記入できるようになっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 児童扶養手当認定請求書の最終確認について【結果】

平成27年8月受付分の認定請求書を確認したところ、最終確認欄が空欄のままになっているものが1件あった。この状態では、最終確認は行ったが記入がもれているのか、最

終確認自体が行われていないのかを明らかにすることができない。最終確認が完了したら確実にサインを記入する必要がある。

3. 私立幼稚園等園児保護者補助事業・幼稚園就園奨励事業

(1) 概要

① 事業概要

私立幼稚園等に在園する園児の保護者に対して補助金を交付する事業である。

保護者の支払う入園料・保育料・その他納付金の経済的負担の軽減を図り、もって幼稚園教育の振興と充実に資することを目的とする。就園奨励費には国からの補助金が、保護者補助金には東京都からの補助金の一部が交付されている。

平成 27 年度の決算額は保護者補助事業が 310,004 千円、幼稚園就園奨励事業が 460,418 千円である。

表 19 私立幼稚園等園児保護者補助金・就園奨励費補助金の概要

根拠条例等	町田市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱 町田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
対象となる保護者	①町田市に住民登録をしている園児と同居する保護者 ②園児が私立幼稚園に在籍し、保護者がその入園料及び保育料を納入していること
対象となる幼稚園	・市内外問わず、認可された私立幼稚園(子ども子育て支援新制度に移行した園、認定こども園を除く) ・私立特別支援学校幼稚部
補助の内容	・保護者補助金 36,000～110,400 円/年 ・就園奨励費 0～308,000 円/年 いずれも所得割額、兄弟の状況による
交付の方法	毎年 10 月末と 3 月末に指定口座へ振込み

私立幼稚園等園児保護者補助金・就園奨励費補助金の交付を受けるには、私立幼稚園補助金交付申請書に必要書類を添付して子ども総務課に申請する。申請書は園児保護者補助金と就園奨励費補助金、さらに要件を満たす場合には私立幼稚園入園促進補助金の申請も 1 通で行える様式となっている。また、申請書下部には申請対象となる園児が在籍していることにつき幼稚園が証明する欄が設けられており、申請にあたってはこの在園証明を受けることが必要である。申請書は毎年 5 月下旬から 6 月上旬に、幼稚園を通して配布される。

なお、子ども子育て支援新制度に移行した園及び認定こども園に在籍する園児の場合は、保護者が園に委任状を提出することで補助金が園に支払われ、その分を差し引いた額が保護者から園へ支払う負担額となる。この場合の事務は子ども総務課でなく保育・幼稚園課が行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 在園証明の日付記載もれについて【意見】

平成 27 年度の申請書を確認したところ、幼稚園にて記入する在園証明の日付欄が空欄となっている幼稚園が散見された。

申請書の受付日は子ども総務課で1通ごとに受付印を押しているため確認できることと、申請書の配布時期から、在園証明の日付はおおよそ推測が可能である。さらに所管課では、幼稚園側の記入もれという人為的ミスが原因で、状況によっては保護者への補助金の支払いが遅れたり、保留のままになるなど保護者への不利益が発生すれば、幼稚園と保護者の信頼関係に影響する恐れもあるとして、証明日の未記載を理由に申請書の受付拒否や返却はしていない。

しかし、日付の記載がなくとも補助金の交付に支障がないとするならば、在園証明に日付欄を設ける意味が失われてしまう。申請書に不備が存在すると知りつつその状態を継続することは望ましくなく、証明日欄の記入を各幼稚園に周知徹底する必要があると考える。

4. 特定認可外保育施設利用者補助事業

(1) 概要

① 事業概要

町田市が運営費等を補助している認可外保育施設(特定認可外保育施設)の利用者に対して補助金を交付する事業である。

特定認可外保育施設に児童の保育を委託している保護者に対し、保育料の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、もって児童の適切な保護の機会の拡大に寄与することを目的とする。

平成27年度の決算額は41,700千円である。

表 20 特定認可外保育施設入所児童保護者補助金の概要

根拠条例等	町田市特定認可外保育施設入所児童保護者補助金交付要綱
対象となる保護者	市内在住で、認証保育所に月160時間以上の契約で子どもを預けており、保育料を納入している保護者
対象となる保育所	東京都認証保育所事業実施要綱に規定する認証保育所のうち、町田市から運営費等の補助を受けているもの
対象とならない場合	家庭的保育者 認定こども園に付帯する認可外保育施設 保育料の未納がある場合
補助の内容	児童1人につき15,000円/月
交付の方法	毎年4回申請を受け付け、指定口座へ振込み

特定認可外保育施設入所児童保護者補助金の交付を受けるには、申請書類に必要事項を記入し、保育施設に提出する。保育施設は申請内容を確認し、子ども総務課へ提出する。申請書下部には「入所証明書兼保育料納付証明書」の欄が設けられており、申請対象となる児童が入所していること及び保育料を納付していることにつき保育施設が証明する様式となっている。申請にあたってはこの証明を受けることが必要である。

(2) 監査の結果及び意見**① 入所証明の日付記載もれについて【意見】**

平成 27 年度の申請書を確認したところ、保育施設にて記入する入所証明書の証明日付欄が空欄となっているものが散見された。

申請書が年 4 回、四半期ごとに提出されることに対応して、入所証明書には 3 ヶ月間における入所の事実と保育料納入を証明するため、当該 3 ヶ月の開始日と終了日は記載されている。所管課では、**3. 私立幼稚園等園児保護者補助事業・幼稚園就園奨励事業 (2) 監査の結果及び意見 ① 在園証明の日付記載もれについて【意見】**に記載したものと同様の事情から、証明日の未記載を理由に申請書の受付拒否や返却はしていない。

しかし証明日付の記載がなくとも補助金の交付に支障がないとするならば、入所証明書に証明日付欄を設ける意味が失われる。当該日付は、保育施設が児童の在籍する事実と保育料納入の事実を証明する責任を明確にするものでもある。申請書に不備が存在すると知りつつその状態を継続することは望ましくなく、証明日欄の記入を各保育施設に周知徹底する必要があると考える。

5. 大気汚染医療費助成**(1) 概要****① 事業概要**

大気汚染医療費助成は、大気汚染の影響を受けたと推定される対象疾病(気管支ぜん息等)にかかった方に対して、東京都が対象疾病に要した医療費を助成する制度である。

東京都による助成であるため、平成 27 年度の子ども総務課における決算額は 0 円である。

大気汚染医療費助成制度は東京都の制度であるが、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年 12 月 24 日 条例第 107 号)」第 2 条第 29 項の 6 の規定に基づき、町田市が申請の受理、認定、有効期間の更新、医療券又は通知書の交付等の事務を処理することと定められている。

(2) 監査の結果及び意見**① 事務の所管変更による効果と影響の検証について【意見】**

平成 27 年度において、申請書の配布・受付を子ども総務課で行い、認定以降の事務については保健所が所管している。これは、同条例により申請の受理、認定、有効期間の更新、医療券又は通知書の交付等の事務を町田市が処理することになった当時、保健所の所在地が市民にとって現在よりも不便であったため、申請者の利便性に配慮して申請の受理のみ子ども総務課で行うこととしたことによる(町田市組織規則別表 1)。子ども総務課では受理した申請書を週 1 回とりまとめ、受付台帳を作成し、保健所へ送付する手続としている。

しかしながら、申請書や添付書類の記載内容等について、子ども総務課の窓口で対応

しきれず保健予防課に問い合わせ確認することが必要な場合、窓口で申請者に待ってもらった状態となっている。子ども総務課の担当者が保健予防課に問い合わせ得た回答を申請者に伝えることで、詳細な部分が申請者に正確に伝わりにくくなり、混乱を招いてしまうことも懸念される。また、同一の庁舎内であるのに申請書を週1回とりまとめ、受付台帳を作成して保健所保健予防課に届けることで事務処理の迅速が図られず、無駄な作業が発生しているとも考えられる。

変更は平成27年度に行われたものであることから、実務事例の蓄積がある程度行われた段階で、申請者の利便性に配慮して申請の受理のみ子ども総務課で行うこととしたことによる効果と、それによる影響について検証することを要望する。

6. 育成医療費助成

(1) 概要

① 事業概要

育成医療費助成は、身体上の機能障がいがあり、手術等の治療により機能の回復が見込まれる児童に対して治療費を助成する制度である。

助成は保健所による予算執行であるため、平成27年度の子ども総務課における決算額は、0円である。

(2) 監査の結果及び意見

① 事務の所管変更による効果と影響の検証について【意見】

平成27年度において、申請書の配布・受付を子ども総務課で行い、認定以降の事務については保健所保健予防課が所管している。育成医療費助成は町田市の自治事務であるため東京都の条例「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日 条例第107号)」は無関係であるが、大気汚染医療費助成の場合と同様の経緯から、申請者の利便性に配慮して申請の受理のみ子ども総務課で行うこととし、そのまま今日に至っている。

以下、5. 大気汚染医療費助成 (2) 監査の結果及び意見 ①事務の所管変更による効果と影響の検証について【意見】と同様であるため、記載を省略する。

II. 保育・幼稚園課

1. 保育・幼稚園課の概要

(1) 保育・幼稚園課の現状

平成28年9月に職員課が決算資料として発表した平成27年度町田市残業ランキング25において、保育・幼稚園課では24名の職員のうち9名が当該ランキングに入り、課の超過勤務は12,465時間、時間外勤務手当は30,835千円となっている。このような状況は平成28年11月15日現在も改善されていない。

このことから、保育・幼稚園課の業務内容を、組織規則を入手して確認した。

町田市組織規則第7条第1項別表第1(以下、「別表第1」という。)によると保育・幼稚園課の事務分掌は以下のとおりである。また、同規則同条第2項では、臨時若しくは特別の事務又は所管の明らかでない事務については、市長の指揮を受け、総務部長が所管を決定するとしている。

表 21 保育・幼稚園課の所掌事務

区分	所掌事務
管 理 係	(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。
	(2) 施設型給付及び地域型保育給付に関する事。
	(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所に関する事。
	(4) 地域型保育事業に関する事。
	(5) 認可外保育施設に関する事。
	(6) 障がい児通園促進事業に関する事。
	(7) 専修学校及び各種学校に関する事。
支 援 係	(1) 子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子どもの認定に関する事。
	(2) 利用者支援に関する事。
	(3) 保育料に関する事。

保育・幼稚園課の業務の負荷が他課に比べて過大になっている理由としては、平成27年4月から導入された子ども・子育て支援新制度開始にあたり、制度の運用開始の半年前に主務官庁等において要綱が完成したため、短期間での準備が必要となったことや、支給認定事務が生じたこと、保育料の決定が年2回になったことなど新たな事務負担が発生したことが大きな要因である。また、新制度開始後に詳細な仕組みが明確化したことや変更になったことなどがあつたため、事務処理の仕組み作りやシステムの運用がスムーズに進まなかったこと、さらに国や都の待機児童解消に向けた緊急対策の実施に拠る事務量の増加、市の独自事業による業務量の増加等が挙げられる。

保育・幼稚園課では、このような業務量の増加による超過勤務によって、本来行うべき補助金の関係書類の審査等に要する時間を十分に確保できていない。このため、審査の結果、関係書類の内容が明らかに適切でないことが判明し、市が指導したにもかかわらず、該当する施設がその指導に従わない場合であっても、その後のフォローがなされず、補助金が払いっぱなしになっているケースがみられる。また、後述の町田市認定こども園運営充実事業補助金における過大請求にあるように、同一の保育士等が肩書を変えて補助対象

職員として繰り返し登場し、補助対象として計算されていたケースのように、不適切な処理が見過ごされているケースがある。

したがって保育・幼稚園課管理係における事務の負担軽減は急務であるといえる。

(2) 監査の結果及び意見

① 組織規則に則った事務分掌の必要性【結果】

町田市組織規則には保育・幼稚園課の所掌事務と定められていないものの、実際に保育・幼稚園課の管理係が行っている事業には、私立幼稚園等園児保護者補助事業(施設給付型)、送迎保育ステーションの整備事業、幼保小連携事業がある。これらについては、事業を所管する課を適切に定める必要がある。

1) 私立幼稚園等園児保護者補助事業(施設給付型)

私立幼稚園等園児保護者補助事業は私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興と充実に資することを目的とする事業である。

当該補助事業は町田市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱を根拠とし、当該要綱は子ども総務課の所管となっている。しかしながら新制度の適用を受ける園及び認定子ども園の園児にかかる保護者補助金について実際の事務は保育・幼稚園課管理係が行っている。

一方で、別表第1では、子ども総務課の所掌事務として「(15) 私立幼稚園等園児保護者補助金に関すること。」と定めており、当該事業は本来であれば町田市組織規則第5条における手当・医療費助成係の事業である。

町田市組織規則第7条2項では臨時若しくは特別の事務又は所管の明らかでない事務については総務部長が所管を決定するとしているが、別表第1により本来の所管は明らかであり、また当該事業は継続的に実施されている事業であるから、臨時若しくは特別な事務にも該当しない。

よって私立幼稚園等園児保護者補助事業(施設給付型)にかかる事務については、保育・幼稚園課管理係から子ども総務課手当・医療費助成係に事業を移管するか、組織規則を改正し、当該事業を保育・幼稚園課の事務とする必要がある。

なお、このことについて、平成28年度に市は組織規則を改正し、私立幼稚園等園児保護者補助事業(施設給付型)にかかる事務については、保育・幼稚園課の所管とすることとした。

2) 送迎保育ステーションの整備事業

送迎保育ステーション事業とは、朝は送迎保育ステーションで園児を預かり、周辺の指定保育所等にバス等で送迎をし、夕方は指定保育所等から送迎保育ステーションにバス等で送迎し、保護者が迎えに来るまで預かる事業である。町田市では平成29年10月からの導入にむけ送迎保育ステーションの整備が行われており、保育・幼稚園課管理係が事務を行っている。

別表第1には送迎保育ステーションの整備を所管する課について個別の指定はない。組織規則を広義に解釈すると、支援係の所管する利用者支援に関することに含まれると解することもできる。しかしながら、送迎ステーションの整備は施設整備に係るノウハウが必要であり、保育・幼稚園課は当該ノウハウを有していないことから円滑に当該事業を行うことは困難であり、現実的な問題として子育て推進課に業務協力を依頼している。

市は、送迎保育ステーション事業を所管する課を適切に定める必要がある。

3) 幼保小連携事業

幼保小連携事業とは小学校に入学したばかりの1年生が学校生活に馴染めない状態が続く「小1プロブレム」を解消するために、幼稚園、保育所等及び小学校の保育指針や学習指導要領を一本化し、より実効性のある連携や交流の在り方を追求することを目的とする事業であり、保育・幼稚園課管理係が事務を行っている。

幼保小連携事業は保育園や幼稚園等の指導内容や保育内容に関わるもので、施設の運営や入所に関する事務とは無関係である。当該事業は子ども行政の総合調整に関わるものであり、別表第1によると当該事業は子ども総務課の((1)子どもに関する基本的な計画の策定及び調整に関すること)である。また、当該業務は小学校1年生の児童のためであり、子ども生活部は責任を負えないため、子ども生活部の所管とすること自体疑わしい。

なお、市は平成28年10月に開催された総合教育会議において、幼保小連携事業について協議し、教育委員会と保育・幼稚園課の意識のすり合わせを行っている。市は、幼保小連携事業を所管する課について、適切な課に所管替えをする必要がある。また、当該事業は複数の課に跨っていることから、単独の課の事務とするのではなく、教育委員会が主として所管し、子ども生活部が業務協力する等の協力体制を整えることもひとつの方法である。

なお、神奈川県相模原市では教育委員会の所管となっており、学校教育課教育指導班が所管している。

② 専修学校及び各種学校に関する事務と保育・幼稚園課の事務【意見】

別表1によると、保育・幼稚園課管理係の所管する事務に「専修学校及び各種学校に関すること」がある。平成28年3月31日現在、市には6校の専修学校及び各種学校があるが、美容専門学校やデザイン専門学校等その多くは保育とは関係がない。しかしながら、これらの学校において学科の新設や廃止、移転などがあった場合の保育・幼稚園課の業務は過大となる。保育・幼稚園課の業務を保育・幼稚園に関することに特化し、職員の過大な負荷を避けるためにも、当該業務は保育・幼稚園課から他の適切な課に移管することが望ましい。

なお、平成29年度より、専修学校及び各種学校に関する事務を総務部に移管する予定である。

③ 補助金等における基礎情報入力事務の確認と整理の必要性【意見】

町田市民間保育所運営費特別保育分、町田市保育所運営費加算補助金、町田市私立幼稚園等園児保護者補助金及び町田市認定こども園充実事業補助金については、その計算がシステム化されておらず、担当職員がエクセルで入力作業をして計算している。

数値等入力項目の整理と、計算の整理を行い、事務効率をより一層向上させるとともに、将来的に、システム化、あるいは外注化が可能となるよう、現状の事務の確認と整理を行われたい。

④ 審査書類に添付する関係書類の明確化の必要性【意見】

保育・幼稚園課では、ほぼすべての補助金交付要綱において、実績報告書に関係書類を添付して提出することを求めているが、関係書類が何であるのか定められていない。また、実績報告書において、「添付書類一覧」を記載する欄が設けられているが、添付書類が記載されていない実績報告書、添付書類一覧に記載されていない書類が添付されているケース等がある。このため、本来必要な審査資料が添付されていなくても、審査の過程で見過ごされてしまう可能性がある。

審査の効率化と充実化のため、審査にあたり必要な関係書類を明確にし、要綱に定める必要があると考える。

⑤ 審査資料等において計算過程を明確化する必要性【意見】

実績報告書に添付されている関係書類の様式について、名簿や人数等の表に合計欄が設けられていない様式や計算式が記載されていない様式が多い。このような資料は実績報告書の数字につながらないため、市職員が審査にあたり手計算或いは手集計し、また補助金の計算式等を補いながら審査を行っており、不効率となっている。

審査資料等については、実績報告書やその他添付資料間の整合性が明らかになるように集計結果や計算過程を明確した様式を作成し、市は計算結果を確認する作業とする必要があると考える。

また、これらの補助金の中には市の単独事業ではなく国や都が一部財源を負担しており、都等が様式を作成している場合があるが、市はこれらの様式を使いやすいように修正することが望ましい。

⑥ 人件費に対する補助金の分析の必要性【意見】

市では保育園で発生する人件費については、通常保育に要する人件費を民間保育所運営費及び子ども・子育て支援教育・保育給付費において賄っている。その他の補助事業は町田市認定こども園運営充実事業補助金や障がい児通園促進事業補助金においては、当該事業に従事する保育士等を指定し当該者に対する人件費を補助している。

しかし、預かり保育充実事業補助金については、通常保育に従事する職員と同一の職員が担当することが殆どであることから、職員に対する補助金なのか明らかにしていない。また保育サービス推進事業補助金等についても通常保育の一環として行われるものであるから、追加的な人件費は生じないが、補助事業経費の大部分が人件費充当されている

ことから、保育所運営費や子ども・子育て支援教育・保育給付で賄われている職員がこれらの事業に従事することにより、重複して人件費の補助を受けることができる。

このため、市は補助金の補助対象経費として人件費を充当する場合は対象となる職員との関係を明確にして、重複が生じていないか、人件費見合いの補助金と人件費見合いの運営費等を合計して結果、実際発生額を超過していないかどうか等分析をする必要があると考える。

⑦ 補助対象団体の決算書の入手と財務内容の把握と分析の必要性【意見】

1) 決算書の入手

市では、市が認定を行っている保育園や認定こども園については、毎年6月から7月にかけて当該保育園等の運営主体の決算書を入手している。しかし、認証保育所や幼稚園等については市が認定しているわけではないことから、認証保育所や幼稚園等の収支決算書を入手しているものの運営主体の決算書を入手していない。一方で認証保育所や幼稚園等についても市は多額の補助を行っていることから、運営主体の財務状況の把握は重要である。

このため、市内で保育所等を運営し、かつ市の補助を受けている保育所等の運営主体の決算書は必ず入手し、必要に応じて指導を行う必要があると考える。

2) 決算書の分析と補助金の効果の測定

市は保育所等に対し複数の補助金を交付している。個々の補助金については各補助金の交付要綱に基づき補助事業は適切に行われているかどうか確かめている。しかし、総合的に見てこれらの補助金が全体として補助目的達成のために活用されているか、国等の動向を確認しながら総括的な分析を行い、適切に対応する必要があると考える。

表 22 補助金の目的と現状とに差がある事例

ケース 1	多額の補助金を使用されず市外流出していると認められる保育所 平成 27 年度の収入合計 87,851 千円のうち 45,712 千円が市の補助金である株式会社が経営する保育所について補助金の 66%に相当する 30,510 千円が本経費あるいは利益として市外に流出している。補助金 45,712 千円のうちどの程度が補助目的である保育事業のために実際に充当されたのか把握・分析する必要がある。
ケース 2	2 年分の事業費に相当する資金残高を有する保育所 平成 27 年度事業費合計額 153,099 千円に対し、2 倍にあたる期末資金残高 304,021 千円を有している保育所に対し 6 種類合計 34,495 千円の補助金を無条件に交付することの必要性を検討する必要がある。
ケース 3	経常利益率 43.7%、補助金の 6 倍の経常利益を計上する保育所 平成 27 年度事業費合計額 79,972 千円に対し収入合計 143,135 千円を計上する保育所に対し 6 種類 10,786 千円の補助金を交付しているが、補助金の 6 倍の経常利益 63,162 千円が計上されている。補助金の交付が必要であったのか検討する必要がある。

3) 多額の経常利益、期末現金残高が計上されることになった原因と背景の究明

市では、保育サービスの充実のため、また保育士の待遇改善等のために保育所に対し様々な補助金を交付している。これらの補助金は保育所の運営に必要な経費の一部を補助するためのものであるが、2)に記載したように多くの保育園でこれらの補助金が有効に活用されることなく、市外に流出し又は利益として運営主体に留保されていることから、市は補助金と決算書類の経年比較等を行うことによりその原因を究明する必要があると考える。

⑧ 補助金申請添付資料と別途提出を受けている資料との整合性について【意見】

キャリアアップ補助金の申請にあたり提出された収支計算書と、別に提出を受けている収支計算書の内容と一致しない事例や、認定こども園運営充実事業補助金の申請にあたり提出された職員名簿について、別に提出を受けている職員名簿の内容が一致しない事例があった。審査においては、資料間の整合性を十分に確認する必要がある。

表 23 不一致の事例

ケース 1	キャリアアップ補助金の申請にあたり提出された平成 27 年度の収支計算書について、保育・幼稚園課に別途提出された収支計算書の内容と一致しない。
ケース 2	認定こども園運営充実事業補助金の申請にあたり提出された職員名簿について、保育・幼稚園課に別途提出された職員名簿の内容と一致しない。

2. 民間等保育所運営事業

(1) 概要

表 24 民間等保育所運営事業の概要

事務及び事業の内容	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等に基づき行う、保育所に対する運営費を支弁するもの			
制度の概要	i 対象となる費用 ① 子ども・子育て支援法第 1 項に規定する特定教育・保育に要した費用（民間保育所運営費） ② 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）に定める基準を超えて保育を実施するために要する費用（民間保育所運営費特別保育） ii 支弁対象者 入所児童が入所している保育所			
事業の財源	国、都、市及び保護者			
根拠条文等	町田市民間保育所運営費支弁要綱			
事業費の推移	（単位：千円、人）			
	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	事業費 （うち特別保育分）	7,688,228 (2,447,894)	8,871,424 (2,697,574)	9,390,300 (2,411,449)
	受給者 （うち特別保育分）	142 (56)	150 (64)	161 (64)

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金と委託料の区分の明確化の必要性【意見】

運営費特別保育は保育事業の充実という政策目的の達成のため、一定の条件を満たした場合に経費の一部を市が支払うものである。この点からすると、本来は補助金としての性質が強いが、委託料として処理されている。現状では、保育充実の政策目的のための支出にかかる会計処理は 2 通りあり、運営主体が民間保育所であれば委託料として、認定こども園であれば補助金として処理されている。

仕様書等入手して内容を確認するとともに、委託料か補助金かの明確な基準を設け、整理していく必要がある。

表 25 補助金と委託料の区分

要綱	事業	要件	会計科目
町田市民間保育所運営費支弁要綱別表第 1	一般保育所対策事業	1 歳児に対する保育士の数が、1 歳児 5 人につき 1 人であること	委託料
		常勤・非常勤の保育士を増配置している場合	委託料
町田市認定こども園運営充実事業補助金交付要綱別表第 2	1 歳児保育充実事業	1 歳児 5 人につき常勤の保育教諭等を増配置する場合	補助金
		常勤・非常勤の保育教諭等を増配置する場合の人件費	補助金

3. 民間等保育所運営費加算補助事業

(1) 概要

表 26 民間等保育所運営費加算補助事業の概要

事務及び事業の内容	市内の保育所または認定こども園の運営による経費の一部を補助するもの		
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 保育所の運営 ii 支給対象者 保育所の設置者 iii 補助対象経費 一般保育費、特別保育費、防犯対策費、施設借上費、保育体制強化事業費		
事業の財源	国、都及び市		
根拠条文等	町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱		
事業費の推移	(単位：千円、人)		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	525,178	609,349	499,481
受給者	56	64	73

(2) 監査の結果及び意見

① 町田市保育所等運営費加算補助金の補助対象経費【意見】

保育所の経営に係る基金として、本部経理区分(本部会計)に施設別の施設運営調整費積立金(以下「積立金」という。)を設け積み立てるものである。当該補助金は本部を含む事業者の運営の安定を図ることを目的としている。

町田市保育所等運営費加算金交付要綱においては、第1条目的において、「運営に要する経費の一部」を補助するとしているが、実際に経費として補助されるまで長い年月がかかることもありその間資金が眠ってしまうこととなる。必要な資金をその都度補助するなど、市は施設運営調整積立金の補助を見直す必要がある。

4 民間保育所施設整備借入金償還対策補助金

(1) 概要

表 27 民間保育所施設整備借入金償還対策補助金

事務及び事業の内容	市内で民間保育所の施設整備事業を実施した社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の償還に要する経費を補助するもの			
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 整備事業を実施するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金を償還する事業 ii 支給対象者 施設整備事業を実施した社会福祉法人 iii 補助対象経費 各年度の償還額から公益財団法人東京都福祉保健財団に抛る利子補給額及び別表により算定した額を差し引いた額			
事業の財源	市の単独補助			
根拠条文等	町田市民間保育所施設整備借入金償還対策補助金交付要綱			
事業費の推移	(単位：千円、人)			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	事業費	12,665	14,714	22,854
	受給者	15	18	22

(2) 監査の結果及び意見

① 民間保育所施設整備借入金償還対策補助金における利子の補助について【意見】

補助金の交付額は、借入金の償還額から公益財団法人東京都福祉保健財団による利子補給額及び町田市民間保育所運営費支弁要綱に定める一般保育所対策事業に要する経費で負担するものとされた額を控除した額とされる。

一方で、市は補助金の交付額を算定するにあたり、借入金の償還元本に利子を加えた額から、他の補助金及び運営費によって補填される額を控除した額を補助対象額としていることから、実際は借入金の償還の他に利息も補助している。

公益財団法人東京都福祉保健財団による利子補給で賄いきれなかった利子部分について市が追加的に補助するのであれば、要綱において借入金の償還元本とその利子の支払額と明記する必要があると考える。

5. 幼稚園・認定こども園施設型給付事業

(1) 概要

① 町田市認定こども園運営充実事業補助金

表 28 幼稚園・認定こども園施設型給付事業の概要

事務及び事業の内容	認定こども園の設置者に対し、運営に要する経費の一部を補助するもの			
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員設備及び運営に関する条例（平成 26 年東京都条例第 122 号）及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例に定める基準を超えて行う事業 ii 支給対象者 市内に所在する認定こども園の設置者又は代表者 iii 補助対象経費 ① 常勤または非常勤の保育教諭等と調理員を増配置している場合の person 費 ② 1 歳児 5 人につき常勤の保育教諭等 1 人を配置する場合の person 費 ③ 主食給食に要する経費及び延長保育事業に要する経費			
事業の財源	市の単独補助			
根拠条文等	町田市認定こども園運営充実事業補助金交付要綱 当該要綱は平成 27 年 4 月 1 日より適用される。			
事業費の推移	(単位：千円、人)			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	事業費	—	—	45,236
	受給者	—	—	8

(2) 監査の結果及び意見

① 町田市認定こども園運営充実事業補助金における過大請求による支払過剰【結果】

認定こども園 A では、常勤の保育士及び調理員を増配置し、町田市認定こども園運営充実事業補助金の申請をし、常勤保育士の person 費として 4,555 千円、常勤調理員の person 費として 4,209 千円の補助を受けている。

しかし、認定こども園 A がこども・子育て支援教育・保育給付費の請求にあたり提出した簿冊となる在籍職員一覧(以下「在籍職員一覧」という。)と当該補助金の申請にあたり関係資料として提出した職員名簿(以下「職員名簿」という。)の内容が異なっており、以下のとおり補助金の過大請求が生じている可能性がある。実態を調査し、適切に対応する必要がある。

1) 保育教諭等配置事業

常勤保育士の増配置に要する person 費として職員名簿において保育士甲の氏名の給与支払額、勤務時間数等が記載されている。しかし在籍職員一覧においては増配置された保育士に該当者はおらず、保育士甲は公定価格基本分により person 費が市から支給されている基準職員であった。よって、市が認定こども園 A に支払った常勤保育士の person 費に関わる補助金 4,555 千円は過大請求であった可能性がある。市は、認定こども園 A の実

態を調査し、適切に対応する必要がある。

2) 調理員配置事業

常勤調理員の増配置に要する人件費として職員名簿に常勤職員として調理師乙及び調理師丙の名称及び給与支払額、勤務時間数等が記載されている。しかし、在籍職員一覧において、増配置された調理員は調理員乙1名であり、調理師丙は障がい児通園促進事業補助金により人件費が賄われる職員であり、調理員ではなかった。また、調理師乙は常勤とされているが、勤務時間数が1か月平均95時間であり、認定こども園Aにおける常勤職員の勤務時間数120時間を満たしていなかった。また、調理員乙に対する給与は配偶者控除の水準であり、健康保険・年金保険等も未加入であることから、調理員乙は非常勤職員(注1)であると考えられる。もしそうであるならば当該非常調理員を増配置した場合の人件費は1,041千円であるから、市が支払った補助金4,209千円との差額3,169千円は過大請求であった可能性がある。市は認定こども園Aの実態を調査し、適切に対応する必要がある。

なお、平成28年12月8日に、市は当該認定こども園から補助金の返還を受けている。

(注1) 認定こども園運営充実事業補助金交付要綱第2条(6)

非常勤 常勤の勤務時間の2分の1以上常勤の勤務時間の勤務(常勤換算の例により満たされるものを含む)をすることをいう。

6. 認証保育所事業

(1) 概要

表 29 認証保育所事業の概要

事務及び事業の内容	東京都の認証を受けた保育所の設置者に対し、当該保育所の運営又は開設に関する経費の一部を補助するもの
補助金等制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> i 補助対象事業 認証保育所の運営事業のうち、2001年10月1日以後の実施に関わるもの ii 支給対象者 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)に定める要件を満たし、東京都の認証を受けた保育所の設置者 iii 補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ① 認証保育所の運営に要する経費 ② 認証保育所A型をしない且つ駅前に開設するための改修に要する経費のうち設計委託費及び工事費
事業の財源	都及び市で2分の1
根拠条文等	町田市認証保育所運営費等補助金交付要綱

事業費の推移	(単位：千円、人)		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	273,404	267,983	261,374
受給者	18	12	12

(2) 監査の結果及び意見

① 認証保育所運営費等補助金について要綱と補助金精算書の整合性をとる必要性【意見】

要綱では、補助金の交付対象となるのは保育所の運営又は開設に要する経費の一部と定めており、同要綱により算出した基準額と補助対象経費の実支出額と比較していずれか少ない額としている。しかし、当該補助金の補助基準額を決める補助金精算書によると、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と基準額を比較していずれか少ない方の額となっている。

認証保育所運営費は、運営費補助金だけではなく、それ以外の補助金や入園料等により賄われることから、補助金精算書にあるとおり、実支出額ではなく、実支出額から他の収入額を控除した額を補助対象経費とするのが合理的であるため、補助金精算書(運営費補助金分)に合わせて要綱を修正する必要があると考える。

② 認証保育所運営費等補助金の申請日と審査日について【意見】

市は、認証保育所より平成 27 年 4 月 1 日付で補助金申請の提出を受けている。一方で市は平成 27 年 4 月 1 日付で認証保育所に対し補助金交付決定通知書を発布している。よって、4 月 1 日に提出を受けた補助金の申請書についてその日のうちに交付決定通知をしていることになるが、現実的ではなく、事実であるとは考えにくい。仮に事実であるとすれば適切な審査を行っていないと考えられる。実際の申請日または交付日を記載するか、適切な審査を行う必要があると考える。

③ 認証保育所運営費等補助金について適切な収支報告書の提出を求める必要性【結果】

認証保育所 B が市に提出した収支計算書によると認証保育所 B は町田市認証保育所運営費等補助金 84,248 千円の交付を受けているとしている。しかしながら、実際には市が認証保育所 B に対して交付した補助金の額は 47,999 千円であった。

また、認証保育所 B の平成 27 年度の収支計算書の前年度繰越金は 0 円となっているが、平成 26 年度の収支計算書の翌年度繰越金は 5,751 千円となっていた。

市は当初より当該保育所に対し収支計算書の間違いについて指導していたが、改善されることはなかった。このため、市は平成 28 年 7 月 8 日付けの当該保育所からの収支計算書を受理している。適切な審査と指導をする必要がある。

1) 認証保育所運営費等補助金について適切な収支報告書の提出を求める必要性

市は、補助金の審査書類に関わる指導の結果として、改善されていない収支計算書を受理することは望ましくなく、市は引き続き適切な収支報告書の提出に向けて指導する必

要がある。

2) 審査終了後に補助金決定通知書を交付する必要性

町田市認証保育所運営費等補助金交付要綱第 12 条では、補助事業者から実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた時は、補助金の交付額を確定し、町田市認証保育所運営費等補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するとしている。

一方で、市が審査資料の一部である収支計算書を受理したのは少なくとも当該収支計算書が作成された 7 月 8 日以降であるはずだが、市は 4 月 1 日付で通知をしている。市は、審査が終了してから補助金の額を確定する必要がある。

④ 認証保育所運営費等補助金について適切な補助金精算書の作成を求める必要性
【結果】

認証保育所 B が市に提出した補助金精算書では、補助対象経費のうち、実支出額が 84,247,610 円と収支計算書上の運営費等補助金と同一額が記入されており、寄付金その他の収入額が 0 円と記入されていることから、差引額 84,247,610 円との記載がなされている。

表 30 現状の補助金精算書(抜粋)

(単位：円)

補助対象経費			基準額	補助基準額 (③と④を比較して少ない方の金額)
実支出額	寄付金その他の収入額	差引額		
①	②	③ (① - ②)	④	⑤
84,247,610	0	84,247,610	47,999,510	47,999,510

一方で、認証保育所 B が提出した収支計算書を見ると、以下のとおり、実支出額は 91,737 千円、寄付金その他の収入額は収入合計 200 千円なるはずである。このため、補助対象経費は実支出額 91,737 千円から寄付金その他の収入 200 千円を控除した 89,734 千円となるはずである。

表 31 あるべき補助金精算書(抜粋)

(単位：円)

補助対象経費			基準額	補助基準額 (③と④を比較して少ない方の金額)
実支出額	寄付金その他の収入額	差引額		
①	② ※	③ (① - ②)	④	⑤
91,737,544	2,003,000	89,734,544	47,999,510	47,999,510

※収入合計 95,162,423 - 運営費補助金 47,999,510 = 47,162,913

よって、市は認証保育所 B に対し適切な補助金精算書の作成を指導する必要がある。

7. 町田市保育力強化事業補助金

(1) 概要

表 32 町田市保育力強化事業補助金の概要

事務及び事業の内容	認証保育所、家庭的保育事業（都制度）及び定期利用保育事業に対し、その運営に要する経費の一部を補助するもの		
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 補助対象施設を適切に運営する事業 ii 支給対象者 市内に所在する認証保育所等の設置者又は事業者 iii 補助対象経費 補助事業に要する経費のうち、補助対象施設の運営費		
事業の財源	都補助金		
根拠条文等	町田市保育力強化事業補助金交付要綱 当該要綱は平成 27 年 4 月 1 日より適用され、平成 30 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。		
事業費の推移	(単位：千円、人)		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	—	—	8,010
受給者	—	—	6

(2) 監査の結果及び意見

① 保育力強化事業補助金の実績報告書添付書類の適正化の必要性【意見】

保育力強化事業補助金では、外部講師による園内研修会や外部研修への職員参加支援を2回以上行くと10万円の補助金が交付される。一方で、補助金の要綱では実績報告書へ添付する根拠資料についての定めがなく、実績報告書にもその他関係資料の記載がない。例えば認証保育所 D ではこれらの研修を合計5回実施したとしているが、どのような研修を実施したのか報告がないので適切な審査ができない。またアレルギー児童が6名いるとして補助金が交付されているが、人数のみの報告であり審査ができない。このため、認証保育所側からすると「実績報告書に数字を書けば補助金がもらえる」という状態になっている。市は現在アレルギー児童については保育・幼稚園課で保有している資料で別途確認を行っているが、効率的とは言えない。市は適切な審査が可能なように実績報告書に根拠資料の添付を求め、アレルギー児童については保育・幼稚園課の保管する資料とを照合する必要があると考える。

② 保育力強化事業補助金における適切な審査の必要性【意見】

以下に示す予算書は認証保育所 E の補助金の交付申請書に添付された収支予算書である。収支予算書は抄本であり、内訳金額が不明である。同補助金交付要綱では、補助金の申請があった場合はその内容を審査する旨が定められているが、内訳が分からないため当該予算書からわかるのは財政規模のみである。審査が可能なように、認証保育所の実態を表す適切な収支予算書の提出を求めて合わせて審査する必要があると考える。

表 33 認証保育所が提出した補助金交付申請書に添付された収支予算書の事例

(単位：千円)

収入の部	区分	金額	摘要
	補助金収入	1,684	平成 27 年度町田市保育力強化事業補助金
	収入の部合計	104,684	
支出の部	区分	金額	摘要
		90,101	給与費、教材費、光熱水費、諸経費など
		14,583	賃借料、通信費、備品費など
	支出の部	104,684	

8. 町田市保育士等キャリアアップ補助金等

(1) 概要

表 34 町田市保育士等キャリアアップ補助金の概要

事務及び事業の内容	保育所等における保育士その他の職員のキャリアアップに向けた取り組みに要する費用の一部を補助するもの		
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 保育所等の施設又は事業を運営する事業 ii 支給対象者 市内において保育所等の施設を設置し、事業を実施する者 iii 補助対象経費 賃金改善の実施に要した費用		
事業の財源	都補助金（家庭的保育者のみ都及び市で2分の1）		
根拠条文等	町田市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱 当該要綱は平成 27 年 4 月 1 日より適用され、平成 30 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。		
事業費の推移	(単位：千円、人)		
		平成 25 年度	平成 26 年度
	事業費	—	63,927
	受給者	—	23

(2) 監査の結果及び意見

① 町田市保育士等キャリアアップ補助金の支給要件を満たさない保育所への補助【結果】

町田市保育士等キャリアアップ補助金の支給を受けるためには、以下のキャリアパスに関する要件を満たす必要がある。

- i 職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件を定めている。
- ii 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- iii 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。

しかしながら、平成 27 年度に 3,429 千円の補助金が交付された認証保育所 F が市にキャリアパスに関する要件を証明する書類として提出した根拠資料は賃金規程であり、賃金の種類の名称とその説明が定められているのみで、勤務条件や職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件や賃金体系に相当するものは存在しなかった。よって認証保育所 F は所定のキャリアアップ要件を満たしているかどうか十分な確認ができていない。市は認証保育所 F に対し追加的な根拠資料の提出を求め、その内容を調査し、必要に応じて補助金の返還を求める必要がある。

② 町田市保育士等キャリアアップ補助金の根拠資料入手の必要性【結果】

町田市保育士等キャリアアップ補助金の実績報告の提出にあたっては、賃金改善実績報告書を添付する必要がある。しかしながら当該実績報告書は賃金改善に要した総額、対象職員数、支給した賃金総額及び一人当たり賃金改善月額を保育所が自己申告するのみで足り、裏付け資料の提出は不要となっている。また、支給した賃金総額等の資料は該当する施設の決算書と一致しないため、市はその実績報告書内の計算の正確性のみを確かめて審査している。その結果、キャリアアップ補助金が保育士のキャリアアップ及び処遇改善という補助事業の目的が達成されているかどうか不明である。

市は少なくとも対象職員の賃金が改善していることが分かる資料と実績報告書の金額の根拠となる資料の提出を求め、補助事業の目的が達成されているかどうかを審査する必要がある。

なお、賃金の改定の有無については、年間総額の比較では判断できないため、市に置いては報告書式を改めて平成 29 年度より運用する予定である。

③ 保育従事職員等処遇改善事業補助金における処遇改善前の賃金の切り下げ【結果】

保育従事職員等処遇改善事業補助金では、処遇改善事業実施前の給与を平成 25 年度と 26 年度で比較し、その増加額を処遇改善金額として 27 年度に支払っている。当該補助金は、年間給与の合計額の多寡により処遇改善が行われたかを判断しており、基本給の増加によるものか賞与の増加による単年だけの処遇改善だったのか見分けがつかないものである。補助金の申請の際の書式を変更し、給与か賞与かなどの区分を設けるなどにより処遇改善が行われているか判断する必要がある。

なお、保育従事職員等処遇改善事業は、平成 27 年 3 月 31 日をもって終了している。

9. 町田市幼稚園等障がい児通園促進事業

(1) 概要

表 35 町田市幼稚園等障がい児通園促進事業

事務及び事業の内容	障がい児が幼稚園等に通園する場合における幼稚園等が要する経費を一部補助するものである。		
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 幼稚園等の施設において障がい児に対し教育又は保育を提供する事業 ii 支給対象者 幼稚園等を運営する者 iii 補助対象経費 人件費及び備品購入費		
事業の財源	市の単独事業		
根拠条文等	町田市幼稚園等障がい児通園促進事業補助金交付要綱		
事業費等の推移	(単位：千円、人)		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	104,812	124,039	138,149
受給者	25	26	27

(2) 監査の結果及び意見

① 幼稚園等障がい児通園促進事業補助金の人件費の根拠について【意見】

幼稚園 G は平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで毎月 4 名の常勤・専任の保育士が障がい児通園促進事業に従事したとして 3,697 千円の補助金の交付を受けている。

しかしながら、幼稚園 G では 4 月から 6 月までの 3 か月間は対象となる障がい児は 1 週間に 3 日以上通園する者が 2 名、7 月から翌年 3 月までは 5 名であった。

表 36 幼稚園 G における障がい児園児数と専任職員数の推移

区分	(単位：人)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障がい児園児数	2	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5
専任職員数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
園児一人当たり 専任職員数	2	2	2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

上記表によると、4 月から 6 月までは 1 人の障がい児につき 2 名の保育士が専任で対応しているように読み取れるが、保育サービス提供量として適切であったか確認する必要がある。

よって市は実態を調査し、必要に応じて実績報告書の修正を求め、実支出額を超える補助金がある場合は返還を求めると考える。

10. 保育サービス推進事業

(1) 概要

表 37 保育サービス推進事業

事務及び事業の内容	アレルギー児対応等の一定の特別保育を行う施設や、次世代育成支援や育児不安の軽減等の地域子育て推進事業を行う施設に対し、運営費の一部を補助する事業である。		
補助金等制度の概要	i 補助対象事業 補助対象施設を適切に運営する事業 ii 支給対象者 市内に所在する保育所等及び市内に居住する児童が入所する都内に所在する事業所内保育施設の設置者又は事業者 iii 補助対象経費 補助事業に要する経費のうち、対象施設の運営費		
事業の財源	都補助金（家庭的保育者のみ都及び市で2分の1）		
根拠条文等	町田市保育サービス推進事業補助金交付要綱 当該要綱は平成27年4月1日より適用され、平成30年3月31日をもってその効力を失う。		
事業費等の推移	（単位：千円、人）		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費	—	—	23,403
受給者	—	—	6

(2) 監査の結果及び意見

① 保育サービス推進事業補助金の審査資料の充実化の必要性【意見】

保育サービス推進事業補助金では、審査資料に添付すべき関係書類として特別保育を行った児童の人数や、地域子育て推進事業を行った場合の概要を記載した資料を提出する必要がある。

また、地域子育て推進事業を行った場合であっても、事業内容を報告する必要があるが「職場体験」としか記載されておらず、具体的に何をしたのか不明な報告が見受けられた。更に保護者や保育士との親睦会を開催したことをもって保育所等体験事業を実施したとして補助金の交付を受けている幼稚園があった。本来であれば保護者が保育所に入って子どもと過ごし、保育の体験をさせ、その内容を具体的に記載する必要がある。

市は補助事業者に対し補助金の算定根拠資料の提出を求めるとともに、事業報告の内容についても、具体的に記載するよう求める必要があると考える。

11. 町田市私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金

(1) 概要

表 38 町田市私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金

事務及び事業の内容	子どもを育成する家庭における補助者の就労形態の多様化等に伴う子育てにかかるニーズの拡大に対応して、教育時間外に預かり保育を行う
-----------	---

	私立幼稚園等に対しその経費の一部を補助する事業である。当該補助金は預かり保育充実事業、長時間預かり事業と一時預かり事業に分けられる。																				
補助金等制度の概要	<p>i 補助対象事業</p> <p>① 私立幼稚園等に在籍する幼児で市内に住所を有するものに行う預かり保育充実事業</p> <p>② 私立幼稚園等に在籍していない幼児又は保育所等に入所していない幼児で市内に住所を有するものに対して行う一時預かり事業</p> <p>③ 私立幼稚園等に在籍する幼児又は保育所等に入所する幼児で市内に住所を有するものに対して行う長時間預かり事業</p> <p>ii 支給対象者 市内に設置された私立幼稚園等</p> <p>iii 補助対象経費</p> <p>① 教職員人件費</p> <p>② 備品、消耗品の購入費</p>																				
事業の財源	<p>預かり保育充実事業 市</p> <p>一時預かり事業 国、都と市で3分の1</p> <p>長時間預かり事業 国、都と市で3分の1</p>																				
根拠条文等	<p>町田市幼稚園等預かり保育充実事業補助金交付要綱</p> <p>なお、補助対象事業①は平成27年3月31日をもって終了している。</p>																				
事業費等の推移	<p>(単位：千円、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり保育充実事業</td> <td>24,000</td> <td>24,000</td> <td>35,400</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,868</td> </tr> <tr> <td>長時間預かり事業</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,086</td> </tr> <tr> <td>受給者</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>一時預かり事業と長時間預かり事業は平成27年度より開始している。</p>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	預かり保育充実事業	24,000	24,000	35,400	一時預かり事業	—	—	20,868	長時間預かり事業	—	—	4,086	受給者	14	14	27
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																		
預かり保育充実事業	24,000	24,000	35,400																		
一時預かり事業	—	—	20,868																		
長時間預かり事業	—	—	4,086																		
受給者	14	14	27																		

(2) 監査の結果及び意見

① 私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金の補助金交付額について【意見】

私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金交付要綱において、補助対象経費は教職員人件費と備品、消耗品等の購入費等となっており、補助金の交付額は、これらの総額と市が要綱で定める補助対象額を比較していずれか少ない額とされている。

一方で当該事業は利用料金収入を伴うものであるため、補助金の交付申請書に添付されている申請額内訳書や実績報告書に添付されている収支報告書では、これらの経費からその他収入を控除した額と補助対象経費としている。実態に合わせて要綱を修正する必要があると考える。

② 一時預かり事業の予算と決算書の差異と適切な預かり事業の実施について【意見】

以下は一時預かり事業を実施する幼稚園 J から提出を受けた予算額と決算額である。

表 39 幼稚園 J から提出を受けた予算額と決算額

(単位：千円)

		区分	予算	決算	予算差異
収入	費 事業	利用料	2,000	1,290	△709
		給食費	1,300	268	△1,031
	収入計 (B)		3,300	1,559	△1,740
支出	事業費	給食費	2,000	—	△2,000
		保健衛生費	50	—	△50
		保育材料費	1,000	—	△1,000
		事業費計	3,050	—	△3,050
	人件費	職員俸給	14,000	25,442	11,442
		職員諸手当	—	6,167	6,167
		非常勤職員給与	1,080	—	△1,080
		法定福利費	—	4,234	4,234
		人件費計	15,080	35,845	20,765
	事務費	研修費	100	—	△100
		消耗品費	50	—	△50
		水道光熱費	100	—	△100
		広報費	1,000	—	△1,000
		賃借料	600	—	△600
		事務費計	1,850	—	△1,850
支出計 (A)		19,980	35,845	15,865	
補助対象経費 (A) - (B)		16,680	34,285	17,605	

予算と決算を比較すると収入は予算の 2 分の 1 となっており、利用料収入も当初予定の半分程度となっている。しかし、人件費が当初の 3 倍となり事業費や事務費が発生していない等、当初の計画が大幅に変更されたことが分かる。また、支出事業費には給食費が計上されていないことから、利用者から給食費を徴収しているにもかかわらず、給食が提供されているか否か疑念が生じる。

市は、これらの件について、事業者に対し説明を求め、適切な預かり事業が行われているかどうか実態を確かめる必要があると考える。

③ 預かり保育充実事業補助金における適切な決算書作成の指導の必要性【意見】

以下の表は幼稚園 I の収支計算書に記載された予算額と決算額である。このように予算と決算の数字が全く同じでかつ、全ての費用が 100 千円単位で発生していることは現実的ではない。また幼稚園 I の預かり保育料は 300 円、700 円、900 円と 100 円単位であり、預かり保育料と食費の合計がちょうど 3,000 千円となることも考えにくい。

表 40 幼稚園 I の収支計算書に記載された予算額と決算額

(単位：円)

区分	予算	決算
収入	—	3,000,000
収入計	—	3,000,000
支出		
事業費	500,000	500,000
内訳 保健衛生費		200,000
日用品費		200,000
保育材料費		100,000
人件費	6,500,000	6,500,000
内訳 職員俸給		6,000,000
職員諸手当		500,000
支出計	7,000,000	7,000,000

このような決算書は、幼稚園 I だけではなく補助対象 15 団体のうち 6 団体において同様の状態であった。市は、補助事業者に対し実際発生額による収支計算書の作成を指導する必要があると考える。

④ 預かり保育充実事業補助金における補助金の決定方法について【意見】

預かり保育充実事業では、4 月から 6 月までの利用者数により補助金額が決定される。一方である幼稚園では、4 月から 6 月までは月平均 26 人の園児を預かっており、その場合の補助金額が 3,600 千円であったが、7 月以降に利用者数の数が大きく減少し、年間を通じると利用者数は月 20 名となった。このため仮に補助金の計算方法が年間を通じたものであったのなら、補助金の額は 2,400 千円となる。逆に 4 月から 6 月までの利用者数が少なく、その後多くの園児を預かることにより補助金の計算方法が年間平均であればより多くの補助金の交付を受けることができた幼稚園等もあると考えられる。

当該補助金は預かり事業を行う施設に対して、当該事業に要する経費を補助するためのものであるから、4 月から 6 月までの 3 か月間の利用者数に応じた経費を補助する場合その後の利用者数の変動により補助金に過不足が生じる可能性がある。このため、市は、補助金の交付額の決定にあたり年間の平均預かり人数を基準にすることを検討することが望ましい。なお、当該補助金は、平成 27 年度をもって終了している。

⑤ 長時間預かり事業における適切な審査あるいは適切な日付記入の必要性【意見】

2015年4月1日付けで交付申請があった事業者に対し同日付で補助金の交付決定通知書が交付されている。当該申請書には厚さ1センチ程の添付資料があり計画書、予算書、出欠簿及び就労・内職証明書が添付されている。町田市私立幼稚園等預かり保育充実事業補助金交付要綱によると、事業者から申請があった場合はその内容を審査してから交付決定通知書により通知するとしている。このため、仮に4月1日に審査をし、かつ交付決定通知書を交付しているとする、十分な審査ができていない可能性がある。

市は事業者から補助金の申請があった場合は適切に審査を行い、実際に審査が終了し交付決定通知書を交付するときの日付で通知を作成する必要があると考える。

⑥ 預かり保育充実事業補助金における適切な実績報告書の提出を求める必要性【意見】

幼稚園Hでは、平成27年4月1日付で補助金の交付申請書を提出している。4月1日時点では今後一年間の長時間預かり児童の数は未定であるから、年間の延べ利用児童数は見込で申請していると考えられる。しかし、その後平成28年3月29日に提出された実績報告書と比べると、実績が年齢別の内訳まで全て一致している。また、平成28年1月から預かりを開始した児童や年度当初から3か月で預かりを中止した児童もいるが、平成27年4月の時点でどのように把握していたのかも不明である。

一方で計画と実績で年齢別の預かり児童数や預かり月数が同じなのであれば、当然保護者負担額である利用料収入も同じはずである。幼稚園Hの利用料金は1か月一人当たり10千円であるが、利用者収入は計画時点では3,380千円、実績は3,270千円と110千円(11人分)減少している。

市は実態を調査し、必要に応じて正しい実績報告書の提出を求める必要があると考える。

12. 私立幼稚園等嘱託医執務費

(1) 概要

表 41 私立幼稚園等嘱託医執務費

事務及び事業の内容	市が医師会及び歯科医師会と契約し、町田市私立幼稚園協会に加盟する私立幼稚園及び認定こども園の学校医、学校歯科医による検診を行わせるもの			
事業の財源	市の単独事業 新制度に移行した幼稚園等のみ実費負担、それ以外は市の負担			
根拠条文等	なし			
事業費等の推移	(単位：千円、人)			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	事業費	20,930	21,455	23,146
	受給者	2	2	2

(2) 監査の結果又は意見

① 私立幼稚園等嘱託医執務費の負担【意見】

私立幼稚園等嘱託医執務費は、本来であれば各幼稚園が医師等と契約して園児の内科・歯科健診を実施するところであるが、市が医師会及び歯科医師会と契約しているものである。

当該事業に係る委託費については、従来全額市の負担としており、幼稚園等に負担を求めていなかった。しかし、平成 27 年度より、新制度に移行した幼稚園等に対してのみ当該費用を徴収している。これは、新制度の公定価格の計算にあたり、従来明確にされていなかった運営費等の明細が明らかとなり、市が幼稚園等に対して支払う委託費の中に健診費用相当額が含まれていることが判明したことによる。

しかし、市は新制度に移行しなかった幼稚園等については当該健診費用を徴収しておらず、市の負担となっている。新制度に移行するか否かで市が健診費用を負担するかどうかを決めることは公平性に欠ける可能性があることから、旧来型の幼稚園に対しても健診費用の負担を求めることを検討する必要があると考える。

13. 町田市子ども・子育て利用者支援事業(保育コンシェルジュ)

(1)概要

町田市子ども・子育て利用者支援事業は(以下、「保育コンシェルジュ」という。)一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としている。

保育コンシェルジュは、育児・保育に関する相談指導について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事情と社会的資源に精通した専門の相談員が、就学前までの子どもの保護者を対象に、情報提供、相談・助言を行う。具体的な相談内容等については以下のとおりである。

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育者などの利用に関する相談
- ② 保育所等に入所できなかった方に対する相談
- ③ 利用者のニーズに合った保育サービスの情報提供

市は平成27年4月から保育コンシェルジュを2名配置し、相談事業を行っている。平成27年4月から平成28年3月までの事前予約相談件数は143件であり、その内訳は以下のとおりである。なお、市では4月入園の園児の一次選考を12月15日に締め切り、選考結果の通知を翌年2月10日に発送したことから1月は結果待ちの期間となり、1月の保育コンシェルジュの利用が少なかった。

表 42 保育コンシェルジュの相談件数(平成27年度)

合計	障がい児	出産前	保護者疾病	他市	若年出産
143件	12件	12件	14件	17件	1件

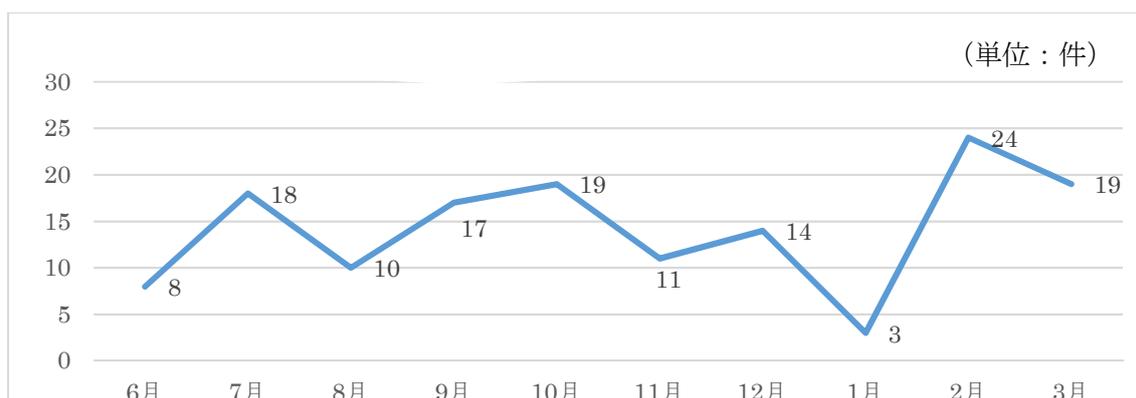


図 5 保育コンシェルジュの月別相談件数(平成27年度)

(2) 監査の結果及び意見**① 保育コンシェルジュの周知の徹底と利用促進の必要性【意見】**

保育コンシェルジュによる相談件数は月平均 15 件と少なく、平成 28 年 1 月の相談件数は、保育園入所選考の結果待ちの期間であったこともあり 3 件に留まった。制度開始から間もないため、市民に十分認知されていないためと思われる。現在市は子ども・子育て支援新制度のパンフレット等に保育コンシェルジュの紹介をする等により制度の周知を図っているが、十分とは言えない。市は地域子育て相談センター等と連携し、または広報誌等やその他の方法により一層の周知を図り、保護者に拠る保育コンシェルジュの活用を促進する必要があると考える。

なお、平成 28 年 4 月から 9 月までの保育コンシェルジュの利用は 169 件である。この他に、9 月から 11 月にかけて地域子育て相談センターで実施した育児講座終了後に相談を行い計 5 日間で、48 件の相談を行っている。

14. 認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・幼稚園の利用者負担額等(保育料)の決定**(1) 概要**

認可保育所・認定こども園・家庭的保育者(保育ママ)・幼稚園の利用者負担額(保育料)は、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例、同条例施行規則及び同事務取扱要領において、定められている。

利用者負担額等(以下、「保育料」という。)は、原則として各年度の 4 月 1 日時点の年齢及び認定区分と各世帯の市町村民税の所得割額(4 月から 8 月までは前年度、9 月から 3 月までは当年度)で決定される。入所している子どもが誕生日を迎えて認定区分が変わっても、年度内の保育料は変わらないが、9 月以降は市町村民税の対象年度が変わるため、保育料が変わる場合がある。したがって、4 月と 9 月の年 2 回、保育料の決定が行われる。

保育料は、保護者の所得に応じた額(応能負担)となっている。また、子どもの年齢、施設、利用時間(8 時間または 11 時間)、兄弟姉妹の人数によって、保育料は異なる。具体的には、条例第 3 条別表に保育料の基準額表が以下のとおり規定されている。

保育料の決定に係る事務については、任意のサンプルを抽出し、検証した。具体的には、4 月認定から 4 件、9 月認定から 2 件、課税資料があるもの 1 件、生活保護の開始による変更認定 1 件、生活保護の廃止による変更認定から 1 件、家族構成の変化による変更認定 1 件の合計 10 件について検証した。

第4 監査の結果及び意見 II. 保育・幼稚園課

表 43 平成27年度実施 保育料基準額表(1号認定)

平成27年度 教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	1人	2人	3人
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けている者が属する世帯	0	0	0
B-1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)又は均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0
B-2	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000	1,500	0
C	均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000	1,500	0
D-1	所得割が12,000円未満の世帯	10,800	5,400	0
D-2	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	11,500	5,750	0
D-3	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	11,900	5,950	0
D-4	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	13,300	6,650	0
D-5	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	14,700	7,350	0
D-6	所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等に限る。)	15,100	7,550	0
D-7	所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)	16,100	8,050	0
D-8	所得割が77,101円以上80,000円未満の世帯	18,100	9,050	0
D-9	所得割が80,000円以上211,201円未満の世帯	20,500	10,250	0
D-10	所得割が211,201円以上256,301円未満の世帯	25,700	12,850	0
D-11	所得割が256,301円以上の世帯	25,700	12,850	0

第4 監査の結果及び意見 II. 保育・幼稚園課

表 44 平成27年度実施 保育料基準額表(2号認定、3号認定)

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		基準額(児童単位) (月額)											
		2号認定(3歳以上)						3号認定(3歳未満)					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
階層	定義	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-2	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	1,300	650	0	1,200	600	0	1,500	750	0	1,400	700	0
C	均等割のみ課税されている世帯	3,800	1,900	0	3,600	1,800	0	4,400	2,200	0	4,200	2,100	0
D-1	所得割 12,000円未満の世帯	4,300	2,150	0	4,100	2,050	0	5,000	2,500	0	4,500	2,250	0
D-2	12,000円以上 30,000円未満	4,900	2,450	0	4,700	2,350	0	5,600	2,800	0	5,100	2,550	0
D-3	30,000円以上 48,600円未満	5,600	2,800	0	5,100	2,550	0	6,300	3,150	0	5,800	2,900	0
D-4	48,600円以上 52,000円未満	7,100	3,550	0	6,600	3,300	0	7,500	3,750	0	7,000	3,500	0
D-5	52,000円以上 56,000円未満	8,600	4,300	0	8,100	4,050	0	9,700	4,850	0	9,200	4,600	0
D-6	56,000円以上 60,000円未満	10,100	5,050	0	9,100	4,550	0	12,900	6,450	0	11,900	5,950	0
D-7	60,000円以上 68,000円未満	12,300	6,150	0	11,300	5,650	0	16,400	8,200	0	14,900	7,450	0
D-8	68,000円以上 80,000円未満	14,200	7,100	0	13,200	6,600	0	19,200	9,600	0	17,700	8,850	0
D-9	80,000円以上 96,000円未満	16,000	8,000	0	14,500	7,250	0	22,300	11,150	0	20,300	10,150	0
D-10	96,000円以上 116,000円未満	17,600	8,800	0	16,100	8,050	0	25,100	12,550	0	23,100	11,550	0
D-11	116,000円以上 139,000円未満	19,400	9,700	0	17,900	8,950	0	27,900	13,950	0	25,900	12,950	0
D-12	139,000円以上 162,000円未満	20,400	10,200	0	18,400	9,200	0	29,700	14,850	0	27,700	13,850	0
D-13	162,000円以上 185,000円未満	21,400	10,700	0	19,400	9,700	0	31,500	15,750	0	29,500	14,750	0
D-14	185,000円以上 208,000円未満	23,000	11,500	0	21,000	10,500	0	34,200	17,100	0	32,200	16,100	0
D-15	208,000円以上 232,000円未満	24,500	12,250	0	22,500	11,250	0	36,600	18,300	0	34,600	17,300	0
D-16	232,000円以上 258,000円未満	25,800	12,900	0	23,800	11,900	0	39,100	19,550	0	37,100	18,550	0
D-17	258,000円以上 285,000円未満	27,100	13,550	0	25,100	12,550	0	41,400	20,700	0	39,400	19,700	0
D-18	285,000円以上 313,000円未満	28,600	14,300	0	26,600	13,300	0	43,600	21,800	0	41,600	20,800	0
D-19	313,000円以上 343,000円未満	30,300	15,150	0	28,300	14,150	0	45,800	22,900	0	43,800	21,900	0
D-20	343,000円以上 373,000円未満	31,600	15,800	0	29,600	14,800	0	48,000	24,000	0	46,000	23,000	0
D-21	373,000円以上 407,000円未満	33,100	16,550	0	31,100	15,550	0	50,500	25,250	0	48,500	24,250	0
D-22	407,000円以上 441,000円未満	34,700	17,350	0	32,700	16,350	0	53,000	26,500	0	51,000	25,500	0
D-23	441,000円以上 501,000円未満	36,400	18,200	0	34,400	17,200	0	55,500	27,750	0	53,500	26,750	0
D-24	501,000円以上	37,200	18,600	0	35,200	17,600	0	58,800	29,400	0	56,800	28,400	0

(2) 監査の結果及び意見

① 参照条文の相違について【結果】

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領は、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定に基づき必要な事項を定めているが、次のとおり、条例施行規則の参照条文が誤っている。

参照している条例施行規則第8条第4項は、保護者等の責に帰さない事由により階層区分の設定に誤りがあったときの条文であるから、世帯の状況に特段の事情があると認めるときの条文である第8条第3項を参照しなければならない。

事務取扱要領を適切に修正する必要がある。

表 45 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領 (抜粋)

<p>第4 主宰者の認定</p> <p>4 規則第8条第4項に規定する世帯の状況に特段の事情があると認めるときは、父又は母からの届出により、届出時の父又は母の収入がおおむね生活保護基準以上であり、かつ、届出時の家計の主宰者とは別の世帯であるとみなすことができることとする。この場合において、届出時の父又は母の収入の確認は、当該届出の前3か月間の収入のわかる資料の提出を求めて確認するものとする。</p>

表 46 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則 (抜粋)

<p>(階層区分の再認定)</p> <p>第8条</p> <p>3 市長は、家計の主宰者が父又は母以外の扶養義務者である世帯について階層区分の認定を行った後に、当該世帯の状況に特段の事情があると認めるときは、家計の主宰者を変更し、階層区分を再認定することができる。</p> <p>4 市長は、保護者等の責に帰さない事由により階層区分の認定に誤りがあったときは、速やかに階層区分を再認定するものとする。</p>
--

② 町田市家庭的保育事業等実施要綱の改正について【結果】

家庭的保育者(保育ママ)による保育は、家庭的保育事業として実施してきたが、平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度により、町田市の認可事業として、保育園と同じ位置づけとなった。したがって、利用者負担額(保育料)についても、認可保育園等と同一基準となり、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第3条別表のとおりとなる。

しかし、町田市家庭的保育事業等実施要綱においては、下記のとおり従前の保育料の規定が残ったままとなっている。したがって、当該実施要綱を適切に改正する必要がある。

表 47 町田市家庭的保育事業等実施要綱(抜粋)

<p>第12 保育料</p> <p>1 家庭的保育事業(都)、家庭的保育事業(国)、共同実施型家庭的保育事業(都)及びグループ型小規模保育事業において家庭的保育者が保護者から徴収する保育料は、月額 42,000 円とする。ただし、保育時間が 1 日につき 8 時間を超えるときは、乳幼児 1 人につき 30 分当たり 500 円の時間外保育料を徴収することができる。</p> <p>2 家庭的保育体験事業において家庭的保育者が保護者から徴収する保育料は、日額 2,000 円とする。</p>

③ 保育料変更事由の適時把握について【意見】

保育料は、教育及び保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分に応じて決定されるため、階層区分が変更になる場合には、保育料も変更されることとなる。例えば、結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合や修正申告等により市町村民税額が変更された場合、または生活保護法による保護を受けることになった場合もしくは保護が廃止となった場合には、保育料が変更となる可能性があることから、保育料が変更となる事由については、適時に把握する必要がある。

しかし、現時点においては、修正申告等による市町村民税額の変更について、福祉総合システムで税情報を連携することで把握しているものの、その他の事由については、保護者等からの連絡により把握している状況であるが、保育料変更事由については、適時に把握できるよう検討する必要があると考える。中でも、生活保護の受給開始及び廃止の事実の把握については、システム更改に合わせて、システム対応の可否について検討するほか、システム対応をしないまでも、生活援護課から、毎月、生活保護が受給開始及び廃止となった未就学児のいる世帯についての情報提供を受けることで、保育料変更事由の適時把握に努める必要があると考える。

なお、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則第 8 条の規定によると、変更事由が生じた場合の届け出義務は保護者等にある。また、同施行規則第 10 条別表において、階層区分の変更は、申請があった日の属する月の翌月分からとなっており、階層区分の変更により保育料が減額される場合、保護者等からの申請が遅れるほど、保育料が減額とされない期間が長くなることとなる。今回サンプル検証した案件においても、申請がひと月遅れていたため、保育料の減額もひと月遅れとなった事例があった。保護者等の経済的負担を考慮すれば、特に保育料が減額となるケースについては、できるだけ適時に把握し、申請を促すことも必要である。例えば、学校教育課学務課で行っている就学援助事務においては、就学援助システムで、生活保護の受給開始及び廃止の事実を把握することが可能であり、毎月、就学援助費の認定の変更有無について検討している。

また、保育・幼稚園課においては、町田市子どものための教育・保育給付認定に関する規則第 7 条の規定に基づき、例年 7 月頃、町田市子どものための保育給付家庭状況調査書(以下、「家庭状況調査書」という。)の提出を受けている。家庭状況調査書には、離婚等

世帯構成の変化に関する項目や生活保護の開始・廃止等に関する項目があり、保育料変更事由を把握している。年2回の保育料決定に際しては、生活保護受給者リストと照合し、生活保護が廃止となった世帯の有無を確認している。

表 48 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則(抜粋)

(階層区分の再認定)

第8条 保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由を証明する書類を市長に届け出なければならない。

(1)～(7)

別表(第10条関係)

備考1 階層区分の変更は、第10条第2項に規定する申請があった日の属する月の翌月分からとする。

表 49 町田市子どものための教育・保育給付支給認定に関する規則(抜粋)

(法第22条の届出)

第7条 法第22条の規定による届出は、町田市子どものための保育給付家庭状況調査書(第4号様式)により毎年1回行うものとする。

15. 認可保育所の利用者負担額(保育料)の徴収

(1)概要

平成 25 年度から平成 27 年度の保育料の収納状況推移は、次表のとおりである。

表 50 保育料の収納状況推移

(単位:千円)

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	1,198,066	1,436,416	1,555,474
	収入済額	1,190,351	1,426,955	1,541,809
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	7,733	9,557	13,664
	収納率(%)	99.4%	99.3%	99.1%
滞納繰越分	調定額	46,781	39,302	35,824
	収入済額	10,687	8,683	6,702
	不納欠損額	4,525	4,352	2,085
	収入未済額	31,568	26,266	27,037
	収納率(%)	22.8%	22.1%	18.7%
合計	調定額	1,244,848	1,475,718	1,591,298
	収入済額	1,201,039	1,435,639	1,548,511
	不納欠損額	4,525	4,352	2,085
	収入未済額	39,302	35,823	40,701
	収納率(%)	96.5%	97.3%	97.3%

平成 27 年度の現年度分調定額が前年度より 119,058 千円増加しているが、これは保育園の増加(平成 26 年 10 月に 2 園、平成 27 年 10 月に 1 園)によるものである。それに伴い、収入未済額も増加し収納率は 0.2%悪化している。

債権管理体制については、平成27年度中に変更となっている。平成27年9月までは、保育・幼稚園課支援係に保育料担当を専任で3名配置していたが、平成27年10月より、専任ではなく、支援係の正規職員11名が、各自担当する園に係る保育料を兼任で担当することとなった。これは、新制度移行に伴う業務量の影響による事務の見直しを行ったことによる。

保育料の徴収については、平成 25 年度包括外部監査「債権の管理等に関する事務の執行について」の対象となっており、町田市ホームページにおいて、平成 25 年度包括外部監査の結果に対する措置進捗状況(平成 26 年 3 月 31 日時点)が、次表のとおり公表されている。

表 51 平成 25 年度包括外部監査の結果に対する措置進捗状況

結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容
市では、年に 2~3 回、市内の保育園の園長を推進員として保育料の催告業務等を依頼しているが、催告書や毎月の督促状を各保育園の園長から直接手渡しとするこ	措置済み	平成 26 年 10 月から督促状は原則として納付推進員による手渡しに変更しました。しかし、保護者以外がお迎えに来る場合があり、督促状を納付義務者である保護者に直接手渡すまでに時間がかかり、納期限までの時間が短くなるという問題が生じました。これが滞納処分を行う前提として重要な要素となる督促状の法的効果に影響を及ぼしかねないことから、督促状については従来どおりの郵送に戻すこととしました。な

第4 監査の結果及び意見 II. 保育・幼稚園課

結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容
とも一つの方法であり、推進員を有効活用する必要がある。		お、催告書については一定条件の滞納者について、引き続き納付推進員対応をしていくこととしました。
保育料の算定を正確に行うために、源泉徴収票または確定申告書の控えのコピーなどをもとに算定した保育料を仮の保育料としたうえで、住民税の決定通知と突合して正式な保育料とする必要がある。	措置済み	2015年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育料の決定については、これまでの所得税額に基づく算定から、市町村民税の所得割で算定することとなりました。これに伴い、保育料の算定システムの改修を行い、税のシステムと連動するようにしました。したがって、今後の正確な保育料の算定ができることとなりました。
保育料の滞納は、口座振替利用者よりも納付書利用者になりやすい傾向があることから、納付書での納付を原則として廃止し、口座振替に一本化することも検討の余地がある。	措置済み	保育料の支払いには原則口座振替であることについて、新規入所者には「入園のしおり」及び「在園のしおり」で案内しています。また、口座振替無登録者には、4月の保育料決定通知送付時「町田市保育料口座振替のお知らせ」において案内しています。その他、保育園に口座振替依頼書を設置し、納付推進員からも口座振替にするように勧めています。
市役所の窓口に出向いて申請する必要がある上、即時発行ができず、利便性に欠ける面がある。現行システムの見直しが必要かどうかを費用対効果も含めて検討することが望ましい。	措置済み	換価手続きのうち、配当及び保険税への充当手続きについて担当者を設置しました。
2ヶ月連続口座振替が不能となった場合、その月(2ヶ月目)の振替不能額のみ通知しており、未納付の累計額を示した納付書は送っていない。誤って直近月だけの納付ともなりかねないため、未納付の累計額が示されるよう、システム的な対応を図ることが望ましい。	措置済み	口座振替不能通知は、口座振替ができなかった旨を伝えることが目的です。そのため、口座振替ができなかった分の支払いを求めするために納付書を送付しています。また、滞納分の保育料は、督促状及び催告書で支払いを促しております。このことにより、口座振替不能通知に未納額の累計額を記載した場合、保護者が重複して支払うおそれがあるため、過去の未納額については、引き続き督促状及び催告書で対応することとしました。
2011年度の児童手当の支給等に関する特別措置法の施行により、保育料等については、児童手当からの徴収が認められているが、市は児童手当と保育料の相殺を行っていない。保護者の同意を得て、児童手当と保育料の相殺を制度化し運用を図っていく必要がある。	改善進行中	2015年4月1日に納税課に発足した公債権対策係と定期的に会議を開き、一元化に向けたスケジュールや対象者などについて協議を行っています。
催告・督促の際は、郵便局で	改善進行	2015年6月より新システムが本格稼働となったが、現在督促状につい

第4 監査の結果及び意見 II. 保育・幼稚園課

結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容
<p>の振替用紙を個別に作成し送付しているが、コンビニエンスストアや銀行では支払いができないため、より利便性が高まるよう、システム対応を費用対効果も含めて検討することが望ましい。</p>	<p>中</p>	<p>では納付書対応ができるように調整中です。</p>
<p>保育料の滞納者に対し、差押を始めとする滞納処分の手続きが実施されていない。公平性の観点からも、納付意欲がみられない保護者に対しては滞納整理事務を強化する必要がある。</p>	<p>改善進行中</p>	<p>滞納事務整理の強化を図ることとし、滞納処分を視野に入れた財産調査を開始しました。なお、滞納処分等を機動的に行えるように規則及び要領の変更手続き中です。 なお、卒園後も保育料を滞納している者の一部に対し、滞納処分を執行しました。</p>
<p>保育料は、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理が可能だが、このことは必要な滞納整理事務を実施してこなかったとみなされる可能性もある。滞納者の現況等を十分に把握し、差押等の滞納処分手続や執行停止などの滞納整理事務を実施する必要がある。</p>	<p>改善進行中</p>	<p>財産調査等の滞納整理事務の強化を通じて、滞納者の現況をより把握するよう努めました。また、滞納処分等を機動的に行えるように規則及び要領の変更手続き中です。 なお、卒園後も保育料を滞納している者の一部に対し、滞納処分を執行しました。執行停止については、新システムで処理ができるか確認中です。</p>
<p>市は、現年度分の収納を優先的に管理しているが、中間所得者層に滞納事案が比較的に多く生じているなど、滞納状況は階層区分による特徴も見受けられる。このことから、階層ごとに目標管理を行うことも検討の余地がある。</p>	<p>措置済み</p>	<p>階層ごとに目標管理することを検討したものの、対象には滞納金額が少額の者が含まれるなど効率的な徴収が出来ず、保育料収納率が低下するおそれがあります。そのため従前どおりに「全滞納額の減少＝滞納繰越の減少＝現年度保育料収納率の維持向上」を目標として、滞納額及び滞納月数を基準とした滞納管理を行うこととしました。</p>
<p>税務書類が未提出のために階層区分が最高ランクとされ、保育料が高額になり、そのことが滞納の一因となっていると考えられる。保護者から書類の提出を促すとともに、税務書類の提出がないときは、扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧を求めるといった対応を図る必要がある。</p>	<p>措置済み</p>	<p>2015年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育料の決定については、これまでの所得税額に基づく算定から、市町村民税の所得割で算定することとなりました。これに伴い、保育料の算定システムの改修を行い、税のシステムと連動して算定するようにしました。 なお、税務書類未提出の方は引き続き階層区分が最高ランクとされますが、納入通知書の発送や督促状の発送のタイミングで保護者に書類を提出するように促していきます。</p>

したがって、保育料の徴収については、上記措置状況の検証を中心に監査を実施した。なお、措置状況の検証は、ヒアリング及び関連資料の閲覧により行い、措置済みのものも含め、現時点における状況について確認した。

その結果、措置又は今後の取り組みの内容に記載されているとおり、納税課公債権対策係と定期的な会議を行うなどして、適切に措置されていることを確認した。しかしながら、措置済みとした時点から時が経過し、上記公表内容が現状と異なる部分などもあるため、以下に監査の結果及び意見として記載する。

(2) 監査の結果及び意見

① 納付指導等の強化について【意見】

滞納処分等を機動的に行えるよう規則及び要綱が変更されたとのことであるが、現行規程は旧規程と比較して、納付指導の方法等について緩やかになった。例えば、下記に示した納付指導の方法については、催告書の送付について、旧規程では年3回と明記しているのに対し、現行規程では必要に応じ適宜送付することとなっている。

現行規程となった平成27年度においても、これまでどおり、催告書の送付を年3回(8月、12月、3月)に行っており、現状、納付指導が緩やかになっているということはなく、この点、規則及び要綱の変更の影響は受けていない。

滞納処分に至る前段階としての納付指導(督促、催告、分納相談等)については、納税課公債権対策係との連携を図りながら、今後とも十分に行っていく必要があると考える。

なお、滞納処分については、平成28年度においては、納税課公債権対策係が差押予告通知書の送付や滞納処分を実施するようになり、滞納繰越分の保育料収入の実績が、対前年同時期比207%に上がっている(4月～10月分累計:平成27年度15百万円、平成28年度31百万円)。

表 52 納付指導に係る規定の比較

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領(現行規程)	町田市保育運営費徴収事務取扱要領(旧規程)
<p>第11 保育料の納付指導の方法</p> <p>1 法附則第6条第4項の規定により保護者等から徴収する費用(以下「保育料」という。)の納付指導は、当該保育料の滞納者に対し、<u>必要に応じ</u>次に掲げる書類を送付することにより行う。</p> <p>(1) 督促状 (2) 催告書 (3) 差押予告通知書 (4) 差押決定通知書</p> <p>2 督促状は、毎月の利用者負担額等の納期限経過後おおむね2か月以内の期間に当該月の保育料が未納の者に対して送付する。</p>	<p>第13 保育料の納付指導の方法</p> <p>1 保育料の納付指導は、保育料の滞納者に対し、次に掲げる書類を送付することにより行う。</p> <p>(1) 督促状 (2) 催告書 (3) 差押予告通知書</p> <p>2 督促状は、毎月の保育料の納期限経過後おおむね2か月以内の期間に、当該月の保育料が未納の者に対して送付する。<u>この場合において、当該未納者が現年の別の月の保育料を滞納しているときは、これを併せて催告するものとする。</u>なお、督促状は差押の前提条件となるため、公示の方法を含め必ず督促の対象である月の保育料決定通知書及び変更決定通知書の送付者へ送達するものとする。</p>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領(現行規程)	町田市保育運営費徴収事務取扱要領(旧規程)
<p>3 催告書は、督促状を送付してもなお保育料の納付意思が見られない滞納者に対して、<u>適宜</u>送付するものとする。</p> <p>4 差押予告通知書及び差押決定通知書は、第12第1項第1号に規定する個別指導を行っても保育料の納付の意思が見られない滞納者に対し、必要に応じて適宜送付するものとする。</p>	<p>3 催告書は、次の各号に掲げる滞納者の区分に応じ、当該各号に定める頻度で送付するものとする。この場合において、保育料納付推進員又は市立保育園の市職員は、催告書を滞納者に手渡すことができる。</p> <p>(1) 現年度分短期滞納者 <u>年3回</u></p> <p>(2) 現年度分長期滞納者 <u>年3回</u></p> <p>(3) 過年度分滞納者 過年度分に係る保育料の滞納額の総額に応じ、それぞれ<u>年3回</u></p> <p>4 差押予告通知書は、繰り返し実施した文書催告、電話又は訪問催告によっても保育料の納付意思がみられない滞納者(現年度分長期滞納者及び過年度分滞納者に限る。)に対して必要に応じて適宜送付するものとする。</p>

② 児童手当からの保育料の特別徴収の実施について【意見】

児童手当法第22条の規定により、保育料滞納者に対しては、特別徴収する旨などを通知することによって、児童手当から保育料を特別徴収することができる。

保育・幼稚園課においては、子ども子育てシステムの更改により処理ができるか等の検討を行っているとのことであるが、保育料の徴収に関する専任担当者が配置されないようになるなどの状況を踏まえると、下記に示す他市事例を参考にすることで、児童手当からの保育料の特別徴収の実施について、適切に対応を図っていく必要があると考える。

表 53 本庄市保育所保育料滞納対策実施規則(抜粋)

<p>(滞納対策)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げるところにより保育料の滞納対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 保育料が滞納となった場合</p> <p>ウ イに規定する通知を送付したにもかかわらず、指定した期限までに保育料の納付がなく、かつ、納付に係る相談がないときは、当該滞納保育料については本庄市児童手当事務取扱規則第31条に規定する特別徴収を行うものとする。</p>

表 54 本庄市児童手当事務取扱規則(抜粋)

<p>(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)</p> <p>第31条 法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収するときは、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 保育料特別徴収通知書を作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付すること。</p> <p>(2) 前号により通知した特別徴収の額に変更が生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付すること。</p> <p>(3) 支払期月ごとに特別徴収通知書に基づく徴収額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額から特別徴収による徴収額を控除した額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は前条第2項第2号に規定する徴収等額がある場合は、それらの額を更に控除した額)を支払うものとする。</p>
--

表 55 半田市児童手当からの保育所保育料特別徴収に関する規則(抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、児童手当法第二十二条及び附則第二条の規定に基づく特別徴収の実施に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別徴収の対象者)</p> <p>第二条 特別徴収の対象者は、半田市立保育所条例施行規則(第六号)第九条及び半田市立保育所型認定こども園管理運営規則(第十七号)第七条第二号に規定する保育料を滞納している者で、特別徴収する必要があると市長が認めたものとする。</p> <p>(特別徴収の対象となる保育所保育料)</p> <p>第三条 特別徴収の対象となる保育所保育料は、特別徴収を実施する旨の通知時において納付の期限が到達していないものとする。</p> <p>(特別徴収する保育所保育料の範囲)</p> <p>第四条 特別徴収する保育所保育料の額は、対象となる児童に係る児童手当の支給額の範囲内とする。</p> <p>(特別徴収の通知)</p> <p>第五条 法第二十二条第二項による通知は、保育所保育料特別徴収決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により通知した特別徴収の額を変更しようとするときは、保育所保育料特別徴収変更通知書により対象者に通知するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>
--

③ 納入義務者の決定について【意見】

保育・幼稚園課は、町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書の保護者(申請者)欄に記載した者を、保育料の納入義務者として決定している。この場合、一般的に、世帯主の配偶者(妻)が申請書に記載することが多いため、世帯主が配偶者(妻)よりも所得が多いにもかかわらず、保育料の納入義務者の決定は世帯主の配偶者(妻)に対してなされることとなる。

児童福祉法第56条第3項の規定により、保育料は扶養義務者全員の連帯債務ではあるが、納入通知や督促状の発布、財産調査などの滞納整理事務をスムーズに行うためには、当初より、所得の多い者を納入義務者として決定することが有用である。

したがって、給付支給認定申請書の保護者(申請者)欄には、世帯主等、所得の高い者の氏名を記載する運用等を検討することが必要であると考えます。

④ 納付推進員の活用等について【意見】

市では、町田市保育料納付推進員設置要綱の規定に基づき、市内の法人立保育園の園長を納付推進員として任命し、保育料の未納者に対し、納付の催告等を行ってきた。

納付推進員は、これまで、年に2~3回程度、催告書を手渡しする業務を行うなどしてきたが、保育園に子どもを迎えに来るのが納入義務者たる保護者とは限らないことや、保育園により対象者の数がまちまちであるなどの理由により、平成28年度から、納付推進員制度を休止している。

現在は、園長の通常業務の範囲内として催告書の手渡し等の業務を行ってもらうことや、入園説明会において保育料の納付に関する文書を全員に配布するなどの取り組みを検討している。また、滞納者に対しては、納税課公債権対策係による滞納処分の予告通知などの送付を行い、保育料の徴収向上を図っている。

保育・幼稚園課においては、町田市保育料納付推進員設置要綱の廃止手続きを進める予定とのことであるが、今後は、このような取り組みが、保育料の徴収向上につながっているか検証し、納付推進員を活用することで保育料の徴収向上につなげることができないか、納付推進員制度以外の取り組みで保育料の徴収向上につなげることができないか等について、納税課公債権対策係と協議するなどして、検討する必要があると考える。

Ⅲ. 子育て推進課

1. 待機児童解消関連

(1) 概要

① 待機児童に関する全国の状況

厚生労働省では、毎年4月に、保育所等関連状況取りまとめ及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表している。

「保育所等関連状況取りまとめのポイント」としてまとめられているのは、次のとおりである。

表 56 「保育所等関連状況取りまとめのポイント」(厚生労働省 平成 28 年 4 月報道公表)

1. 保育所等定員は 263 万人（前年比 10 万 3 千人の増加）
2. 保育所等を利用する児童の数は 246 万人（前年比 8 万 5 千人の増加）
3. 待機児童数は 23,553 人で前年比 386 人の増加
4. 待機児童のいる市区町村は、前年から 12 増加して 386 市区町村
5. 待機児童が 100 人以上増加したのは、岡山市(595 人増)、高松市(192 人増)、中央区(144 人増)など 10 市区
6. 待機児童が 100 人以上減少したのは、船橋市(422 人減)、熊本市(397 人減)、仙台市(206 人減)などの 12 市区

全体として、保育所等定員は増加しているものの、利用児童数も同様に伸び、全体として待機児童は 386 人増加したとのことである。

以下に、同資料内にある、保育所等数の推移と、保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移を転載する。

保育所等の数は増やしているものの、利用数、特に1・2歳児の利用数の伸びが顕著であることが読み取れる。

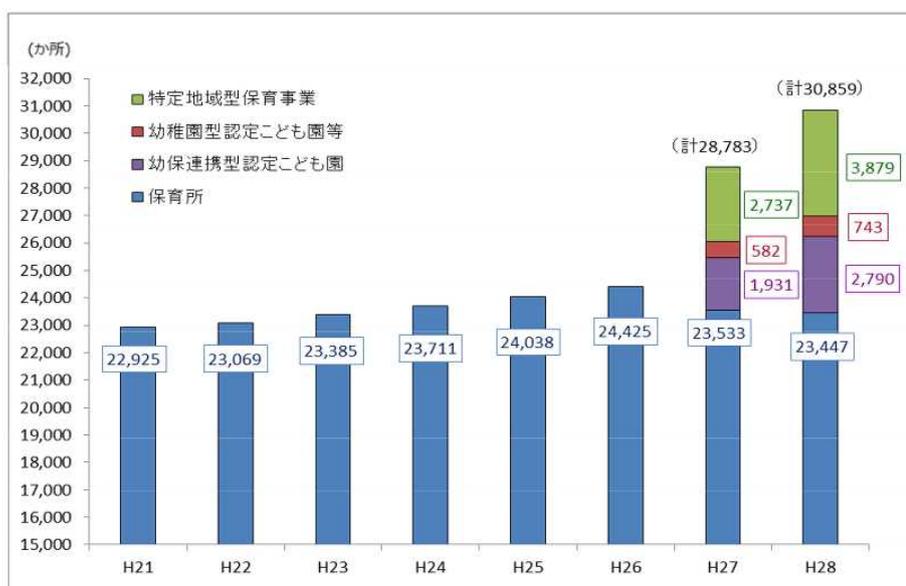


図 6 保育所等数の推移

※「保育所等関連状況取りまとめのポイント」(厚生労働省) 添付資料より転載

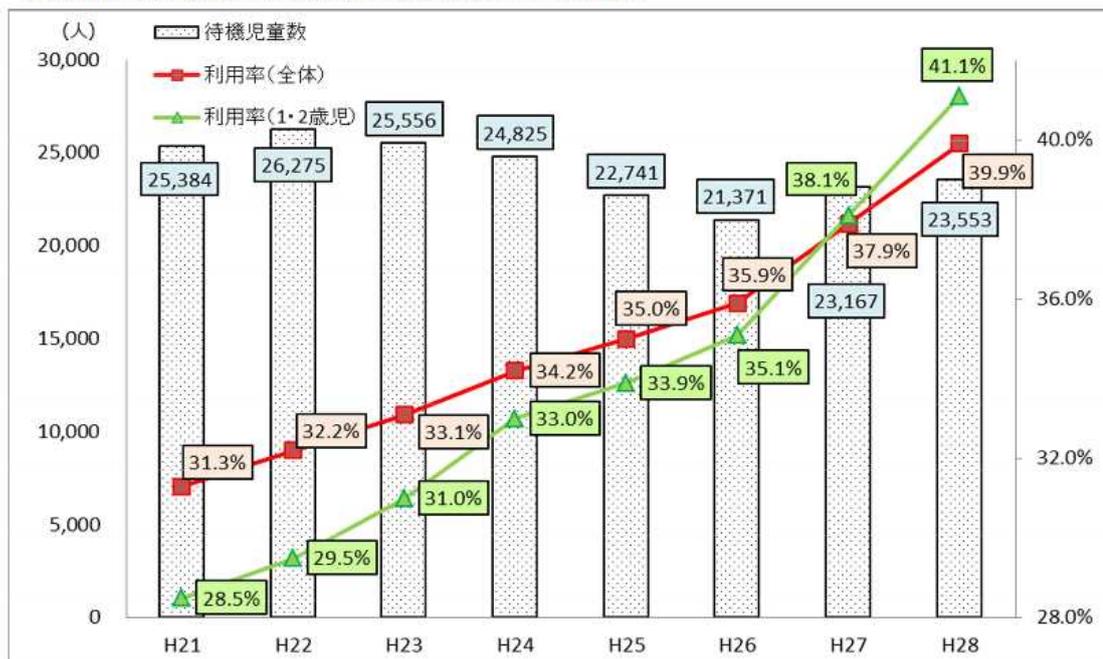


図 7 保育所待機児童数及び保育所等利用率の推移

※「保育所等関連状況とりまとめのポイント」(厚生労働省)添付資料より転載

② 近隣自治体の状況（都内の待機児童数の推移）

近隣自治体の待機児童数の状況として、次表に、東京都ホームページにある東京都福祉保健局、「都内の保育サービスの状況について 別添 区市町村別の状況」より作成した、都内の待機児童数の推移を示す(いずれも4月1日現在)。

これによると、東京都全体の待機児童数は、平成26年4月8,672人、平成27年4月7,814人、平成28年4月8,466人と推移している。平成27年4月で7,814人と、前年に比べ858人減少したのは、大田区において(613-154=)459人減少したこと等による。同区では、平成26年度に「大田区待機児解消緊急加速化プラン」を策定し、総合的な待機児解消対策を実施したとのことであった(大田区ホームページ、保育料(保育園・学童保育)のあり方に関する報告書より)。一方で、平成28年4月には、中央区等、区部で596人増加したことにより、前年に比べ652人増加している。

第4 監査の結果及び意見 Ⅲ. 子育て推進課

表 57 都内の待機児童数(東京都福祉保健局(「差」は H27 と H28 の比較。4 月 1 日現在) (単位:人)

自治体名	H26	H27	H28	差	自治体名	H26	H27	H28	差	自治体名	H26	H27	H28	差
千代田区	0	0	0	0	八王子市	231	144	139	△ 5	瑞穂町	7	20	25	5
中央区	135	119	263	144	立川市	95	183	198	15	日の出町	9	0	2	2
港区	45	30	64	34	武蔵野市	208	127	122	△ 5	檜原村	0	0	0	0
新宿区	152	168	58	△ 110	三鷹市	179	209	264	55	奥多摩町	0	0	0	0
文京区	104	69	98	29	青梅市	29	20	25	5	大島町	0	0	0	0
台東区	126	170	240	70	府中市	233	352	296	△ 56	利島村	0	0	0	0
墨田区	157	76	134	58	昭島市	65	51	21	△ 30	新島村	0	0	0	0
江東区	315	167	277	110	調布市	288	296	289	△ 7	神津島村	0	0	0	0
品川区	128	215	178	△ 37	町田市	203	153	182	29	三宅村	0	0	1	1
目黒区	247	294	299	5	小金井市	257	164	154	△ 10	御蔵島村	0	0	0	0
大田区	613	154	229	75	小平市	167	178	167	△ 11	八丈町	0	0	4	4
世田谷区	1,109	1,182	1,198	16	日野市	188	164	183	19	青ヶ島村	0	0	0	0
渋谷区	120	252	315	63	東村山市	97	32	76	44	小笠原村	0	0	0	0
中野区	241	172	257	85	国分寺市	77	88	102	14					
杉並区	116	42	136	94	国立市	34	99	81	△ 18					
豊島区	240	209	105	△ 104	福生市	5	6	0	△ 6					
北区	69	160	232	72	狛江市	99	175	142	△ 33					
荒川区	8	48	164	116	東大和市	14	4	7	3					
板橋区	515	378	376	△ 2	清瀬市	40	45	44	△ 1					
練馬区	487	176	166	△ 10	東久留米市	84	87	92	5					
足立区	330	322	306	△ 16	武蔵村山市	21	11	0	△ 11					
葛飾区	111	252	106	△ 146	多摩市	116	49	79	30					
江戸川区	298	347	397	50	稲城市	33	0	0	0					
					羽村市	3	0	1	1					
					あきる野市	31	12	18	6					
					西東京市	193	143	154	11					
区部 計	5,666	5,002	5,598	596	市部 計	2,990	2,792	2,836	44	町村 計	16	20	32	12
						H26	H27	H28	差					
					東京都 計	8,672	7,814	8,466	652					

③ 近隣自治体の状況(都内の待機児童数の就学前人口比率)

同様に、近隣自治体の待機児童数の就学前人口との比較を、東京都ホームページにある東京都福祉保健局、「都内の保育サービスの状況について 別添 区市町村別の状況」より作成したものを次表に示す(平成 28 年 4 月 1 日現在)。

これによると、東京都全体の待機児童数の就学前人口比率は平成 28 年 4 月現在で 1.3%であり、市部で 1.4%とやや比率が高くなっている。

高い比率のところをみると、区部で中央区(就学前人口 9,007 人、待機児童 263 人、率

第4 監査の結果及び意見 Ⅲ. 子育て推進課

2.9%)、台東区(7,489、240、3.2)、世田谷区(44,083、1,198、2.7)、渋谷区(10,032、315、3.1)等が、市部で三鷹市(9,343、264、2.8)、狛江市(3,937、142、3.6)等が全体を押し上げている。一方、低い比率では、区部で千代田区(就学前人口 3,175 人、待機児童 0 人、率 0%)、港区(14,480、64、0.4)、葛飾区(21,020、106、0.5)、練馬区(34,911、166、0.5)、新宿区(12,233、58、0.5)等が、市部で福生市(2,390、0、0)、武蔵村山市(3,579、0、0)、稲城市(4,961、0、0)等が全体を引き下げている。

町田市は、(就学前人口 19,649 人、待機児童数 182 人、0.9%)であり、東京都全体の1.3%よりは低い比率となっている。

表 58 都内の待機児童数の就学前人口比率(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(単位:人、%)

自治体名	就学前	待機児童	率	自治体名	就学前	待機児童	率	自治体名	就学前	待機児童	率
千代田区	3,175	0	0.0	八王子市	24,964	139	0.6	瑞穂町	1,446	25	1.7
中央区	9,007	263	2.9	立川市	8,692	198	2.3	日の出町	958	2	0.2
港区	14,480	64	0.4	武蔵野市	7,198	122	1.7	檜原村	57	0	0.0
新宿区	12,233	58	0.5	三鷹市	9,343	264	2.8	奥多摩町	111	0	0.0
文京区	10,784	98	0.9	青梅市	5,497	25	0.5	大島町	359	0	0.0
台東区	7,489	240	3.2	府中市	13,974	296	2.1	利島村	23	0	0.0
墨田区	11,759	134	1.1	昭島市	5,546	21	0.4	新島村	118	0	0.0
江東区	27,036	277	1.0	調布市	11,697	289	2.5	神津島村	112	0	0.0
品川区	19,157	178	0.9	町田市	19,649	182	0.9	三宅村	101	1	1.0
目黒区	12,837	299	2.3	小金井市	5,882	154	2.6	御蔵島村	36	0	0.0
大田区	32,412	229	0.7	小平市	9,902	167	1.7	八丈町	347	4	1.2
世田谷区	44,083	1,198	2.7	日野市	9,420	183	1.9	青ヶ島村	7	0	0.0
渋谷区	10,032	315	3.1	東村山市	6,950	76	1.1	小笠原村	204	0	0.0
中野区	12,708	257	2.0	国分寺市	5,732	102	1.8				
杉並区	24,384	136	0.6	国立市	3,366	81	2.4				
豊島区	10,424	105	1.0	福生市	2,390	0	0.0				
北区	14,505	232	1.6	狛江市	3,937	142	3.6				
荒川区	9,935	164	1.7	東大和市	4,569	7	0.2				
板橋区	25,153	376	1.5	清瀬市	3,404	44	1.3				
練馬区	34,911	166	0.5	東久留米市	5,574	92	1.7				
足立区	31,723	306	1.0	武蔵村山市	3,579	0	0.0				
葛飾区	21,020	106	0.5	多摩市	6,798	79	1.2				
江戸川区	35,032	397	1.1	稲城市	4,961	0	0.0				
				羽村市	2,658	1	0.0				
				あきる野市	3,841	18	0.5				
				西東京市	9,648	154	1.6				
区部 計	434,279	5,598	1.3	市部 計	199,171	2,836	1.4	町村 計	3,879	32	0.8
					就学前	待機児童	率				
				東京都 合計	637,329	8,466	1.3				

④ 近隣自治体の状況の概況のまとめ

上記2表より、待機児童については、その数は年度ごとに変動があり、それは人口の流出等と自治体の施設対応等に影響を受けるものであり、また、必ずしも都内全域で待機児童が生じているわけではなく、人数的には区部で、就学前人口比率では市部で多く生じているものと思われる。

また、町田市は、(就学前人口 19,649 人、待機児童数 182 人、0.9%)であり、東京都全体の 1.3%よりは低い比率となっている。

⑤ 町田市における待機児童の現状

市における待機児童の推移と、保育所等定員数の推移を次表に示す。

推移から、保育所等定員数は順調に伸びており、平成 28 年 4 月定員数は 7,088 人となっており、平成 22 年 4 月 4,702 人に比べて 1.5 倍の定員となっている。

待機児童数は、年度により増減はあるが、全体として減少傾向にある。

表 59 市の認可保育所等定員数と待機児童数の推移 子ども生活部作成(各年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
認可保育所等定員数	4,702	5,050	5,283	5,668	6,041	6,846	7,088
待機児童数	396	435	293	257	203	153	182

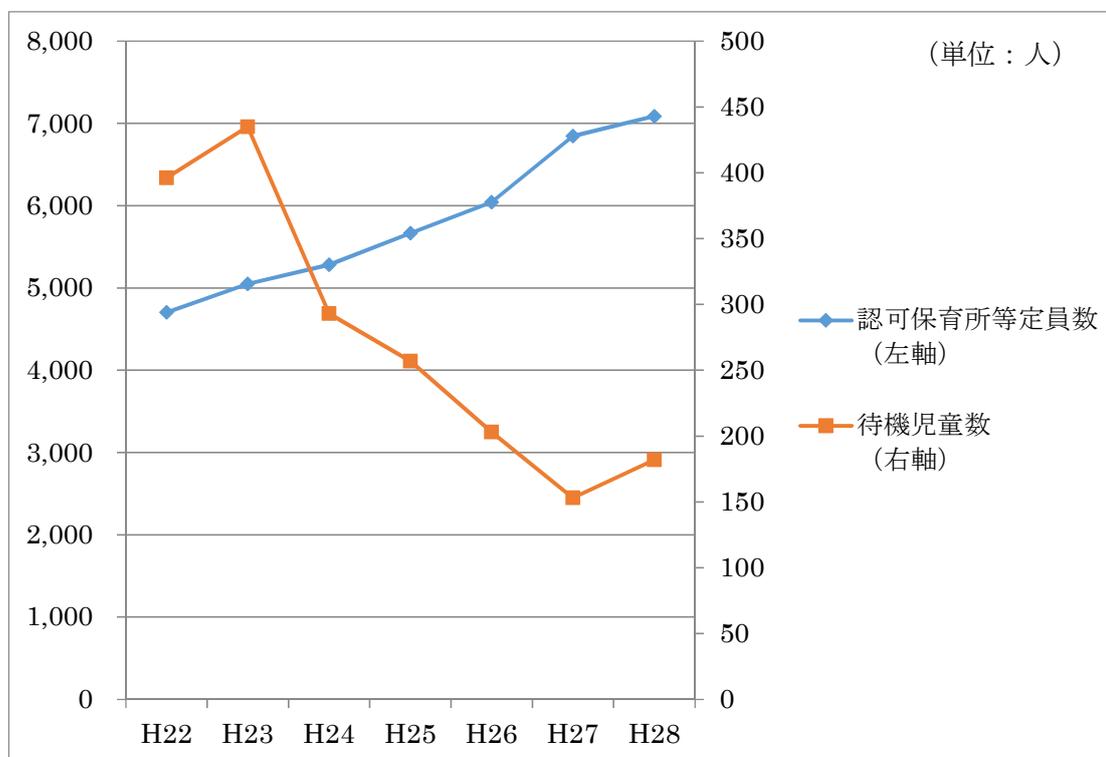


図 8 市の認可保育所等定員数と待機児童数の推移

⑥ 待機児童に対する市の計画と現状

待機児童に対する市の計画としては、まず、平成 23 年 12 月に発行された、町田市基本計画まちだ未来づくりプランがある。この中では、待機児童数について、認可保育所待機児童数を 396 人から減少させることを目標としている。

また、平成 28 年 2 月に発行された、新・町田市子どもマスタープランの中においても、引き続き、「保育内容・人材・保育環境等の要素で構成される保育の質を確保しながら、保育の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。」として、引き続き、待機児童問題の解消を目指している。ここでいう待機児童については、直近の平成 28 年 4 月時点で 182 人であり、計画は順調に進捗しているといえる。

なお、実施計画としては平成 26 年度までは「町田市保育サービス 3 ヶ年計画」があり、平成 27 年度からは「町田市子ども・子育て支援事業計画」が存在し、各事務に反映されている。

⑦ 市の計画における市の人口推計の見込み

町田市の人口は一貫して増加しており、平成 30 年まで微増すると予測されているが、15 歳未満の年少人口はすでに平成 23 年度から減少を始めており、平成 35 年度には 5 万人を下回ると見込まれている。

表 60 市の人口予測（各年 4 月 1 日時点） (単位:人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町田市人口	423,320	424,951	425,299	426,205	426,209	429,527	430,910	432,282
年少人口	58,898	59,039	58,737	58,561	57,828	57,391	56,597	55,623

(単位:
人)

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
町田市人口	432,339	431,647	430,621	429,333	427,802	426,036	424,036	421,820
年少人口	54,678	53,620	52,682	51,561	50,431	49,218	48,087	46,860

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年 3 月)より作成

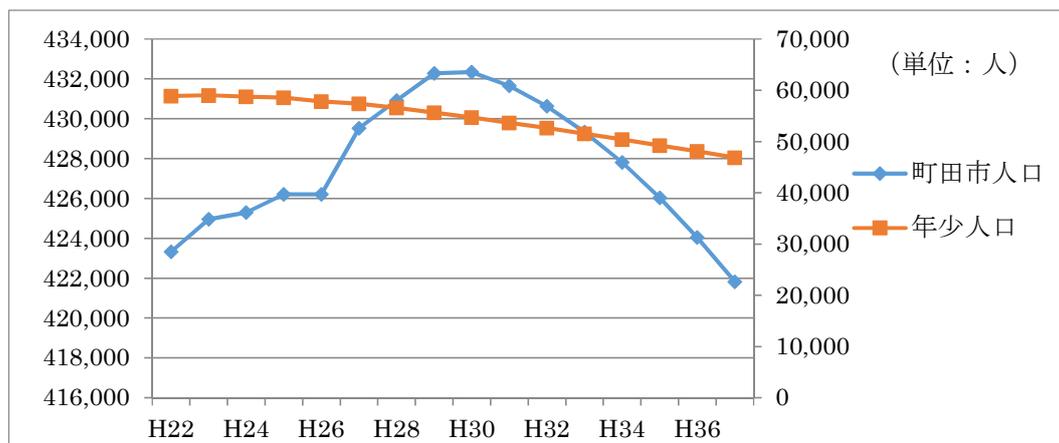


図9 市の計画における市の人口推計の見込み

このような、年少人口の減少の一方で、社会における女性の就業者数は増加を続けており、町田市における女性の就業者数も増加傾向にあり、児童を預けたいとする需要が増加傾向にあるものと思われる。

表61 町田市における就業者数、女性就業者数の推移 (国勢調査による)

区分	H2	H7	H12	H17	H22
就業者合計	284,843	308,097	327,197	350,277	366,726
うち女性	143,108	154,789	165,240	178,457	187,999
比率	50.2%	50.2%	50.5%	50.9%	51.3%

※町田市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)より作成

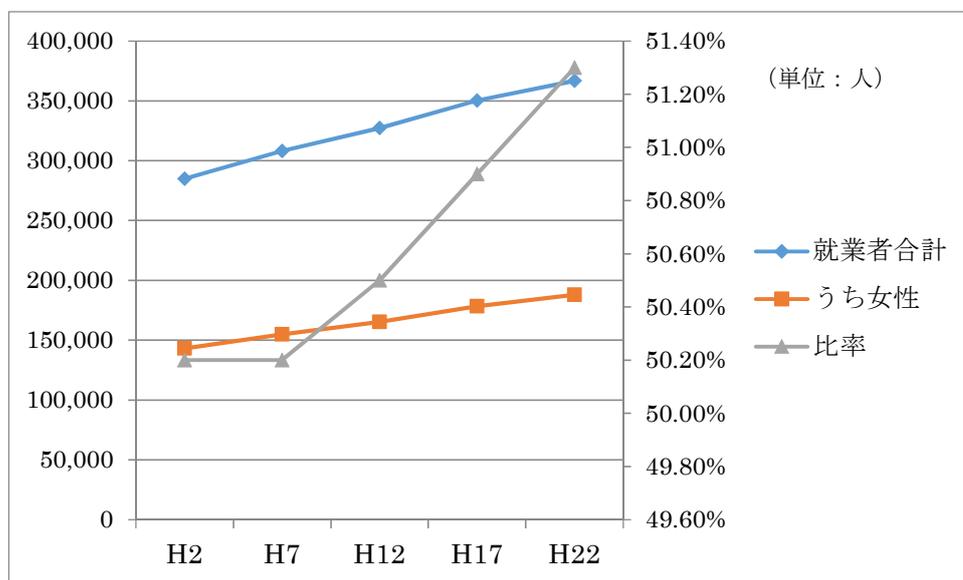


図10 町田市における就業者数、女性就業者数の推移

このような、少子化による年少人口の減少と、女性就業者数の増加等が相互に影響し、結果として、現状においては保育需要の増加として表れている。

⑧ 認可等の状況

市が行った設置、廃止に関する認可等の事務手続件数の年度推移を次表に示す。

なお、表中の「設置」、「廃止」については、市の資料中、例えば「幼稚園型設置」等、「設置」という単語が含まれていれば設置とし、「廃止」が含まれていれば廃止として集計している。

表 62 認可事務手続の状況表の「設置」「廃止」の状況

(単位:件数)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
設置	5	11	1
廃止	3	7	0

(注:「変更の内容」に「幼稚園型設置」等、「設置」という単語が含まれていれば設置とし、「廃止」が含まれていれば廃止として集計している。)

このうち、「廃止」について調査したところ、分園の本園への吸収統合(本園改築も併せて行ったため全体として定員増)、認定こども園、認可保育所等、種別の移行に伴う廃止と設置が生じたもの、等であり、定員が減少するような廃止事例は無かった。

⑨ 新設、認可外保育所の認可等

市の待機児童への対応も含めた、受け入れ人数確保は、民間事業者の動向に少なからず影響を受ける。

このうち、認可外保育所については、過去に認可基準を満たせるものについては、追加工事等の補助等を行いながら、認可を進めてきたところである。現状、市内に残される認可外保育所については、東京都独自の制度である認証保育所についての状況を市は把握しているが、短期的には認可基準を満たすところまでに到達しうる認可外保育所は限られるのではないかとのことであった。

一方、既に認可保育所等を運営している法人が、市内に新規に施設を建設する場合がある。この場合、市は、公募で事業者を選定し補助金を交付することとなるが、この際、20年間期間限定認可保育所(期間を20年間として保育所運営を行う前提で認可保育所を設立し、整備費・賃借料を補助するもの)で公募を行い、建設、運用開始となるのが昨今の状況である。

この20年間期間限定型での公募による保育施設の設置は、将来の少子化進行も加味された、現在の保育需要の高まりに相応した募集方法と考えられる。

⑩ 待機児童解消に向けた市のその他の事業

現在、1、2歳児は、ニーズが多いことから待機児童となるケースが多くみられる。

このため、この1、2歳児について、認定こども園や家庭的保育者・認可保育所等における一時保育により解消を図るよう事業を進めている。

また、これは3歳児以上に限られるが、幼稚園においても、一時預かり等を実施し、市から補助を行っている。幼稚園保育時間終了後については、ファミリー・サポート・センタ

一事業を利用することも可能とすることで、長時間の保育ニーズに対応している。

(2) 監査の結果及び意見

① 待機児童解消に向けた取り組み【意見】

市の認可保育所等入所待機児童数は、平成 28 年 4 月現在で 182 人である。

この数値は低下させることが望ましい数値であり、近隣自治体でも 0 人に到達しているところもあることから、また、市の計画でも待機児童問題の解消を目指していることから、今後とも計画達成に向けて取り組まれない。

この待機児童解消に向けての取組には、まずは市の保育所等定員数確保に向けたものが重要となるが、これについては、平成 22 年度保育所定員数 4,702 人に対して平成 28 年 4 月には 7,088 人と、1.5 倍に増加させており、一定の評価を行いたい。

加えて、待機児童数は、年度により増減はあるが、全体として減少傾向にあること、及び、就学前人口 19,649 人に対する待機児童数 182 人の比率は 0.9% であるが、これは東京都全体の 1.3% より低い比率となっていることから、近隣自治体と比べても、特段の遅れがみられるわけではないことも付記したい。

待機児童については、その数は年度ごとに変動があり、それは人口の流出入等と各自治体の施設対応等に影響を受けるものであり、また、必ずしも都内全域で待機児童が生じているわけでもなく、町田市が単独で解消に取り組むには、不確定要素が大きいことも事実であるとする。

このため、近隣自治体の動向を常に注視しながら、また、市内の保育施設運営者の動向、人口動向等、国の動向等各種情報を踏まえ、毎年度、計画を適宜調整、修正し、市として最適な保育環境確保を行うよう、要望する。

表 63 市の認可保育所等入所待機児童数状況 子ども生活部作成(各年 4 月 1 日現在)

(単位: 人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
保育所等定員数	4,702	5,050	5,283	5,668	6,041	6,846	7,088
待機児童数	396	435	293	257	203	153	182

② 既存の保育施設の活用による待機児童解消【意見】

現在、1、2 歳児は、ニーズが多いことから待機児童となるケースが多くみられる。

このため、この 1、2 歳児について、幼保連携型認定こども園や家庭的保育者・認可保育所等における一時保育により解消を図るよう事業を進めているところであるが、このような、付加的な保育受入れを拡充することで、受け入れ量確保が図られるよう、今後とも努められたい。

施設新設等による受け入れ量確保は、大きな量の拡大には有効ではあるが、その一方で受け入れ量拡大を固定化することにもつながるため、長期的な視点では少子化が進み、保育需要が減少する可能性も踏まえるのであれば、付加的要素、例えば、施設内の空きスペースの活用や、増築等によるスペースの確保、人員の配置の流動化による、1、2 歳

児への対応量の増加等が考えられるところである。

これに限らず、付加的要素により既存の保育施設を活用し、待機児童の中核である 1、2 歳児の受入れ量確保の工夫に努められたい。

2. 民間保育所整備支援事業

(1) 概要

① 民間保育所整備支援事業とは

保育園、認定こども園等の建設、大規模修繕、土地建物の賃借料補助等に関しては、国、都の補助対象となっているものがあり、市においても、これらに対して補助金を支出している。

補助対象となる民間保育所整備について、施設運営者からの補助申請を受け付け、審査を行い、また、国、都から支出される補助金に関する手続を行っている。また、市内で保育施設を運営する施設運営者全体の状況、施設の状況を把握し、必要に応じて補助対象工事等の実施を調整する。

② 対象となる整備の範囲と対象となる施設

保育園、認定こども園等の建設、大規模修繕、土地建物の賃借料補助等が対象となる。これから新規に認可されるものや、すでに認可を受けている保育施設が対象となるが、認可外保育施設について、認可の審査を行う前段階で、認可基準に合わせる改築等を行う際も対象となるような補助要件が定められている。

③ 事業費の推移

表 64 民間保育所整備支援事業費の推移

(単位:千円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	653,146	365,140	689,896

事業費の大半が補助金の支出である。

④ 補助金の補助割合

補助対象となる事象に対する補助金にはいくつかの種類があり、それぞれで補助割合が異なっているが、市での取り扱いが多い事例では、平成 27 年度において、補助対象経費(補助基準額)に対して、国が 3 分の 2、都が 16 分の 1、町田市が(12 分の 1+16 分の 1=)48 分の 7 となっている。なお、本事業に関する補助金には、全て市の負担額の上限が定められている。

表 65 補助対象となる工事等の負担割合の例(金額は仮定のもの)

(単位:千円)

区分	金額	国	都	町田市	事業者	
負担割合	—	66.7%	6.3%	14.6%	12.5%	100%
補助対象経費(補助基準額)	500,000	333,333	31,250	72,917	62,500	—
補助対象外経費	40,000	—	—	—	—	40,000
計	540,000	333,333	31,250	72,917	102,500	

⑤ 補助金の補助要件(工事発注)

補助対象となる工事等については、充足すべきいくつかの要件があり、その一つに、補助対象となる工事については、適切な入札を行うこととされ、工事入札の方法については、市の基準に沿うこととされている。

このことについて、平成 27 年度に補助金の交付対象となった工事契約を含む補助案件について、工事入札が適切に行われているかを確認した概要を次表に示す。調査した範囲では、特段の問題点は検出されなかった。

表 66 平成 27 年度に補助金の交付対象となった工事契約の入札の概要

対象施設	補助金支出額	入札者数	公告期間
小山保育園	27,389 千円	2 者	8 日間
成瀬くりの家保育園	9,816 千円	3 者	12 日間
わかば保育園	345,171 千円	2 者	10 日間

⑥ 既存園建て替え等の優先順位づけの調整

本事業を行うための支出可能額には市の財政等から当然に限界があるところ、市内の保育施設については、経年による修繕や建て替え、新設等の補助金需要があり、市全体の保育事業を勘案したうえで各施設の実情に応じた工事を行っていく必要がある。また、耐震基準の見直し等、制度上の変更への対応も行う必要があること等から、付加的、臨時的な事象についても加味して、事業を進めていく必要がある。

このような現状を踏まえ、市では、市内の保育施設について、築年数、現状等をまとめた資料を作成し、補助対象となる施設の優先順位づけの調整を行っている。

これらの市の事務について、市の検討資料を入手し、築年数、耐震への対応等、整合的、合理的に行われているか否かを平成 28 年 8 月現在で作成されたものを入手し検討した。

資料には公立保育園 5 園も含めて管理されており、合計で約 80 件の施設について、その状況がまとめられているものである。

建て替え等の対象となる可能性のある、築年数が相当程度長い施設の状況について検討したところ、築 40 年を超える施設が 5 件、築 30 年を超える施設は 4 件であったが、同年で重なり合う施設は少ない状況となっていることから、順を追って対応していくことが可能と思われる状況であった。

表 67 築年数が相当程度長い施設の状況

(単位:施設)

築 40 年を超える施設	5
築 30 年を超える施設	9

(2) 監査の結果及び意見

① 施設運営者において行われる工事契約【意見】

施設運営者が行う建て替え等の工事契約については、補助金の支出が行われており、その補助割合は高い割合となっている。この一方で、工事契約自体は運営者において行われることから、補助金交付要綱が定める市が行う通常の工事契約における入札等契約手続が行われていることを十分に確認することが重要である。平成 27 年度の実施事例について調査したところ特段の問題点は検出されなかったが、支出額が多額でもあることから、今後とも十分な指導、審査事務を行う必要があると考える。

② 予算の平準化とインフラ長寿命化への対応【意見】

築年数が相当程度長い施設が、築 40 年を超える施設で 5 件、築 30 年を超える施設で 9 件等あるが、これらについては、現状、同年で重なり合う施設は少ない状況となっていることから、順を追って対応していくことが可能と思われる状況である。しかし、今後、耐震基準等の制度変更等により、計画から大きな変更を求められる場合も考えられるため、不確実性があることも確かである。

加えて、今後、公共施設の老朽化対策に多額の財政負担が生じるものと予想されており、国においても、インフラ長寿命化基本計画が公表され、各自治体は、公共施設の全体像を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などの計画をつくり、それを適切に実施することで財政負担の軽減と平準化を図ることが求められる状況にある。

以上の状況から、補助対象としている保育施設の大規模工事については、その工事規模について、補助金の交付要件、範囲の決定、審査等の補助金交付事務を通じて、十分な関与を行うとともに、市全体の公共施設インフラ長寿命化計画との整合性を今後とも図っていくことを要望する。

3. ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

① ファミリー・サポート・センター事業とは

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)とが共に会員となり、地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援する事業である。

保育園・幼稚園などへの子どもの送迎・預かり、学校の放課後・学童クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的な手助けも対象となる。

表 68 ファミリー・サポート・センター事業の援助内容

1.	保育園、幼稚園、学童保育等の開始前、終了後子どもを預かること
2.	保育園、幼稚園、学童保育等の送迎を行うこと
3.	保護者等の病気、急用時等に子どもを預かること
4.	冠婚葬祭や買い物、文化活動等の時、子どもを預かること
5.	子どもの病気が回復期にある時、子どもを預かること
6.	その他子育てのための必要な援助
※子どもを預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行う。	

会員になれるものは、次表のとおり、依頼会員、援助会員別に定められている。援助会員の登録に当たっては、援助活動に必要な講習を受けることとされている。

表 69 会員になれる者

1.	依頼会員:市内に在住または在勤の人で、生後3ヶ月から12歳までの子どもを持つ者
2.	援助会員:市内に在住の人で、20歳以上の心身ともに健康で、子育てに意欲のある者
※援助会員の登録にあたっては、援助活動に必要な講習を受けること。	

② ファミリー・サポート・センターに係る報酬

ファミリー・サポート・センター事業によるサービスを受けた依頼会員は援助会員に報酬を支払うこととなる(一般に有償ボランティアと称される形態)。援助会員に支払う報酬額は、次表のとおり定められている。

表 70 ファミリー・サポート・センター事業に係る報酬の基準(市が設定したもの)

一般援助活動	月曜日～金曜日(基本活動日)の午前7時～午後7時(基本活動時間)	1時間当たり 700円
	上記以外の曜日・時間(早朝・夜間及び土曜日・日曜日・祝日等)	1時間当たり 900円
預かる子どもが病気の回復期にある時		1時間当たり 900円

※同一世帯に属する複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額となる。

※交通費・食事代(ミルク、おやつ)・おむつ代等については、依頼会員が実費を負担する。

報酬の決済については、依頼会員と援助会員との直接取引により決済されている。このため、市は当該報酬の決済については直接には関与しないものの、援助会員は3枚複写の『援助活動報告書』を町田ファミリー・サポート・センター事務局に提出することから、トラブル等が生じた場合の対応は可能な状況となっている。

③ ファミリー・サポート・センター事業の実施主体

上述のとおり、本事業には、依頼会員の登録、援助会員の登録、援助会員の講習、依頼会員と援助会員の初回コンタクトの手配が必要となるが、これらの事務については「町田ファミリー・サポート・センター」において行われており、当該事務については委託を行っている。

表 71 業務委託料の推移

(単位:千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
業務委託料	11,021	12,000	12,000	12,000	15,200

本事業は特定非営利活動法人 1 者に業務委託をしている。同法人に 10 年以上委託しており、業務委託料については、平成 23 年度までは同法人からの実績報告に基づき支払いが行われていたが、平成 24 年度からは同法人の見積もりを参考に庁内積算を行った額を業務委託料としている(年度定額 12,000 千円)。平成 27 年 4 月から利用者からの要望により、土曜日でも町田ファミリー・サポート・センターを開所することとなったことに伴い、業務委託料の引き上げが行われている(年度定額 15,200 千円)。

なお、同様の業務を行える者を現時点では市は見出していない。

(2) 監査の結果及び意見

① 業務委託料の適正性確保【意見】

ファミリー・サポート・センター事業は特定非営利活動法人 1 者に業務委託をしているが、同法人に 10 年以上委託しており、また、業務委託料については、同法人の見積もりを参考に庁内積算を行った額を業務委託料としている。

また、同様の業務を行える者を現時点では市は見出していない状況にある。

業務委託料の適正性を確認する意味でも、また、競争性の有無を確認するうえでも、取引関係が長期に及んでいることもあり、業務仕様を明確にし、一度入札を行ってみることも一つの方法である。業務委託料の適正性確保に今後とも努められたい。

4. マイ保育園事業

(1) 概要

① マイ保育園事業とは

市では、「安心して、楽しく子育てができるまち」を目指して、地域の子育て支援力を充実させるため、平成 26 年度から「マイ保育園(かかりつけ窓口)事業」を実施している(児童福祉法第 48 条の 3、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項。)

在宅子育て家庭がマイ保育園へ利用登録することで、家庭に孤立することなく、近所の保育園で簡単な相談や身長体重の測定ができ、子育てに関する様々な情報を得ることができるとし、また、従来から実施している「子育てひろば事業」を拡充し、子育て家庭がより出掛けやすく相談しやすい環境を作るものである。

また、これらの事業を推進するため、公立保育園 5 園内に地域子育て相談センターを設置している。

② マイ保育園とは

マイ保育園とは、「「子育ての楽しさをみんなで分かち合うために」、「子育ての悩みをみんなで解決するために」、「子育ての難しさをみんなで支えあうために」、をテーマに、身近な保育園が、在宅で子育てをしている家庭のパートナーとして、様々な支援を展開するもの」である(市ホームページより。)

マイ保育園は、市内のほとんどの認可保育園が連携・協力して取り組んでいるものであり、「すべての子育て家庭が歩いていける範囲で、気軽に、また手軽に子育て相談ができる」(市ホームページより。)ことを目標として、「かかりつけ窓口」となる保育園を、希望する家庭の申請に基づき、設定・登録し、その家庭にとっての“マイ保育園”を提供するものである。

マイ保育園を登録すると、次のサービスを無料で受けられる。

表 72 マイ保育園登録後に受けられるサービス

<p>①地域の子育て情報やマイ保育園からのお知らせの定期的送付</p> <p>②育児相談が受けられる</p> <p>③身長・体重などの発育状況が測定できる</p> <p>④育児講座やイベントへの参加ができる</p> <p>⑤園庭や室内の開放(施設によって時間が異なります)</p> <p>⑥親子で参加できるお楽しみイベントの開催など</p> <p>(注)⑤、⑥については、マイ保育園の規模に応じて提供される。小規模の場合、提供されないこともある。</p>

③ マイ保育園事業の登録対象となる児童、家庭

マイ保育園の登録対象は、0歳から就学前までの、保育園、幼稚園、認定こども園等の施設に入園していない児童が対象となり、いずれかの施設に入園した時点で登録は終了となる。

ここでいう、保育園、幼稚園、認定こども園等とは、認可されているものが対象となるため、いわゆる認可外保育所(都への届出をおこなっている認証保育所・家庭的保育事業は含まない。)への入園については、終了要件には該当しない。

登録は最大3園まで行うことができる。

出生された子ども、転入した子どもには住民登録日から概ね1～2ヵ月後に郵送で登録の案内を送付している。

④ マイ保育園事業を実施する保育施設の類型と数、補助金支出の状況

マイ保育園事業は、市内の保育施設に事業参加の希望をとり、各施設で実施可能な範囲で実施されている。

事業の内容・規模については、4つに分類されており、各区分に応じて、市から事業加算補助金が支出されている。各区分に応じて、開設すべき時間、設備要件、職員体制、提供される事業内容等が異なっている。

次表は平成27年10月現在の状況である。

表 73 マイ保育園事業実施施設の類型と施設数、補助金支出の状況

(単位:施設、千円)

区分	施設数	事業加算補助金 支出上限	実際の支出額
拠点型	3	10,523	概ね 10,000 千円
基礎型	10	4,813	概ね 2,400～4,800 千円
都単型	18	1,660	概ね 1,200～1,600 千円
簡易型	24	830	概ね 250～800 千円
市立保育園	5	—	—
登録のみ(注)	6	—	—
合計	66	—	—

(注)「登録のみ」とは、マイ保育園利用者登録受付事業、子育てに関する相談、子育てに関する情報の提供、児童の身長・体重測定、給食体験、園庭開放、地域への情報発信を実施しているものの子育てひろば事業を行っていない施設。

⑤ マイ保育園事業を実施する保育施設からの補助金交付申請の状況

マイ保育園事業に参加している施設運営者は、本事業に関して事業加算補助金の交付申請を行う。市はこの申請を受けて、申請内容を確認し、交付要綱で定める交付限度額を上限として、補助金額を査定し、交付を行っている。また申請を行った施設運営者は該当年度終了後直ちに実績報告を行い、市はこの報告内容を確認し、4月末までに交付額

の確定を行っている。

各施設運営者から提出された、本事業に係る平成 27 年度分の交付申請書類を全件入手し、施設運営者が申請した補助対象経費について調査した。

ア) 金額

施設運営者が申請した補助対象金額にはばらつきがあり、例えば拠点型では、10,523 千円 2 件、10,133 千円 1 件、基礎型では、2,400 千円 1 件、4,813 千円 2 件と、ばらつきがある。

イ) 内容

金額にばらつきがある原因として、申請内容に差異があることが考えられるため、その内容について確認したところ、前述の 4 類型のうちの同類型であっても、例えば、パソコン等備品の購入費 92 千円、ホームページ整備委託料 89 千円、教材購入費 956 千円等の差異、人件費単価の差異、土地代の算入 2,542 千円、座卓の購入費 121 千円、机の購入費等 356 千円、あるいは人件費のみを計上し、その他経費はゼロで申請している者等、さまざまに差異がある状況にある。

表 74 その他経費の申請状況の例

A保育園	: 地域活動用机 7 台 355,320 円等
B保育園	: 講師代、印刷料 82,000 円のみ
C保育園	: 該当なし

ウ) 人件費

本事業の実施に際して配置すべき人員について、人数や資格等の指定はあるが、職歴等、その他の定めは、市としては特段行っていない。

⑥ マイ保育園事業を実施する保育施設の日常的な状況に関する市の管理状況

本事業が適切に、当該施設において実施されているかについて市は、開設時間、人員配置、事業の実施状況等について、地域子育て相談センター職員が月一回訪問する際に、その状況を確認している。

⑦ マイ保育園事業への市民のニーズの把握

マイ保育園事業を行う際、どの程度の規模を準備すべきかについて計画を立てることとなるが、その計画立案の際の参考として、子ども・子育て支援事業計画策定時に市民に対するニーズアンケートを実施している。直近の市民に対するニーズアンケートと同年の利用実績の状況は、次表のとおりである(平成 26 年度の実績数も参考表示した)。

表 75 マイ保育園事業ニーズ量と利用実績の状況

(単位: 人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
ニーズ量(A)	—	133,152
利用実績(B)	48,168	62,488
比率(A/B)	—	47%

これによれば、平成27年度において、マイ保育園事業を利用したいとの回答等により、市民ニーズありとした人数は133,152人であった一方、実際に利用した数は、62,488人である。この比率は、 $(62,488 \div 133,152 =)$ 47%である。回答時期と利用時期とには時間差があるため、単純な比較はできないが、前年の状況も同程度であることを踏まえれば、やはり、アンケート回答から把握するニーズ量は、実際に利用する見込み量に比べて大きな数になっているといえる。

市としては、ニーズを満たすように、実施に向けた環境整備を行ったものの、その準備に見合う利用がなかったということになる。

なお、必ずしも受け入れ可能人数を100%使い切ることは現実的では無く、ある程度の余裕、受け入れ可能数の余裕は必要であることも踏まえる必要がある。また、ニーズ量は事業計画策定時に国の統計の取り方に従って得られた数値であって、実際の事業実施の際の確保目標としては、毎年の利用実績により把握に努めているとのことであった。

表 76 マイ保育園事業の年間受入可能人数と利用実績の状況

(単位:人)

区分		平成26年度	平成27年度
ニーズ量		—	133,152
実績(A)		48,168	62,488
確保の状況	施設数	59	66
	年間受入可能人数(B)	135,850	142,450
年間受入可能人数に対する利用率(A/B)		35%	44%

⑧ 事業費

表 77 マイ保育園事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費	—	85,982	123,908

* マイ保育園事業は2014年度から始まった事業である。

事業の展開とともに事業費が増加している。支出の主なもの、事業参加した事業者に支出されるマイ保育園事業加算補助金(平成27年度合計109,402千円)である。

(2) 監査の結果及び意見**① ニーズ量の把握と受け入れ確保について【意見】**

マイ保育園事業を行う際、どの程度の規模を準備すべきかについて子ども・子育て支援事業計画策定時に市民に対するニーズアンケートを実施したが、これは国の統計の取り方に従って得られた数値であり、実際に利用する人数とは差が開く可能性があり、実績においても差が出ている。(市民ニーズありとした人数は 133,152 人であった一方、当年平成 27 年度に実際に利用した人数は、62,488 人)。

平成 26 年に事業が開始されて間もないこともあり、利用量の変動に対応するため、これまでに行ってきた受入枠の確保は重要であったが、この受入枠確保には、相応の担当職員を施設運営者に確保させる等、固定的な事業経費と、これに対する補助金が交付されることとなることから、事業の落ち着きとともに、利用量に応じた適量の環境提供状態に移行されるよう、今後ともニーズ量の把握と受入枠の確保量の均衡に留意されたい。

② 補助金交付事務について【意見】

マイ保育園の 4 類型に応じて事業加算補助金を支出しているが、上限はあるものの、施設運営者からの補助対象経費申請内容はまちまちであり、補助金支出内容に差異が生じている。

本事業に対する支出であるか否か、補助金支出時の査定業務を十分に行うことが必要であるとともに、交付要綱の内容について、事業実施園に対するさらに丁寧な説明を行い、補助金支出内容がなるべく均質化されることを通して、均一な事業が市域で提供されるよう、補助金交付事務を見直されたい。

5. 病児保育・病後児保育事業**(1) 概要****① 病児保育・病後児保育とは**

病児・病後児保育とは、保護者が勤務等の都合により、子どもの看護を行うことが困難なときに、病院・保育園に併設した専用の施設で病氣中や病氣の回復期にある子どもを一時預かりするものである(児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項)。

② 病児保育施設および病後児保育施設とは

病児保育施設とは、病氣の子どもを医師・看護師・保育士が協力して看護保育するものである。町田市では、はやしクリニックが担当している。

また、病後児保育施設とは、病氣回復中の子どもを看護師・保育士が協力して看護・保育するものである。4 か所で実施している。

それぞれの施設の定員、保育時間、休日、給食提供方法は共通である。

表 78 病児保育施設の主な仕様と概要

仕様区分	概要
定員	4名
保育時間	午前8時30分から午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏期の一時期
食事	持参

表 79 病後児保育施設の主な仕様と概要

仕様区分	概要
定員	4名
保育時間	午前7時30分から午後6時
休日	日曜日・祝日・年末年始など
給食	症状にあわせた給食を支給する

③ 病児保育・病後児保育実施施設の所在状況

病児病後児保育が実施されている施設は、概ね市域にバランス良く配置されている。

表 80 病児保育・病後児保育実施施設の所在状況

区分	施設数	所在する地域
病児保育	1	忠生
病後児保育	4	堺(1か所)、鶴川(2か所)、南(1か所)
計	5	—



図 11 病児保育・病後児保育実施施設の所在状況

④ 八王子市との病児保育広域連携について

町田市と八王子市は市民が病児保育施設を相互に利用できるようにするため、病児保育について、広域協定を結んでいる。これにより、町田市民も八王子市の病児保育施設を利用することができることとなっている。

対象となる八王子市内施設は2か所である。

⑤ 対象となる児童

本事業の対象となる児童は、次表の要件を満たすものとされている。

表 81 病児保育・病後児保育事業の対象となる児童

<p><対象児童(利用できる児童)> 病児保育:生後4か月～小学校2年生まで 病後児保育:1歳～小学校3年生まで</p> <p>なお、町田市内の認可保育所に通っている児童や、八王子に居住する児童等に関する住所等要件がいくつか定められているため、具体的には、次の児童が対象となる。</p> <p>(ア) 病児・病後児保育:対象者は、町田市内の認可保育園に通っているおおむね1歳以上の児童(住所要件なし)。</p> <p>(イ) 病後児保育:対象者は、(ア)または町田市に居住する者で、対象となる年齢はおおむね1歳から小学校3年生までの児童。</p> <p>(ウ) 病児保育:対象者は、(ア)または町田市および八王子市に居住する者で、対象となる年齢は(ア)も含めて生後4ヶ月から小学校2年生までの児童。</p> <p>(エ) 病児・病後児保育:保護者の勤務等の事由により看護が受けられないこと。</p> <p>(オ) 病児・病後児保育:病期中(病児)又は病気の回復期(病後児)にあり、安静の確保等の理由から集団保育が困難であること。</p>
--

⑥ 利用方法

利用するには、利用を希望する施設へ事前に申請書を提出し、原則として前日までに施設に連絡し、必ず医師の診察を受けることとされている。

利用できる日数は1疾病につき、連続して7日(閉所日を含む)以内とされている。

⑦ 利用料金

利用者負担額は1日2,000円である(八王子は別途2,500円に定められている)。各種減免制度がある。

⑧ 病児保育・病後児保育の利用状況

近年の病児保育・病後児保育の利用状況を次表に示す。

年間定員数に対する利用率は、平成27年度で28%とやや低いが、市域が広いことから分散設置する必要があることと、一時的な利用増加にも対応する必要があることから、許容しうる程度と考える。

表 82 病児保育・病後児保育の利用状況

(単位:人)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度
実績(A)		1,557	1,377
確保の状況	施設数	5 施設	5 施設
	総定員数	20	20
	年間定員数(B)	5,000	5,000
年間定員数に対する利用率(B/A)		31%	28%

⑨ 事業費

表 83 病児保育・病後児保育事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	55,294	59,992	60,122

平成 27 年度の事業費の主な支出は、病後児保育事業委託料(基本分)9,900 千円が 4 か所分、病児保育事業委託料(基本分)12,570 千円が 1 か所分の合計 52,170 千円である。その他、ケア相談支援事業委託料等が支出されている。

(2) 監査の結果及び意見

① 病児保育実施施設について【意見】

現状、病児保育については、町田市内に 1 か所、八王子との広域協定により、市北部地域の住民が地理的に利用しやすい箇所にある八王子市が運営する 2 か所の、計 3 か所において実施されている。

今後、市域全域で、病児保育を利用しやすい環境にするには、東部、南部に、実施施設を増やしていくことが考えられ、現在、1 か所の実施施設の追加を目指しているとのことである。この他に、八王子との広域協定にみられるように、近隣市との協定により確保していくことも考えられるところである。

ニーズへの適量の供給、及び、広域での供給も踏まえた事業展開を、今後とも進められるよう要望する。

6. 市立保育園

(1) 概要

① 市立保育園の近年の動向と現状

市は近年、市立保育園の民設民営化を行った。従来、市立保育園は9園(8園:公設公営、1園:公設民営)が運営されていたが、現在は5園が公設公営、残り4園は民設民営化され、運営されている。

市立保育園の所在地域は、堺、忠生、町田、鶴川、南の5地域にそれぞれ1か所ずつ所在している。現状、市域にバランスよく配置されているといえる。



図 12 市立保育園の所在状況

② 園児の数の状況(平成 27 年 10 月 31 日現在)

各園に在園する園児は概ね 100 人程度となっている。定員は年齢ごとに定められている。定員については合計のみ「()」内に表記している。

表 84 市立保育園の園児の数の状況

(単位:人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(定員)
こうさぎ	6	10	12	20	18	25	91(96)
金森	9	12	16	22	20	18	97(100)
大蔵	6	15	20	24	25	26	116(120)
山崎	6	20	22	21	24	19	112(122)
町田	6	9	12	17	19	17	80(89)
計	33	66	82	104	106	105	496(527)

③ 市正規職員の配置の状況(平成 27 年 10 月 31 日現在)

表 85 市立保育園における市正規職員配置状況

(単位:人)

区分	保育士	給食調理	用務	保健師	看護師	事務	合計
こうさぎ	15	2	1	1	0	0	19
金森	18	1	1	0	1	1	22
大蔵	17	2	1	0	1	0	21
山崎	20	2	1	0	1	0	24
町田	13	2	1	0	1	0	17
計	83	9	5	1	4	1	103

市正規職員の配置状況について、特段の偏り等は見られない。なお制度上、園児が低年齢であるほど保育士を高い比率で配置する必要がある。

④ 市正規職員以外の人員の配置の状況(平成 27 年 10 月 31 日現在)

表 86 市立保育園における非常勤嘱託員(パート)配置状況

(単位:人)

区分	保育士	保育補助	調理補助	合計
こうさぎ	0	14	0	14
金森	0	12	1	13
大蔵	3	26	4	33
山崎	3	18	4	25
町田	3	22	4	29
計	9	92	13	114

表 87 市立保育園における非常勤嘱託員(月 16 日間・月 20 日間勤務)配置状況

(単位:人)

区分	一時保育 (16日)	給食調理 (16日)	朝専属 (20日)	夕専属 (20日)	合計
こうさぎ	2	0	1	1	4
金森	3	2	1	1	7
大蔵	3	2	1	1	7
山崎	3	2	1	1	7
町田	3	2	1	1	7
計	14	8	5	5	32

表 88 市立保育園における臨時職員配置状況

(単位:人)

区分	保育士	保育補助	給食調理	用務	合計
こうさぎ	9	1	3	0	13
金森	7	0	1	1	9
大蔵	6	0	3	2	11
山崎	7	2	0	1	10
町田	6	0	2	0	8
計	35	3	9	4	51

以上、市正規職員以外の人員の配置状況については、こうさぎ、金森の保育士、調理補助が少なく、非常勤嘱託員(月 16 日間・月 20 日間勤務)の配置状況については、こうさぎの給食調理が少ないが、他の区分(臨時職員等)の職員でカバーできる範囲であると思われるため、全体として配置状況は平準化されていると思われる。

⑤ 現地視察、実地監査

5 園ある市立保育園のうち、サンプルとして 1 園について、現地視察と、実地監査としての園長へのヒアリング、及び施設内視察を実施した。

往査実施の概要として、主な監査実施内容、実施所見等を下表に示す。

往査の結果、特筆すべき事項は検出されなかった。

表 89 市立金森保育園への往査実施の概要

日時	平成 28 年 10 月 14 日
往査施設	市立金森保育園
主な実施内容	園長へのヒアリング ① 職員の配置、育成、交代、管理、問題点の把握方法 ② 他の部署との連携 ③ 児童の状況についての把握方法 ④ 保護者からの問い合わせ対応状況 ⑤ 保育事務の全般的な現況 ⑥ 給食、アレルギー対策の考え方 施設内視察 ① 安全面、利便性 ② 老朽化状況視察 ③ 室内の状況視察 ④ 給食室の状況視察 ⑤ 職員等の勤務状況視察
実施所見	① 職員の配置等については、園の考え方、保護者の要望等を配置に活かしているものと思われた。 ② 職員の時間管理については、管理用機器が適切に機能していることを確認し

	<p>た。</p> <p>③ 市庁舎勤務職員、他部署、他園との連携状況等は良好であり、具体的な連携内容、報告件数等を聴取した。</p> <p>④ 児童の状況については、各職員から園長に適時に情報伝達、共有されていると思われた。</p> <p>⑤ 保護者からの問い合わせについては、日常口頭で聴取するほか、定期的開催される懇談会、園内に設置されている投書箱への投函文書等により、把握し運営に活かされているとのことであり、投書箱の存在を確認した。</p> <p>⑥ 保育事務全般については、特段の偏りは無いが、保育事業への注目と期待の高まりから、要望等の多様化への対応が求められるようであった。</p> <p>⑦ 施設の安全面、利便性等についても、特段の問題点は検出されなかった。</p> <p>⑧ 給食、アレルギー対応については、保護者から食材に関する管理票を提出してもらい、対応が必要な児童については都度対応しているとのことであった。現在当園では3名分を対応しているが、年度や園によっては10名分程度対応することもあるとのことであった。なお、重篤なアレルギー疾患が起こった事例は市立保育園では、近年生じていないとのことであった。</p>
--	--

⑥ 市立保育園敷地内で行われているその他の事業

市立保育園敷地内では、保育園事業の他に、地域子育て相談センター事業、マイ保育園事業が行われており、市が保育事業を行う上での各地域の拠点となっている(各事業については、前述した箇所を参照のこと)。

⑦ 事業費

表 90 市立保育園運営関連費の推移

(単位:千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
こうさぎ保育園保育事業	18,169	18,536	18,248
金森保育園保育事業	24,026	22,711	22,110
大蔵保育園保育事業	24,592	24,642	23,485
山崎保育園保育事業	15,183	23,086	24,210
町田保育園保育事業	20,436	20,854	19,708
保育園管理事務	(注) 337,808	279,923	293,755
合計	440,218	389,753	401,519

(注)平成 25 年度の保育園管理事務は、民営化以前の 2 園分が含まれている。

市立保育園の運営により生じる支出は、「保育園管理事務」と各園の「保育園保育事業」として集計されている。

このうち、各園で生じている保育園保育事業費は、主に、光熱水費等公共料金、消耗品費、保守点検委託料等で構成されており、園によっては土地賃借料が計上されている。概

ね5園、同額程度の支出金額となっている。

また、保育園管理事務費(平成27年度293百万円)については、概ね人件費で構成されている(他は小口修繕が各園1百万円程度、健康診断等検査料、リース代等)。人件費単価は市の基準に準じたものとなっている。なお、ここで計上されている人件費は、他の費目と同様に、市正規職員分は含まれておらず、臨時職員等に支払われるもののみである。

時間管理は、各保育園内に設置されているタイムレコーダーにより行われ、市庁舎とシステムを介して情報共有されており、市庁舎においても確認可能な状況にある(各園においても確認可能)。

時間管理は、各園において行い、単価管理と報酬額算出は市庁舎内で行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 園児の受入年齢枠の流動的対応【意見】

現状、いずれも園児定員100名程度の同規模で運営され、市内各地域にバランス良く配置されている市立保育園については、各地域の年齢別保育ニーズの過不足に柔軟に対応しうる可能性があり、また、市全体の保育ニーズを把握できる市が運営している施設であることから、市内の年齢別保育ニーズの平均化を通じて待機児童解消の一助につながることが期待できる。

今後とも、市立保育園の園児の受入れ年齢枠の流動的対応等により、市内の保育ニーズの平均化を通じて、待機児童解消の一助につながられるよう、ニーズに応じた運営に今後とも取り組むことを要望したい。

② 地域の拠点、現状把握、機動的実施、調整施設としての活用【意見】

市立保育園5園は、各地域の保育事業の拠点であるとともに、市が施策を行う際に機動的に対応できる施設でもある。また保育園を市が直営することで、保育事業の現状を各施策に反映させていく効果も期待できることから、現在5地域に所在する5園については、既存事業の維持向上を図るとともに、各地域での機動的な施策実施に活かされたい。

具体的には、保育事業を取り巻く環境の変化に応じて、事業も適宜変更、見直しを行っていく必要が生じることが考えられるが、その場合の一時的調整施設として、十分に活用できるよう、施設の維持と体制の整備を図られたい。

7. 年末保育

(1) 概要

① 年末保育の現状

東京都の場合、年末保育とは、年末(曜日に関わらず12月29日から31日まで)のうち2日以上開所した場合が対象となる(東京都社会福祉局 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助要綱等)。都内の全てではないが多くの自治体において、公立保育園等による年末保育が実施されている。

町田市の場合、町田保育園1園において、年末保育を12月29日及び30日に実施している。

対象となる児童は、市内在住(町田市に住民登録のある者)または市内の認可保育園に在園し、12月1日現在満6ヶ月から就学前の児童である。このため、必ずしも市立町田保育園に在園している必要は無い。なお年末保育の定員は設定していない。

表 91 年末保育の状況

区分	摘要
実施している園	市立町田保育園
実施日	12月29日及び12月30日
実施時間	7時から19時の間で、保護者の就労時間(通勤時間を含む)
利用料金	30分250円と30分300円の2段階(時間帯による)
対象となる児童	市内在住(町田市に住民登録のある者)または市内の認可保育園に在園し、12月1日現在満6ヶ月から就学前の児童(体調が悪くないこと)
定員	設定していない。

② 市における年末保育の経緯

市において年末保育が開始されたのは平成15年からであった。

平成15年度当初は、市立こうさぎ保育園と、市立金森保育園において、それぞれ定員30人で実施していたが、市立こうさぎ保育園での利用が少なかった。

平成24年度からは利用者の利便性を考慮し、市立大蔵保育園と市立町田保育園にて、それぞれ30人で実施することに変更したものの、市立大蔵保育園は鶴川地域の利用者のみであるため少なく、また、市立町田保育園についても定員を超えることが無かった。

平成26年度からは、上記の状況を踏まえて、市立町田保育園のみで定員枠を設けない形で実施することとした。

これに伴い、職員配置の効率化と、施設設備の効率的活用ができることとなった。またこれに伴う利用者からの反応についても、上記の経緯もあり、立地や受け入れ施設に関し特段の要望は無いとのことである。

③ 利用人数

年末保育の利用人数については、平成 27 年度においては、利用者数 35 人(内、2 日とも利用した者は 18 人)、延利用者は 53 名であった。

表 92 市立町田保育園における年末保育の利用状況

(単位:人)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年末保育の利用人数(延べ人数)	33	41	53

④ ニーズ量調査

ニーズ量の調査を市は実施していないが、平成 27 年度実施時には、申請者は 48 人(この内 35 人が利用)があったことから、これをニーズ量の目安と市は考えている。

⑤ 運営費

年末保育に係る支出は、主に人件費(正規職員:職員課予算)と光熱水費であるため、集中管理経費に含まれており、事業による予算の区分管理を行っていない。なお、寝具賃借料のみ、容易に区分可能であるが、事業費も 5 万円程度であり、通常保育分の長期継続契約に年末保育分も含めたことにより、事務の効率化を図ったところである。

(2) 監査の結果及び意見

① 年末保育のニーズ量調査と需要に応じた今後の対応【意見】

年末保育については、現状、ニーズ量に応じたサービス提供が、市立町田保育園において行われていると思われる。一方で、町田市域は広域であることから、今後とも、ニーズの把握に努め、現状行っていない、あるいは停止している市内の各市立保育園で行う必要性の有無について引き続き検討されたい。

IV. 子ども家庭支援センター

1. 虐待対応関連

(1) 概要

① 町田市における児童相談の状況

様々な要因により、子どもに対する虐待等が生じる場合がある。これについては、児童福祉法をはじめとして、制度上も様々な配慮と対応、施設の整備等が行われているところである。

これらの虐待等の児童相談案件について、市においては、町田市子ども家庭支援センター（以下、「支援センター」と記載する。）への相談案件として把握しており、その件数の推移は次表に示すとおりである（町田市子どもマスタープラン P12、平成 27 年度分については担当課資料）。

この傾向を見ると全体として増加傾向にあるといえる。

表 93 町田市における児童相談の状況

(単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	摘要
虐待	205	142	238	391	405	410	
養護	268	284	267	298	198	126	
発達発育	39	23	32	24	8	1	(注1)
育成	172	224	166	205	154	33	(注1)
非行等	10	10	8	14	11	2	
その他	351	379	410	879	1,313	1,575	(注2)
合計	1,045	1,062	1,121	1,811	2,089	2,147	

上表のうち、「発達発育」「育成」については、当該相談者に対して、市の施設である子ども発達センターすみれ教室や教育センターを紹介しているため、継続的な相談を行うものを集計する上表の件数は減少している(注1)。

また、「発育発達」「育成」を含め、継続的でない相談を「その他」に含めて表示し、各種サービスに対する相談対応も「その他」に含めていることも合わせ、全体として、支援センターの認知度が向上し、サービスに対する問い合わせを含め、「その他」の相談が増加している(注2)。

② 町田市における虐待相談の状況

上表のうち、虐待にしぼって推移をみると、次表のとおりとなっている。

表 94 虐待相談の状況(虐待種別相談件数)

(単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
身体的虐待	87	36	96	184	198	151
心理的虐待	66	67	90	130	170	200
ネグレクト虐待	50	39	52	76	37	59
性的虐待	2	0	0	1	0	0
合計	205	142	238	391	405	410

上表に示すとおり、虐待相談件数は増加している。これには、平成 25 年 8 月に「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省)が改正され、虐待相談対応時には、当該児童に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹全員について、必ず安全確認を実施することになった。また夫婦げんかなどの面前DVについても心理的虐待として扱われ、近年警察への通報が増えている。これにより平成 25 年以降は心理的虐待の件数が増加傾向にある。

③ 町田市域における児童虐待対応機関

児童虐待に対する制度上の対応としては、まず、児童相談所があげられる。

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づき、都道府県、政令指定都市に設置されている機関であり、平成 18 年 4 月から中核市にも設置できるようになった。

町田市の場合は児童福祉法が定める設置を要すべき自治体には該当しないため、市域は、八王子児童相談所の管轄となっているが、市はこれに加えて、市の施設として、支援センターを設置し運営している。

八王子児童相談所と支援センターは、児童虐待に関しほぼ同様の事務を行っているが、八王子児童相談所は一時保護(保護者の了解が得られなくても児童を一時保護すること。)を行いうるが、支援センターでは行えないという差がある。

ここで、一時保護とは、緊急の保護が必要な子どもを児童相談所が一時的に保護することをいい、施設入所のような保護者の同意(児童福祉法第 27 条第 4 項)を要する旨の規定はなく、すなわち職権で実施できるとされている。

表 95 町田市域における児童虐待対応機関

区分	担当地域	職権による一時保護
八王子児童相談所	町田市、八王子市、日野市	可能
町田市子ども家庭支援センター	町田市	—

④ 八王子児童相談所と支援センターの関係

市域で生じた児童虐待等について、八王子児童相談所と支援センターのどちらが受け持つのかについては、通報者からの第一報を受けたところが当該案件を受け持つこととなっている。

ただし、子育て支援サービス等の各種の社会資源を活用した案件への対応については、八王子児童相談所から支援センターに「協力依頼」で対応の一部が移管される。対応の一部とは「個別ケース検討会議の開催」、「同行訪問(面接同席)」、「ケース状況の把握」等である。

また、緊急性や重篤性が高い場合には、「送致」、「援助要請」、「情報提供」などを通じて、支援センターから八王子児童相談所に支援を要請することとなる。要請する支援の内容は「一時保護」、「児童福祉司指導」、「同行訪問」、「個別ケース検討会議への参加」、「専門性に基づいた助言」等である。

上記の連絡・調整がなされた件数は、年間で概ね下表の状況となっている。

表 96 八王子児童相談所と支援センターにおける「連絡・調整」件数(平成 27 年度) (単位:件)

区分	件数
八王子児童相談所から支援センターへ(協力依頼)	33
支援センターから八王子児童相談所へ(送致・援助要請・情報提供)	12

⑤ 八王子児童相談所と支援センターの連携状況

上述のとおり、八王子児童相談所と支援センターは、町田市域で生じる児童虐待対応に関し、相互に連携して事務を行っている関係にあることから、その連絡・調整に関して、東京都福祉保健局が定める「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」(以下、「基本ルール」と記載する。)(平成 26 年 4 月 30 日)に従って、連絡・調整が行われている。

両者は基本ルールに定める「虐待進行管理会議」を、原則 3 か月に 1 回開催し、両者が受け持つ案件について、対応の確認と協議を行っている。

⑥ 虐待進行管理会議の協議状況(支援センター分)

平成 27 年度の虐待進行管理会議で協議された件数を、会議資料から集計したところ、協議件数は、支援センター担当分のみの件数で、下表のとおりとなっている。

また、平成 26 年度の件数も同様に集計したところ、同年度の虐待進行管理会議は、年 12 回行っていたことから、下表のとおりとなっている。なお、平成 27 年度からは、八王子児童相談所における虐待進行管理会議実施方法が変更になったこと等から、八王子児童相談所と支援センターとの虐待進行管理会議は年 4 回に減少している。

表 97 虐待進行管理会議で協議された件数(支援センター分のみ)(平成 26 年度)

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
虐待	73	79	137	83	89	106	
養育困難等	—	—	—	—	252	—	
合計	73	79	137	83	341	106	
区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
虐待	122	90	119	97	143	115	104
養育困難等	—	148	—	—	111	—	170
合計	122	238	119	97	254	115	—

(注)養育困難等について「—」と記載した箇所は、同月の進行管理会議では協議対象とはならなかったことを意味する。

表 98 虐待進行管理会議で協議された件数(支援センター分のみ)(平成 27 年度)

(単位:件)

回次	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均
虐待	279	301	292	221	273
養育困難等	114	81	56	90	85
合計	393	382	348	311	359

上記 2 表の各件数の推移、及び平均を比較すると、虐待についての協議数が増加していることから、全体件数も増加傾向にあるといえる。

⑦ 虐待進行管理会議の協議状況(八王子児童相談所分)

同様に、虐待進行管理会議では、町田市域で生じた八王子児童相談所担当分も協議対象となっているが、過年度分については、市として当時の資料を保持していないため、数値把握もされていない。

このため、参考として平成 25 年度から平成 27 年度の虐待相談の受理件数について次表に記載し、合わせて、当年度である平成 28 年度実施分(年間 4 回計画されているうち、既に実施された 2 回分)について、八王子児童相談所分として協議されたものを記載する。

表 99 八王子児童相談所が担当する町田市域での対応案件(虐待のみ)

(単位:件)

区分	虐待相談の受理件数			虐待進行管理会議協議数	
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 第 1 回	H28 年度 第 2 回
八王子児童相談所が担当する 町田市域での対応案件(虐待のみ)	127	240	263	238	269

上表の推移をみると、平成 25 年 8 月に「子ども虐待対応の手引き」が改正されたこと及

び面前DVによる警察への通報の増加と、その後、同程度で推移していることが読み取れる。

⑧ 虐待進行管理会議の協議状況（両者の件数比較）

八王子児童相談所と、支援センターがそれぞれ担当する案件数を当年度である平成28年度実施分(年間4回計画されているうち、既の実施された2回分)について、虐待進行管理会議で協議されたものを、次表に記載する。

表 100 虐待進行管理会議で協議された件数(八王子児童相談所、支援センター双方)(平成28年度)
(単位:件)

区分		第1回	第2回
虐待	八王子児童相談所	238	269
	支援センター	263	283
養育困難等	八王子児童相談所	2	2
	支援センター	107	68
計	八王子児童相談所	240	271
	支援センター	370	351
合計		610	622

上表によると、直近2回の虐待進行管理会議で協議された件数は、虐待については、八王子児童相談所と支援センターの両者、概ね同数であったといえる。

⑨ 八王子児童相談所と支援センターの町田市域担当職員数の比較

町田市域の児童相談を担当する八王子児童相談所と支援センターの平成28年9月末時点の職員数を、下表に示す。

表 101 八王子児童相談所と支援センターの町田市域担当職員数の比較(管理職除く)

(単位:人)

区分	八王子児童相談所		支援センター
	町田・日野・八王子市域兼任	町田市域専任	
担当職員数 (管理職除く)	児童福祉係統括係長1(常勤) 虐待対策班6(常勤2非常勤4) 児童心理士7(常勤) 養育家庭専門員3(常勤1非常勤2) 家庭復帰支援員2(常勤1非常勤1)	児童福祉司5(常勤)	正規職員9 嘱託職員7
合計	19	5	16

上表のように、両者の担当職員数には差がある。

⑩ 事業費

表 102 子ども家庭支援センター事業費

(単位:千円)

区分	平成 27 年度
事業費	2,343

担当課である支援センターで計上される事業費は、需用費、講師謝礼等が集計されたものであり、2,000 千円程度である。この他、職員人件費が別途、発生している。

(2) 監査の結果及び意見

① 八王子児童相談所と子ども家庭支援センターの連携【意見】

八王子児童相談所と支援センターは、町田市域で生じる児童虐待対応に関し、相互に連携して事務を行っている関係にあることから、その連絡・調整に関して十分に連携する必要がある。

現状、その連携に、特段の問題点は検出されなかったが、虐待対応件数が増加傾向にあり、また、八王子児童相談所の町田市域担当職員数は、支援センターの担当職員数に比べて少ないことから、今後は「協力依頼」の積極的な活用により、地域での社会資源を活かすことで、支援センターが対応する案件を増加させていくことも考えられる。

市域の児童虐待事案に対して、十分に対応できる組織体制を、今後とも維持できるよう、虐待事案の傾向に対応した組織整備が望まれる。

② 虐待等対応案件の市としての全体把握【意見】

現状、市のホームページにある虐待等対応件数や、市内部で保管されている件数把握については、市の組織である支援センター分のみを把握し、整理、公表している。

しかしながら、虐待対応案件等を、八王子児童相談所が担当するか、支援センターが担当するかは、案件の通報者がどちらに第一報を知らせるのかによっているにすぎず、支援センター分のみを把握する現状では、十分なものとは言えないと考える。

市域で生じている事象については、市として全体を把握し、支援センターの活動に活かしていく、また、市民への情報提供を行っていくことが望ましいと考えることから、まずは、虐待等対応件数については、支援センター分のみを把握するのではなく、八王子児童相談所分も把握し、市域全体を把握し整理することを要望する。また、長期的課題として、同整理結果の公表についても検討されたい。

2. ひとり親家庭自立支援事業

(1) 概要

① ひとり親家庭自立支援事業とは

ひとり親家庭自立支援事業とは、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的として行う事業である。事業では、ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの提供や職業訓練促進給付金の支出などが行われている。

ひとり親家庭へのホームヘルプサービスとは、義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、日常生活に著しく支障をきたしている場合、ホームヘルパーを一定期間派遣するものであり、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条、第 31 条の 7 を根拠とし、町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱が制定され、行われている事業である。

② ひとり親家庭へのホームヘルプサービス提供の対象となるもの

提供の対象となるのは、次表に示すいずれかに該当する場合である。

表 103 ひとり親家庭自立支援事業のサービス提供の対象となるもの

次のいずれかに該当する場合

- ・ひとり親家庭となってから 2 年以内で、日常生活に支障が生じており、支援が必要な場合
- ・技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- ・就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う等、自立促進に必要と認められる場合
- ・疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・残業・転勤・出張・学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合
- ・小学校 3 年以下の児童がいるひとり親家庭で、保護者の就業の事情により、生活援助や子育て支援を必要とする場合

③ 提供するサービスの内容

ひとり親家庭自立支援事業で提供するホームヘルプサービスは次のとおりである。

表 104 ひとり親家庭自立支援事業で提供するホームヘルプサービス

次のうち、必要と認めたものを提供する

- ・育児
- ・育児に伴う食事の世話・掃除・洗濯など軽易な家事
 - ※買い物や子どもを連れての散歩などは行わない。(居宅内のみで提供する。)
 - ※派遣の回数および派遣の時間数について制限がある。

表 105 ホームヘルプサービスの派遣回数及び派遣時間

- ・派遣回数は 1 日 1 回とし月 12 回以内(職業能力開発センター等に通学する場合は最大で月 24 回以内)
- ・派遣時間は午前 7 時から午後 10 時までの間で 1 日 8 時間以内(1 時間単位で最低 2 時間以上で 8 時間まで)

利用者が支払う料金については、世帯の所得に応じて、定められている。(町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱 別表 1)。

④ ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの実施委託

ひとり親家庭へのホームヘルプサービスは、平成 27 年度については次の者に委託し、実施している。

表 106 ホームヘルプサービス委託の概要

名称	サービス提供のべ日数(日)	サービス提供のべ時間数(時間)	委託料(千円)
(有)めぐみ	650	3,438	5,469
(有)花水木花水木家政婦紹介所	26	82	135

なお、(有)花水木家政婦紹介所は、平成 27 年度の契約完了をもって、市との取引は終了している。

現状 1 者となった(有)めぐみとは、10 年以上前から継続して契約を行っている(単年度契約)。

⑤ 事業費

表 107 ひとり親家庭自立支援事業費

(単位:千円)

区分	平成 27 年度
事業費	20,518

委託料の他、職業訓練促進給付金等の支出で構成されている。

(2) 監査の結果及び意見

① ひとり親家庭へのホームヘルプサービスを実施する事業者数について【意見】

ひとり親家庭へのホームヘルプサービスは業務委託により行われているが、委託先は平成 28 年 9 月末現在、1 者となっている。

ひとり親家庭自立支援事業は国が行う事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法)により行われている事業でもあり、今後とも事業継続が必要とされることから、代替可能な者を早期に見出しておくことが望ましい。

3. 子ども在宅サービス支援事業

(1) 概要

① 子ども在宅サービス支援事業とは

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、児童福祉法に子育て短期支援事業が規定されていることを根拠とするものである。

なお、「入所させ」となっているが、市の実務では、保護者からの利用申請があった場合に児童を預かることとなる。

② 児童養護施設等とは

市においては、「マルガリータ」と称する子どものショートステイ(宿泊保育)とトワイライトステイ(夜 10 時までの保育)に対応した施設を市内養護施設敷地内に設置し、該当する児童については同所で必要な保育を行っている。同施設は、ショートステイ・トワイライトステイ専用の施設となっている。

同施設には、専任の保育士が泊まりこんで児童の世話をを行うため、家庭の雰囲気そのまま普段と同様の生活ができるよう配慮されている。

③ ショートステイ(宿泊保育)とトワイライトステイ(夜 10 時までの保育)とは

ショートステイ(宿泊保育)とは、保護者の病気や出産、家族の介護などで一時的に養育ができなくなった時に利用できるものであり、子どもを連れて行けない、子どもだけで留守番させるわけにもいかないという場合を想定するものであり、児童を夕方 4 時から翌朝 9 時まで預かるものである。

トワイライトステイ(夜間保育)とは、保護者の帰宅が遅くなる時に、子どもだけで留守番させるわけにいかない、食事や入浴をさせてほしいという場合を想定するものであり、児童を夜 10 時まで預かるものである。

④ 利用に関する事項

利用日数については、ショートステイ(宿泊保育)は 1 回で 7 泊まで利用可能となっている。また、トワイライトステイ(夜 10 時までの保育)は年間 30 日までの利用が可能となっている。休館日はない。

対象となる児童は、町田市在住の原則として 2～12 歳までの児童で集団生活が可能な児童である(中学生は含まない)。利用料金は次のとおり定められている。

表 108 子ども在宅サービス支援事業利用料金

ショートステイ(宿泊保育) : 1 泊 2 日 4,000 円
トワイライトステイ(夜 10 時までの保育) : 10 時間超 4,000 円、10 時間以内 3,000 円、 8 時間以内 2,000 円、4 時間以内 1,000 円
※市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は、ショートステイ年間 7 泊まで(入院要件での特例有)・トワイライトステイ年間 30 日まで費用減額の対象となる。

⑤ 利用者数の推移

ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜 10 時までの保育)の利用者のべ人数の推移を次表に示す。

市民の施設への認知度が上昇したこと等から、利用者数は増加している。

表 109 ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜 10 時までの保育)の利用者のべ人数

(単位:人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
ショートステイ(宿泊保育)	224	320
トワイライトステイ(夜 10 時までの保育)	415	504
合計	639	824

⑥ 施設の定員と利用者数

ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜 10 時までの保育)にはそれぞれ定員があるが、この定員に対する一日の利用状況について調査したところ、平成 27 年度では、9 月 21 日、9 月 22 日に最大の利用人数を記録した状況を次表に示す。

表 110 ショートステイ、トワイライトステイの定員と、1 日の利用状況

(単位:人)

区分	定員	9 月 21 日	9 月 22 日
ショートステイ	5	5	5
トワイライトステイ	6	5	5
合計	11	10	10

このように、施設は、年間を通した稼働率は低いものの、突発的な利用への対応という観点からは、ほぼ適量の確保が行われているともいえる。

⑦ 子ども在宅サービス支援事業の実施委託

子ども在宅サービス支援事業は、次の者に委託し、実施している。

表 111 子ども在宅サービス支援事業の委託先名と委託料の推移

(単位:千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
社会福祉法人基督教児童福祉会	基本分	8,255	8,225	14,981
	実績分	998	1,437	1,754
	計	9,223	9,662	16,736

平成 27 年度から基本料が増加している。これは、利用者数増加を受け、市において行われる業務委託料積算事務において、見込み保育士配置人数を 1.5 人から 2.5 人に増員させたこと等による増加である。

同法人とは、平成 14 年度から継続して契約を行っている(単年度契約)。

⑧ 事業費の推移

表 112 子ども在宅サービス支援事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費	9,223	9,662	16,736

事業費は、全額、基督教児童福祉会に対する子ども家庭在宅サービス業務委託料の支払である。

(2) 監査の結果及び意見

① 業務委託料の適正性【意見】

子ども在宅サービス支援事業は社会福祉法人基督教児童福祉会に業務委託をしているが、同法人とは平成 14 年度からの取引関係にあり、また、業務委託料については、同法人の見積もりを参考に庁内積算を行った額を業務委託料としている。

また、同様の業務を行える者は、現時点では市は見出していない状況にある。

業務委託料の適正性を確認するため、取引関係が長期に及んでいることもあり、業務仕様を明確にし、業務委託料の適正性確保に今後とも努められたい。

② 利用者受入れに対する準備【意見】

市は、町田市子ども子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメント等により利用者ニーズ量を把握し、施設の確保の目標としてこれを利用しているが、利用者数には日ごとによらつきがあることから、パブリックコメント等による利用者ニーズ量は、必ずしもピーク時の利用者数を表したものではないと考えられるため、ピーク時への準備に参考となる数値の収集と、ピーク時の準備を行う必要がある。

具体的には、ピーク時の利用人数、日数、要因等状況把握を行い、施設内の空きスペースの転用可否の検討等、既存の施設の有効活用をまずは検討し、他の制度で整備されている保育施設や機能等、他との連携を検討することも考えられるところである。

また、現状、利用可能児童の年齢下限が 2 歳となっており、2 歳未満の受入れはできないことや、施設が 1 か所しかないことから生じる地域的利便性についても懸念される場所である。

これに関わらず、市として、必要としている利用者の受入れが十分に行えるよう、準備の参考となる数値を収集し、準備を検討されたい。

V. すみれ教室

1. すみれ教室

(1) 概要

① すみれ教室の事業内容

すみれ教室は、心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある乳幼児(以下、「障がい児」という。)の自立のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、児童福祉法第43号第1号に規定する福祉型児童発達センターとして設置(町田市子ども発達センター条例第1条)された町田市子ども発達センターである。また、障がいのある方を対象に、温水プールを開放している。

② 対象としたサンプル

平成27年度のすみれ教室費支出明細を通査し、異常な支出がないことを確認するとともに、任意に抽出したサンプルについて、契約書等の支出証拠書類の検証を行った。

任意に抽出したサンプルは、節別に、報酬3件、賃金8件、需用費7件、役務費1件、委託料11件、使用料及び賃借料2件、備品購入費1件の計29件を抽出した。そのうち、第11節需用費と第13節委託料のサンプルは、次表のとおりである。

表113 「第11節 需用費」から抽出したサンプル一覧

サンプル No.	契約名	支出額(円)
11-1	給食調理に用いる食材の購入に関する契約(4月分)	139,166
11-2	給食調理に用いる食材の購入に関する契約(8月分)	147,209
11-3	すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及チャッキ弁交換緊急修繕	402,161
11-4	サーモスタット交換及び凍結防止修繕	389,988
11-5	すみれ会館高架水槽等塗装修繕	309,960
11-6	すみれ会館プール系統ゲート弁及チャッキ弁交換緊急修繕	223,128
11-7	すみれ教室 FUC 系統中央監視設備修繕	1,131,840

表114 「第13節 委託料」から抽出したサンプル一覧

サンプル No.	契約名	支出額(円)
13-1	すみれ会館プール設備保守点検等業務委託	599,400
13-2	すみれ教室通園バス運行業務委託	24,066,720
13-3	すみれ会館エレベータ設備保守点検業務委託	1,600,560
13-4	すみれ会館温水プール監視業務委託(単価契約・長期継続契約)(4月分)	187,920
13-5	すみれ会館清掃及び設備運転管理業務委託(長期継続契約)	3,018,666
13-6	すみれ教室給食調理等業務委託(長期継続契約)	6,617,376
13-7	すみれ会館夜間巡回機械警備業務委託(長期継続契約)	505,440
13-8	すみれ会館温水プールに係る指導業務委託(単価契約)(4月分)	74,872
13-9	すみれ会館受付業務委託(単価契約)(4月分)	74,682
13-10	すみれ会館プール開放等管理業務委託(単価契約)(4月分)	41,951
13-11	すみれ会館清掃及び設備運転管理業務委託(長期継続契約)	2,888,904

③ 契約事務に必要な書類

契約の締結は、契約課が行う場合と各課(すみれ教室)が行う場合とがある。すみれ教室が行う契約は、町田市契約事務規則第 52 条に規定されている契約であり、特命随意契約及び随意契約によることができる金額以下の契約(少額随契)である。

表 115 町田市契約事務規則(抜粋)

(課において行う契約)	
第 52 条	第 49 条の規定にかかわらず、課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げるものは、課において行うものとする。(以下略)
(3)	特定の者でなければ契約の履行ができない特別の事情がある随意契約(以下略)
(14)	前各号に掲げるもののほか、1 件の予定価格が第 24 条の規定により随意契約によることができる額以下の契約
(随意契約の限度額)	
第 24 条	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約によることができる場合は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とする。
(1)	工事又は製造の請負 1,300,000 円
(2)	財産の買入れ 800,000 円
(3)	～ (5) 略
(6)	前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

すみれ教室で行う契約事務に必要な書類は、次表のとおりである。

表 116 すみれ教室で行う契約事務に必要な書類

【凡例】●:必ず必要な書類、○:省略することができる書類、-:必要ない書類

区分	予定価格	契約書等の種類	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
			契約同書	契約方法決定書	業者選定書	契約原議書	見積書	検査証 着手届 完了届 工程表 検査願	完了の届出書類に<合格印>又は合格証
物品契約	40 万円以下	なし又は請書	●	○	○	○	○	-	●
		物品契約書	●	○	○	●	○	-	●
	40 万円超 80 万円以下 特命随意契約	請書	●	○	○	○	●	-	●
		物品契約書	●	○	○	●	●	-	●
80 万円超 特命随意契約	物品契約書	●	●	○	●	●	-	●	
修繕請負契約	40 万円以下	なし、請書又は修繕請負契約書	○	○	○	●	○	-	●
		工事請負契約書	○	○	○	●	○	●	-
	40 万円超 130 万円以下 特命随意契約	請書又は修繕請負契約書	○	○	○	●	●	-	●
		工事請負契約書	●	○	○	●	●	●	-

区分	予定価格	契約書等の種類	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
			契約 伺書	契約 方法 決定書	業者 選定書	契約 原議書	見積書	検査証 着手届 完了届 工程表 検査願	完了の届出 書類に<合 格印>又は 合格証
	130 万円超 特命随意契約	修繕請負契約書	●	●	○	●	●	—	●
		工事請負契約書	●	●	○	●	●	●	—
業務委託契約	40 万円以下	なし、請書又は 業務委託契約書	○	○	○	●	○	—	●
	40 万円超 50 万 円以下 特命随意契約	請書又は業務委 託契約書	○	○	○	●	●	—	●
	50 万円超 特命随意契約	業務委託契約書	●	●	○	●	●	—	●

(2) 監査の結果及び意見

① 契約締結決定通知書の不備について【結果】

契約課で締結する契約の場合、契約課において、契約の相手方及び契約金額を決定した後、契約締結請求課(すみれ教室)へ契約締結決定の通知がなされる。契約締結請求課(すみれ教室)は、当該通知「契約締結決定通知書」をもとに、支出負担行為決議を行うこととなる。

しかし、下記契約 2 件につき、契約締結決定通知書が不備であった。今後は、契約事務の手引きにしたがって、適切に整備する必要がある。

表 117 契約決定通知書が不備の契約一覧

サンプル No.	契約名
13-1	すみれ会館プール設備保守点検等業務委託
13-4	すみれ会館温水プール監視業務委託

② 予定価格の未決定について【結果】

契約事務規則第 25 条において、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を決定しなければならないと規定されている。具体的には、予定価格調書を作成して、予定価格を決定することとなる。

しかし、下記契約 6 件につき、予定価格が決定されておらず、予定価格調書が作成されていなかった。今後は、契約事務規則にしたがって、予定価格を決定する必要がある。

表 118 町田市契約事務規則(抜粋)

(予定価格の決定)
第 25 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 9 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
(予定価格の決定方法)
第 9 条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、

一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

表 119 予定価格が未決定の契約一覧

サンプル No.	契約名
11-1,11-2	給食調理に用いる食材の購入に関する契約
11-3	すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及チャッキ弁交換緊急修繕
11-4	サーモスタット交換及び凍結防止修繕
11-5	すみれ会館高架水槽等塗装修繕
11-6	すみれ会館プール系統ゲート弁及チャッキ弁交換緊急修繕
11-7	すみれ教室 FUC 系統中央監視設備修繕

③ 請書の未徴取について【結果】

契約事務規則第 31 条において、契約書の作成を省略するときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならないと規定されている。

しかし、下記 3 契約につき、請書その他これに準ずる書面が徴されていなかった。今後は、契約事務規則にしたがって、請書その他これに準ずる書面を徴する必要がある。

表 120 町田市契約事務規則(抜粋)

(請書等の徴取)

第 31 条 前条の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

表 121 請書が未徴取の契約一覧

サンプル No.	契約名
11-4	サーモスタット交換及び凍結防止修繕
11-5	すみれ会館高架水槽等塗装修繕
11-6	すみれ会館プール系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕

④ 契約締結時に必要な書類の不備について【結果】

「(1)概要 ③契約事務に必要な書類」に示したとおり、契約締結にあたっては、「契約伺書」、「契約方法決定書」、「契約原議書」及び「見積書」が必要となっている。

しかし、下記のとおり、契約締結時に必要な書類に不備があった。今後は、契約事務の手引きにしたがって、必要な書類を適切に作成する必要がある。

なお、給食調理に用いる食材等の購入に関する契約については、契約伺書等、所定の書類は作成していないものの、起案書により、特命随意契約締結に関する決裁は受けている。

表 122 契約締結時に必要な書類が不備の契約及び不備書類の一覧

サンプル No.	契約名	不備書類
11-1,11-2	給食調理に用いる食材の購入に関する契約	・契約伺書 ・契約方法決定書 ・契約原議書 ・見積書
13-4	すみれ会館温水プール監視業務委託	・見積書
13-8	すみれ会館温水プールに係る指導業務委託	・契約伺書 ・契約方法決定書
13-9	すみれ会館受付業務委託	・契約伺書 ・契約方法決定書

⑤ 履行報告の徹底について【結果】

サンプル No.13-5 「すみれ会館清掃及び設備運転管理業務委託(長期継続契約)」の履行報告については、業務委託契約約款および仕様書で下記のとおり規定されている。

表 123 業務委託契約約款(抜粋)

(履行報告)

第9条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

表 124 仕様書(抜粋)

報 告 受託者は、月々の作業を完了した時は、月ごとにまとめて報告書を提出すること。

当該サンプルの契約期間は、平成24年10月1日から平成28年9月30日までであったため、平成27年度に属する期間のうち、平成27年4月分の履行報告について確認を求めたところ、履行報告は存在しなかった。

しかし、4月分の業務が完了したことを確認し、検査に合格したことを認める「合格証」が作成され、その合格証をもとに支出命令がなされている。

契約の履行の確保は徹底する必要があるため、業務委託契約約款および仕様書にあるとおり、履行報告を確実に徴取し、当該履行報告に基づき、履行確認を行う必要がある。

⑥ 文書保存の徹底について【結果】

サンプル No.11-1、2 「給食調理に用いる食材の購入に関する契約」においては、食材の購入において、「食材の購入に関する指示書」(第1号様式)、食材の購入実績の集計において、「食材等の購入に関する実績報告書」(第2号様式)、「食材購入の指示数の状況」(第3号様式)及び「検査願」(第4号様式)が必要とされている。

表 125 給食調理に用いる食材の購入に関する契約書(抜粋)

(食材の購入)

第4条 乙が行う食材の購入は、別に定めがない限り本契約によるものとする。

(2) 甲は、給食を実施する日ごとの食材の購入数について、給食を利用する園児の出席状況を勘案して、毎週火曜日までに翌週月曜日から金曜日(休日を除く)までの必要食数を、「食材の購入に関する指示書」(第1号様式)により、乙に指示するものとする。

(食材の購入実績の推計)

第8条 乙は、月ごとの当該月の初日から末日までの指示食数の食材の実費を、「年 月分の食材の購入に関する実績報告書」(第2号様式)及び「食材の購入の指示数の状況」(第3号様式)に購入伝票等の説明資料を添えて甲に提出し、「検査願」(第4号様式)により検査を請求するものとする。

しかし、平成27年4月分及び8月分について、第1号様式～第4号様式について確認を求めたところ、当該書類は存在しなかった。すみれ教室によると、文書保存期限内であるにもかかわらず、誤って溶解紙として廃棄してしまったとのことである。なお、平成28年3月分については、平成28年度の担当者がたまたま手持ちで保管しており、内容を確認することができた。

したがって、文書については、文書保存期限を順守するとともに、保管場所を定め、適切に保管する必要がある。

⑦ 再委託の承認の徹底について【結果】

サンプル No.13-11 「すみれ教室清掃及び設備運転管理業務委託」の業務実施期間は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの長期継続契約であり、受託者は、東京ベイサイドビルサービス協同組合である。

この契約の業務委託契約約款では、再委託について、下記のとおり定めている。

表 126 業務委託契約約款(抜粋)

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

当該業務は、清掃業務、設備機器点検保守業務、設備管理業務及び設備緊急対応業務からなっているが、平成27年10月分の報告を確認したところ、清掃業務については、受託者である東京ベイサイドビルサービス協同組合ではなく、日本シティビルサービス株式会社からの報告書となっていた。つまり、委託業務の一部である清掃業務が、第三者に再委託されていることになる。しかし、すみれ教室は、当該再委託に関して承認していない。

したがって、業務委託契約約款にしたがい、再委託については受託者に対し、市に承認を得るよう求め、適切に承諾する必要がある。

⑧ 約款の再委託条項の見直しについて【意見】

サンプル No.13-3 「すみれ会館エレベータ設備保守点検業務委託」の委託契約書約款では、再委託について、下記のとおり定めている。

表 127 業務委託契約約款(抜粋)

(業務の再委託)

第2条 乙は、前条に定める業務の一部又は全部を第三者に再委託できるものとします。

約款第 2 条によると、業務の全部を第三者に再委託できることになっているが、業務の全部について再委託を認めるのであれば、当該契約における業者選定手続きが無意味になると考えられる。したがって、業務の全部については、再委託を認めるべきではない。

また、約款第 2 条においては、再委託の承認について規定していないため、承認がなくとも再委託可能な状況となっている。再委託の承認についても、約款で明確に規定する必要がある。

このように、業務の全部の再委託を認めないよう、また、一部を再委託する場合には承認を要するよう、約款を見直す必要があると考える。

⑨ 見積書の徴取について【意見】

契約事務規則第 26 条において、随意契約による時は、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならないと規定されている。この趣旨は、できる限り競争的手法によるとともに、見積りとの比較、取引実例との比較等を行い、より適正な価格により契約を締結することにある。

下記 2 契約については、見積書が 1 者のみからしか徴されていないが、いずれも複数の業者から見積りを徴することが可能な業務である。

サンプル No.11-1,2 「給食調理に用いる食材の購入に関する契約」においては、すみれ教室給食調理等業務委託(長期継続契約)の一般競争入札に参加した業者が 10 者いたことを考慮すると、2 者以上から見積書を徴し、適正な価格を検討するべきである。

サンプル No.11-3 「すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」においては、緊急であるとはいえ、同様の状況であるサンプル No.11-6 「すみれ会館プール系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」を対応した No.11-3 とは異なる業者が存在することを考慮すると、2 者以上から見積書を徴し、適正な価格を検討するべきである。なお、この点については、「⑩ 適正な価格の検討について【意見】」を参照のこと。

したがって、複数から見積書を徴することができる場合には、契約事務規則第 26 条の趣旨を踏まえ、2 者以上から見積書を徴するよう努めるべきである。それでも、1 者からのみ見積書を徴する場合には、契約原議書にその理由を明記しておく必要があると考える。

表 128 町田市契約事務規則(抜粋)

(見積書の徴取)	
第 26 条	随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない。
第 27 条	前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
(4)	1 件の予定価格が 40 万円以下の契約を締結するとき。

表 129 見積書が 1 者のみの契約一覧

サンプル No.	契約名
11-1、11-2	給食調理に用いる食材の購入に関する契約
11-3	すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕

表 130 見積書が1者のみ(1件40万円以下)の契約一覧

サンプル No.	契約名
11-4	サーモスタット交換及び凍結防止修繕
11-5	すみれ会館高架水槽等塗装修繕
11-6	すみれ会館プール系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕

⑩ 適正な価格の検討について【意見】

「⑨ 見積書の徴取について」において記載したとおり、サンプル No.11-3 「すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」と No.11-6 「すみれ会館プール系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」とは、類似の状況における類似の業務であるが、いずれも異なる1者のみからしか見積書を徴しておらず、適正な価格が検討されていない。

そこで、監査人が両者の見積書を比較したところ、下記のように差異があった。発注時期もサンプル No.11-3 が平成 27 年 11 月、サンプル No.11-6 が平成 28 年 2 月と近く、資材価格等の差はそれほどないと思われるが、例えば、鋳鉄製ゲート弁 1 台については 26,830 円の価格差がある。

このように、見積書を比較することで、取引実例との比較などが可能となり、ひいては、適切な価格の検討を行うことができる。したがって、今後は見積書を比較するなどして、適正な価格を検討する必要があると考える。

表 131 見積書の比較

(単位:円)

商品名	数量	単位	No.11-3 の金額 (A)	No.11-6 の金額 (B)	差異 (A)-(B)
鋳鉄製ゲート弁	1	台	70,730	43,900	26,830
鋳鉄製チャッキ弁	1	台	56,650	42,000	14,650
HT 配管材料費	1	式	38,500	—	38,500
ボルトナット、パッキン類	1	式	9,592	6,300	3,292
ゲート弁、チャッキ弁交換作業費	1	式	121,000	72,600	48,400
産廃処分費	1	式	16,500	8,800	7,700
雑材消耗品費	1	式	9,900	5,500	4,400
交通運搬費	1	式	16,500	11,000	5,500
諸経費	1	式	33,000	16,500	16,500
小計			372,372	206,600	165,772
消費税等			29,789	16,528	13,261
合計			402,161	223,128	179,033

⑪ 給食調理に係る契約について【意見】

給食調理に係る契約として、サンプル No.13-6 「すみれ教室給食調理等業務委託(長期継続契約)」(以下、「給食調理委託」という。)とサンプル No.11-1,2 「給食調理に用いる食材の購入に関する契約」(以下、「食材購入」という。)の2つがある。給食調理委託につい

では、一般競争入札により業者が選定されているが、食材購入については、特命随意契約により業者が選定されている。

食材購入における特命随意契約の理由としては、「給食調理委託の契約会社である同社は献立立案から食材の内容を十分に把握している」ことを挙げている。

配送ルートを持っていることとすべての食材を一括配送することは、当該業者に限ったことではないため、特命随意契約の理由とはならないが、確かに献立立案から食材の内容を十分に把握していることは、その理由となるといえる。

今後も、給食調理委託業者と特命随意契約により、食材購入を行うのであれば、契約事務の効率化の観点から、食材購入について、給食調理委託の仕様に組み込み、両契約を統合することを検討する必要がある。統合にあたっては、食材購入価格が過度に安価となり低品質とならぬよう、給食調理委託料とは別に材料費として別途実費支給とする仕様設計とすることが必要である。統合しないのであれば、給食調理委託の仕様書において、あらかじめ、別途食材購入に関する契約を締結する予定であることを明記しておく必要があると考える。

表 132 特命随意契約理由書(抜粋)

理由 園児及び検食用計 42 食分の食材を多品目かつ少量ずつ、毎日確実に一定の時間までに配送してもらう必要があり、給食調理委託の契約会社である同社は献立立案から食材の内容を十分に把握しており、配送ルートも持っている業者で、確実な納品ができる。また、すべての食材を一括配送するので、配送車の敷地内通過回数を最小限に減らすことができ危険防止につながる。

⑫ 文書管理の徹底について【結果】

これまで、「① 契約締結決定通知書の不備について【結果】」、「④ 契約締結時に必要な書類の不備について【結果】」及び「⑥ 文書保存の徹底について【結果】」で記載したとおり、すみれ教室においては、文書の整理、保存が適切になされていない。

今後は、町田市文書管理規定に従い、文書管理を徹底する必要があると考える。

表 133 町田市文書管理規定(抜粋)

(文書等の整理) 第 31 条 文書等の整理は、原則としてファイリングシステムを利用し、いつでも容易に取り出せるように、所定の場所に組織的に整理し、及び保存しなければならない。 2 文書等の保存に当たっては、常に紛失、火災、盗難等の予防の措置を図るとともに、重要なものは、いつでも持ち出せるようにあらかじめ準備しておかななければならない。
(保存年限) 第 33 条 文書等の保存年限は、永年、10 年、5 年、3 年及び 1 年とし、総務部長が別に定めるもののほか、主管課長が定める。ただし、軽易な文書等で 1 年以上の保存の必要がないと主管課長が認めた文書等は、事務遂行上必要な期間の終了後、随時廃棄することができる。
(文書等の保存) 第 35 条

2 文書等は、第33条第1項ただし書の規定により随時廃棄するものを除き、前条に規定する起算日から1年は主管課長が保存する。

⑬ 予防保全的な修繕の実施について【意見】

これまで見てきたとおり、サンプル No.11-3 「すみれ会館プール蓄熱槽系統ゲート弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」、サンプル No.11-4 「サーモスタット交換及び凍結防止修繕」やサンプル No.11-6 「すみれ会館プール系統弁及びチャッキ弁交換緊急修繕」のように、すみれ会館においては、緊急修繕が多く発生している。平成 27 年度においては、サンプル抽出した以外にも、冷却塔補給水弁交換修理、プール系統腐食配管交換修繕、集熱ポンプ緊急交換修繕、循環ポンプ緊急修繕など、多くの緊急修繕が発生している。

現在のすみれ会館は昭和 58 年 4 月に完成しており、築 33 年あまりが経過していることから、このように老朽化による緊急修繕が頻発している状況にある。今後も老朽化による緊急修繕の発生が予想されるが、療育指導に影響が出ることがあってはならない。したがって、今後は対症的に緊急修繕を行うのではなく、できるだけ予防保全的に修繕を実施する必要がある。そのためには、まずは修繕計画を策定する必要があると考える。

VI. 保健所保健予防課

1. 医療費助成

(1) 概要

保健予防課における医療費助成事務としては、自立支援医療(育成医療)、養育医療、妊娠高血圧症候群等の医療費助成がある。医療費助成にあたっては、町田市の負担の他、国及び東京都より補助金が支出されている。

表 134 医療費助成件数の推移

(単位:件)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育成医療	申請件数	40	43	30	36
	認定件数	36	40	26	32
養育医療	申請件数	112	104	90	79
	認定件数	111	104	90	78
妊娠高血圧等症候群	申請件数	1	0	0	0
	認定件数	1	0	0	0

① 育成医療

育成医療の支給は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」、「町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく育成医療費の支給等に関する規則」、「町田市育成医療に係る自立支援医療費の支給等に関する事務取扱要領」に基づき、下記の条件を満たした児童の医療費を助成するものであり、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とする。

- ・ 保護者が町田市に在住し、児童が満 18 歳未満であること
- ・ 身体に機能障害があること
- ・ 手術等により確実な治療効果が期待できること
- ・ 市民税額(所得割)が 23 万 5 千円未満であること

② 養育医療

養育医療の支給は、「母子保健法」、「町田市母子保健法施行細則」、「町田市未熟児養育医療助成実施要綱」に基づき、下記の条件を満たした新生児の医療費を助成するものであり、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給その養育に必要な医療の給付を行いすることを目的とする。

- ・ 出生時体重 2,000 グラム以下のもの
- ・ 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状があるもの
 - ア 一般状況(運動不安・けいれん・運動異常)
 - イ 体温が摂氏 34 度以下
 - ウ 呼吸器、循環器系(強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分 30 以下等)

- エ 消化器系(生後 24 時間以上排便がない、48 時間以上嘔吐が持続等)
- オ 黄だん(生後数時間以内に出現、異常に強い場合等)

③ 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等の医療の支給は、「町田市妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱」に基づき、妊娠高血圧症候群等に罹患している者に対し、医療費を助成するものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 育成医療に係る受給者認定について【意見】

受給者証の発行に関する手続きを監査した際、指定自立支援医療機関の意見書において、治療により機能障害が回復する見込みに関して、「やや見込みあり」の記載がある事案があった。当該制度の受給条件である「手術等により確実な治療効果が期待できること」を満たすかどうかかが問題となる。受給者は、当該受給以前にも同制度による受給者証の発行を受けており、その際も回復の見込みに関しては、同様の意見が付されていたが、医療資格のある管理職に確認し、生活能力の水準向上が認められるため、受給者証の発行には問題ないと審査を受けており、2 回目の審査においても同様の理由により受給者証を発行している。

当該事案に関しては、審査過程については、ヒアリングの限り問題ないものとの心証が得られたが、上記の経緯については、担当者によるメモが意見書に張り付けられている限りであり、審査過程を検証するには十分なものとなっていない。特に当該審査においては、医療の専門家による審査が不可欠であり、当該事案のように市としての判断を要するものについては、意思決定者の自署によるコメントか、署名または押印を行うなど意思決定の過程を明確にしておくことが必要であると考ええる。

② 町田市育成医療に係る自立支援医療費の支給等に関する事務取扱要領の修正について【結果】

市では、「町田市育成医療に係る自立支援医療費の支給等に関する事務取扱要領」に基づき育成医療費の助成を行っているが、同取扱要領第 1 の趣旨において、根拠条文として障害者総合支援法第 5 条第 23 項を引用しているが、第 5 条 22 項の誤りであった。これは、東京都より、町田市が保健所の事務について移管を受けた際、規程類に関して、東京都のものを参考にそのまま作成したことによる誤りであった。通常は、法律の変更の通知がある際に、修正の必要性を確認する手続きとなっているが、同事務取扱要領作成の際は、保健所の移管前であったため、確認が漏れたものと考えられる。速やかに修正を行うとともに、今後、事務移管の際は、自ら根拠法令等を確認することが必要であると考ええる。

2. 予防接種

(1) 概要

市では、高齢者向けや任意の予防接種事業のほか、子どもに対する定期の予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎(28年10月1日から)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん(MR)、水痘、日本脳炎、二種混合、HPVを、指定医療機関にて無料で実施している。HPVを除く予防接種については、住民基本台帳の情報をもとに接種時期の開始前に個別予防接種実施のお知らせが送付され、予防接種番号シールの貼られた母子手帳により接種を受けることが可能となる。町田市の指定医療機関の外、八王子市、日野市、多摩市、稲城市の4市においては、5市による定期予防接種の相互乗り入れを実施しているため、4市と契約している指定医療機関においても同様の手続きにより接種を受けることが可能である。また、それ以外の医療機関において接種を受けた場合は、予防接種助成金の交付請求を行うことにより、助成を受けることが可能である。

町田市の指定医療機関は、予診票により、接種の可否を判断したのち、接種を行なう。予診票は予防接種番号が記入され、一般社団法人町田市医師会に送付される。医師会では、病医院ごとに接種および予診のみの実施回数を集計し、契約単価にもとづき事務必要経費と共に町田市に請求している。

予防接種に使用するワクチンについては、6社との間で予防接種ワクチン確保供給委託単価契約を締結し、指定医療機関からの発注に基づき納品が行われ、6社より毎月請求されている。

表 135 子どもの予防接種の実施概要

ワクチン	接種件数(件)	接種回数
ヒブ	11,478	生後2か月以上7か月未満の場合、合計4回(初回3回、追加)
小児用肺炎球菌	11,470	生後2か月以上7か月未満の場合、合計4回(初回3回、追加)
四種混合	11,602	合計4回(初回3回、追加)
三種混合	22	合計4回(初回3回、追加)
不活化ポリオ	644	合計4回(初回3回、追加)
BCG	2,995	1回
MR(フォロー接種含む)	6,433	2回
麻しん	0	
風しん	0	
水痘	6,478	2回
日本脳炎	13,613	【第1期】合計3回(第1期初回2回、追加)【第2期】1回
二種混合	2,644	1回
HPV	9	3回

表 136 予防接種ワクチン確保供給委託の実績(予防接種事業)

ワクチン	支払額(千円)
A	3,334
B	80,042
C	93,851
D	66,842
E	56,728
F	49,508
合 計	350,307

予防接種に係るワクチンの供給に関しては、医療機関より、市と契約しているワクチン供給会社に対して直接発注が行われることとなっており、市としては、ワクチン供給会社からの報告による納品状況(供給数量)の確認ができるのみである。したがって、納品後においては、在庫数の他、仕損や廃棄により、供給数量と接種件数が乖離する可能性がある。

この点に関しては、市は、月次の納品数を確認する際に、過去の納品数に対して、異常値がないことを確認するとともに年間の接種件数と供給数量に大きな乖離がないかを確認しているところである。

なお、差額については、理論的に在庫と考えられるが、概ね年間接種件数の5%以内に収まっている。ただし、二種混合ワクチンにおいては、容量が複数種あり、1本で5件や10件の接種が可能なものもある。この場合、1件分の0.1ml(1,200円/本)と5件分の0.5ml(1,200円/本)の値段が同じであり、10件分の1.0ml(1,570円/本)も最大接種可能件数あたりの単価が割安であるため、複数件の接種においては、ワクチンをすべて使いきらない場合においても0.5mlや1.0mlの商品が使用されることとなる。結果として、供給量における最大接種可能件数(5,830件)に対し、実際の接種件数(2,644)は大きく下回ることとなるが、0.5mlと1.0mlのワクチンがすべて2件分の接種に想定されたと仮定すると供給数量に対する理論的な接種件数は、2,776件となり実際の接種件数に近似することから、0.5mlと1.0mlのワクチンがすべて2件分の接種に想定されたとする仮定する仮説が正しいのであれば、供給数量と接種件数が概ね一致していると担当課は考えている。

(2) 監査の結果及び意見

① ワクチンの供給・在庫量の適正性の確認について【意見】

経済性の観点から、各医療機関における使用状況(発注量の適正性や仕損や廃棄の状況)を確認する必要性は低いと考えられるが、概要で述べた検証の前提となっている仮説については、既に市が保有する各医療機関における日単位の接種状況のデータから確認ができるものと考えられるため、定期的にサンプルベースで検証することが必要である。また、仕損品や使用期限切れに伴う廃棄に関しては、実態把握ができるよう廃棄証明を付した報告を求めることを検討すべきと考える。

② 業務委託単価契約書の収入印紙について【意見】

市は、6社との間で予防接種ワクチン確保供給委託単価契約を締結しているが、市が保管する契約書において、1社については、4,000円(第7号文書に基づくものと想定される)の印紙税が納付されているが、他の5社については、200円(第2号文書の契約金額の記載のないものに基づくものと想定される)が納付されている。印紙税の納付義務自体については、委託先にあり、市に瑕疵はないものの、この度のケースにおいては、全く同一の内容の契約を6社との間で締結しているものであり、容易に認識できるものであることから、確認の上、事業者に対して行政機関として注意喚起を行うべきであると考えます。

3. 母子一般健診・母子歯科健診

(1) 概要

市では、母子健診に関して、妊婦健診及び乳幼児健診として、3～4か月児(集団)、6～7か月児(個別)、9～10か月児(個別)、1歳6か月児(個別)、3歳児(集団)の健康診査、1歳6か月児(集団)、2歳児(集団)、2歳6か月児(集団)、3歳児(集団)の歯科健康診査を実施している。

① 妊婦健診

妊娠届の提出により、母子健康手帳と共に妊婦健康診査受診票(14回分)、妊婦超音波検査受診票が交付される(平成28年度より妊婦子宮頸がん検診も実施)。東京都内の医療機関(例外として相模原市、横浜市、川崎市、大和市など近隣市の医療機関の一部)で受診する場合には、原則受診票の使用が可能であるが、助産所や東京都外の医療機関で受診する場合には、受診票の使用ができないため、妊婦健康診査受診費用助成制度を利用し、助成を受けることができる。

健診委託料については、東京都内の医療機関については、東京都国民健康保険団体連合会を通じて支払われる。近隣市の医療機関の一部については、直接医療機関と契約を締結しており、直接当該医療機関に支払いが行われる。

② 3～4か月、3歳児健康診査

集団健診により、健康福祉会館、鶴川保健センター(平成28年1月から12月は、和光大学ポプリホール鶴川)、忠生保健センター、小山市民センターの4か所において、町田市医師会より出動した医師(一部、多摩市の多摩南部地域病院からの派遣あり)により実施される。

委託料については、業務単価委託契約書に定められた単価により、町田市医師会を通じて出動した医師に支払われている。

③ 6～7か月、9～10か月児健康診査

受診票が発行され、個別健診により、東京都内及び相模原市の実施医療機関で受診す

ることができる。

東京都内分の健診委託料については、東京都国民健康保険団体連合会を通じて実施医療機関に支払われる。相模原市分の健診委託料については、直接実施医療機関に支払われる。

④ 1歳6か月児健康診査(医科)

受診票が発行され、個別健診により、町田市及び相模原市の実施医療機関で受診することができる。

町田市分の健診委託料については、町田市医師会を通じて実施医療機関に支払われる。相模原市分の健診委託料については、直接実施医療機関に支払われる。

⑤ 歯科健康診査

母子保健法に基づく1歳6か月、3歳児歯科健診と町田市独自の制度として2歳、2歳6か月児歯科健診が実施されている。集団健診により、健康福祉会館、鶴川保健センター(平成28年1月から12月は和光大学ポプリホール鶴川)、忠生保健センター、小山市民センターの4か所において、東京都町田市歯科医師会より出動した歯科医師により実施される。

委託料については、各々、業務単価委託契約書に定められた単価により支払われている。

(2) 監査の結果及び意見

① 妊婦健康診査委託料の請求書の日付について【意見】

妊婦健康診査委託料のうち、直接契約を行っている近隣市の医療機関の請求書に、契約書に記載されている報告・請求期日(15日)を遅延する日付の記載のある請求書があった。ヒアリングによれば、実際の受領日は契約書通りに到達しているが、請求書の到着日が医療機関によりまちまちであるため、処理日において日付空欄の請求書に対して、日付の記載を市側で行ったものであった。

契約上の支払日は、請求書を受理した日から30日以内となっており、前月分が翌月1日に請求されたとしても翌月末に支払いを行うことは、契約上の期限である15日頃に処理を行っても通常は可能である。医療機関が契約内容を遵守していることを担保する意味においても、医療機関に請求書日付を記載させるよう指導するとともに、例え、空欄であったとしても市として、請求書の日付記載を行うべきではないと考える。

② 歯科健診における医薬材料等の在庫管理について【意見】

集団歯科健診において使用される医薬材料や器具等については、市で購入・保管し、必要なものについて健診時に払出を行っている。年間の消費量については、乳幼児数からある程度正確に把握が可能であるため、できる限り、購入単価の安い時期に購入を行っている。一方で、出納簿等の記録は行っていないため、在庫の適正性や仕損や廃棄の状況を確認することもできない状況となっている。今後は、実務に負担のない方法での出納

簿の記録と期末時点における実地棚卸が必要であるとする。

4. 母子保健訪問

(1) 概要

町田市では、出産後に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。母子手帳綴じ込みのはがきにより、出生の通知に基づき、保健予防課スタッフが連絡し、訪問日の決定、訪問を実施する。

第一子については、主として助産師・保健師が訪問し、子どもの体重測定や、EPDS (Edinburgh Postnatal Depression Scale: エジンバラ産後うつ病自己評価票)を含む質問項目により、記録表を作成する。第二子以降については、体重測定の希望がない限り、主として看護師が訪問する。

母子訪問の結果については、月に1回、訪問スタッフと地区担当の市職員の保健師による会議を開催し、記録票をもとに情報共有を行うとともにフォローアップの必要な事案について検討する。以後は、地区担当の保健師が、フォローアップし、必要に応じて、子ども家庭支援センター等の関係部署と情報共有を行う。

事業費に関しては、国・東京都より乳児家庭全戸訪問事業補助金が支給されるが、母子保健法に基づく新生児訪問事業と児童福祉法に基づく乳児訪問事業が混在することとなるため、訪問に係る全経費の内、乳児家庭全戸訪問事業相当額を対象経費としている。

(2) 監査の結果及び意見

① マニュアルの作成について【意見】

赤ちゃん訪問の訪問スタッフについては、経験豊富なメンバーを採用しているとのことであり、記録票の作成に当たっては、EPDSをはじめ、ネガティブな回答結果に関しては、追加質問を行い母子の心身の状況や養育環境について把握が行われている。また、訪問スタッフの研修も適宜行われているが、訪問時の手続きに関して、文書化されたものが作成されておらず、「産後の母親と家族のメンタルヘルス 自己記入式質問票を活用した育児支援マニュアル」(平成18年9月、吉田敬子・山下洋・鈴宮寛子著、母子保健事業団発行)が、課共有の書籍としてあるのみである。

メンバーの変更があることも想定し、手続きの統一化や情報共有を図れるよう、市独自のマニュアルを作成することが望ましいが、少なくとも上記マニュアルを訪問スタッフに貸与できるよう準備する必要があると考える。